㊢ 平成 30 年第 1 回定例会

（３月６日招集）

町議会会議録

益城町議会

平成30年第１回益城町議会定例会目次

○３月６日（第１日）

出席議員 …… 2
欠席議員 …… 2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名 …… 2
説明のため出席した者の職・氏名 …… 2
開会・開議 …… 3
・諸般の報告（議席配付）
日程第１　会議録署名議員の指名について …… 3
日程第２　会期の決定について …… 3
日程第３　議案第７号　平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）…… 4
日程第４　議案第８号　平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）…… 4
日程第５　議案第９号　平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第４号）…… 4
日程第６　議案第10号　平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第４号）…… 4
日程第７　議案第11号　平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）…… 4
日程第８　議案第12号　平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第４号）…… 4
日程第９　議案第13号　平成30年度益城町一般会計予算 …… 12
日程第10　議案第14号　平成30年度益城町国民健康保険特別会計予算 …… 12
日程第11　議案第15号　平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計予算…… 12
日程第12　議案第16号　平成30年度益城町介護保険特別会計予算 …… 12
日程第13　議案第17号　平成30年度益城町公共下水道特別会計予算 …… 12
日程第14　議案第18号　平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計予算…… 12
日程第15　議案第19号　平成30年度益城町水道事業会計予算 …… 12
日程第16　議案第20号　益城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について…… 26
日程第17　議案第21号　益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 26
日程第18　議案第22号　益城町町民体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について …… 26
日程第19　議案第23号　益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 26
日程第20　議案第24号　益城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について …… 27
日程第21　議案第25号　介護保険法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について …… 27

日程第22　議案第26号　益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について …… 27
日程第23　議案第27号　益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 27
日程第24　議案第28号　益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 27
日程第25　議案第29号　益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について …… 27
日程第26　議案第30号　訴えの提起について …… 27
日程第27　議案第31号　町道の路線廃止について …… 27
日程第28　議案第32号　町道の路線認定について …… 27
散会 …… 31

○３月７日（第２日）

出席議員 …… 32
欠席議員 …… 32
職務のため出席した事務局職員の職・氏名 …… 32
説明のため出席した者の職・氏名 …… 32
開議 …… 33
日程第１　総括質疑 …… 33
散会 …… 65

○３月８日（第３日）

出席議員 …… 66
欠席議員 …… 66
職務のため出席した事務局職員の職・氏名 …… 66
説明のため出席した者の職・氏名 …… 66
開議 …… 67
日程第１　一般質問 …… 67
９番　宮﨑金次議員 …… 67
１　（都）南北線について
町では県道熊本高森線の４車線化及び同県道以北の開発の為、グランメッセ木山線と県道熊本高森線の間の連絡道を安永地区と馬水地区に計画されており、これまでに町で４回、安永地区で２回の説明会及び意見交換会を行ってきた。その結果、本南北線の目的や意義については十分に理解で

きるものの、南北線沿線の現状（再建や建築中）から今幅員12メートルの必要はなく、６～７メートルの幅員へ変更してほしいという要望が安永地区から上がっている。

そこで２点伺いたい。

①町の復興計画にもない幅員12メートルとなっているが、地元は要求していない。国か県の考えか。

②今回計画されている安永地区を通る南北線の総工費と町の負担額及び何年後に道路が完成すると見積もっているのか。

２　町の災害対策について

熊本地震から間もなく２年が経過しようとしている。この２年間に熊本地震を受けて当然、町の防災態勢は強化・改善された事と思うが、町の防災態勢で強化された事項を、ハード・ソフト面から「どこが、どう変わったのか」具体的に教えていただきたい。

７番　吉村建文議員 ･･･ 78

１　町民文化賞、町民スポーツ賞の創設について

現在、益城町において、学術、芸術または文化活動においてその活躍が顕著な方に対する表彰制度はあるのか。また、スポーツ活動において、その活躍が顕著な者、団体に対して表彰制度はあるのか。

スポーツに関しては、九州大会、全国大会に出場する補助金制度があると聞いている。また文化面においても同様なことがあると聞いているが、具体的にどのようなものがあるのか。

２　健康ポイント事業はどうなっているのか

平成28年３月定例会において提案し、執行部においてもその実行をお約束していただいた、健康ポイント制度は地震により計画が延期されたと思いますが、地震後２年近く経って事業として再開できると思われますが、どの様になっているのか。

３　小中学校のトイレの洋式化について

（１）現在、益城町の小中学校の校舎内、体育館、屋外トイレにおけるトイレの洋式、和式の比率はどうなっているのか。

（２）トイレの洋式化が今後必要になってくると思われます

が、町の方針はどうなっているのか。
4　災害復興住宅について
災害復興住宅の整備着手について熊日新聞で益城町は４％と報道してありましたが、現時点での状況を知らして欲しい。
5　県の復興基金について
12月の議会で、平成28年熊本地震復興基金が設置できた訳ですが、その後、具体的な事業は計画されているのか。
８番　野田祐士議員 …… 89
1　政治を行うに当たり大切なこと
住民の声を聞いて、意見を政策に反映させた住民主導型で進めていく事が何より重要で、復興の早道だと思う。西村町長は何故、住民の声を聞かないで、独断で進めていこうとするのかが、理解できない。
とても残念だが、ご自身はどう思っているか。
2　町長の政治姿勢とトップの資質・力量について
西村町長は選挙の際に「行政のプロ」と言うことで当選されたが、そのことが今回の地震において益城町にとってどれだけの重要性・意味があったか本当に疑問だ。
今後、町民が一日も早い安心した生活を取り戻すことが重要で、新しい町の発展に向けて復興を再起動させスピードを加速させなければ益城町の復興はどんどん遅れ、課題だけが多く残る。
益城町のリーダーに本当に必要だったのは、「行政のプロ」ではなく、「政治のプロ」が必要だったと思うがどう考えられるか。
散会 …… 99

○３月13日（第４日）

出席議員 …… 100
欠席議員 …… 100
職務のため出席した事務局職員の職・氏名 …… 100
説明のため出席した者の職・氏名 …… 101
開議 …… 101
日程第１　常任委員長報告 …… 101
日程第２　議案第33号　工事請負契約の締結について …… 118

日程第３　議案第34号　工事請負契約の締結について ･････････････････････････････ 119
日程第４　議案第35号　工事請負契約の変更について ･････････････････････････････ 119
日程第５　議案第36号　工事請負契約の変更について ･････････････････････････････ 121
日程第６　議案第37号　工事請負契約の変更について ･････････････････････････････ 122
日程第７　議案第38号　工事請負契約の変更について ･････････････････････････････ 123
日程第８　議案第39号　公有財産の取得について ･････････････････････････････････ 127
日程第９　議案第40号　公有財産の取得について ･････････････････････････････････ 129
日程第10　議案第41号　固定資産評価審査委員会委員の選任同意について･････････････ 135
日程第11　議員提出第１号　益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について ･･･ 136
日程第12　議員派遣の件 ･･･ 137
日程第13　閉会中の継続調査の件 ･･･ 137
閉会 ･･･ 137

平成30年第１回益城町議会定例会会議録

１．平成30年３月６日午前10時00分招集
２．平成30年３月６日午前10時00分開会
３．平成30年３月６日午後１時47分散会
４．会議の区別　定例会
５．会議の場所　役場仮設庁舎別館２階本会議場
６．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名について
日程第２　会期の決定について
日程第３　議案第７号　平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）
日程第４　議案第８号　平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第５　議案第９号　平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第６　議案第10号　平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第４号）
日程第７　議案第11号　平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）
日程第８　議案第12号　平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第４号）
日程第９　議案第13号　平成30年度益城町一般会計予算
日程第10　議案第14号　平成30年度益城町国民健康保険特別会計予算
日程第11　議案第15号　平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計予算
日程第12　議案第16号　平成30年度益城町介護保険特別会計予算
日程第13　議案第17号　平成30年度益城町公共下水道特別会計予算
日程第14　議案第18号　平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計予算
日程第15　議案第19号　平成30年度益城町水道事業会計予算
日程第16　議案第20号　益城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17　議案第21号　益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18　議案第22号　益城町町民体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第19　議案第23号　益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20　議案第24号　益城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第21　議案第25号　介護保険法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第22　議案第26号　益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23　議案第27号　益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24　議案第28号　益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25　議案第29号　益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26　議案第30号　訴えの提起について

日程第27　議案第31号　町道の路線廃止について

日程第28　議案第32号　町道の路線認定について

７．出席議員（17名）

１番　上村幸輝君	２番　下田利久雄君	３番　冨田徳弘君
４番　松本昭一君	５番　榮　正敏君	６番　中川公則君
７番　吉村建文君	８番　野田祐士君	９番　宮﨑金次君
10番　坂本　貢君	11番　寺本英孝君	12番　坂田みはる君
13番　石田秀敏君	14番　中村健二君	15番　竹上公也君
16番　渡辺誠男君	18番　稲田忠則君	

８．欠席議員（１名）

17番　荒牧昭博君

９．職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長　　堀部博之

10．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	永田清道君
会計管理者	髙森修自君	総務課長	中桐智昭君
企画財政課長	藤岡卓雄君	生活再建支援課長	姫野幸徳君
税務課長	緒方　潔君	住民保険課長	森部博美君
こども未来課長	坂本祐二君	健康づくり推進課長	後藤奈保子君
福祉課長	木下宗徳君	福祉課審議員	深江健一君
産業振興課長	森本光博君	復旧事業課長	坂本忠一君
復旧事業課審議員	増田充浩君	都市建設課長	西口博文君
復興整備課長	杉浦信正君	危機管理課長	金原雅紀君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	安田弘人君
環境衛生課長	河内正明君	水道課長	荒木栄一君
下水道課長	水上眞一君	代表監査委員	濵田義紀君

開会・開議　午前10時00分

○議長（稲田忠則君）　皆さん、おはようございます。

平成30年第１回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

なお、17番荒牧議員から欠席する旨の届け出があっております。議員定数18名、出席議員17名であります。

これより、平成30年第１回益城町議会定例会を開会いたします。

続きまして、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりでございます。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、11番寺本英孝議員、４番松本昭一議員を指名いたします。

日程第２　会期の決定について

○議長（稲田忠則君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から３月13日までの８日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君）　異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は８日間とすることに決定いたしました。

なお、日程について申し上げます。本日は、本定例会に提案されました議案の説明を行います。あす７日は総括質疑、８日は一般質問、９日は常任委員会、書類審査、10日、11日は休会、12日は常任委員会、現地視察、13日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

お諮りいたします。日程第３、議案第７号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）」から日程第28、議案第32号「町道の路線認定について」までを一括議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君）　異議なしと認めます。よって、日程第３、議案第７号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）」から日程第28、議案第32号「町道の路線認定について」までを一括議題といたします。

日程第３　議案第７号　平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）
日程第４　議案第８号　平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第５　議案第９号　平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第６　議案第10号　平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第４号）
日程第７　議案第11号　平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）
日程第８　議案第12号　平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第４号）

○議長（稲田忠則君）　これより提案理由の説明を求めます。

まず、日程第３、議案第７号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）」から、日程第８、議案第12号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第４号）」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　おはようございます。平成30年第１回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げて、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議員の皆様におかれましては、日夜地域のために活動されていることに対し、心からお礼を申し上げます。また、傍聴席には早朝からお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

昨日、木山地区の復興土地区画整理事業案が、益城町都市計画審議会におきまして、全会一致で可決をされました。前回、関係地権者への説明が不足して、合意形成が不十分などとして否決されましたが、今年１月15日から、全世帯410戸のうち、今月２日までに403世帯を戸別訪問し、370世帯からアンケートの回答をいただきました。その結果、全地権者の410名のうち、「賛成」約54％、「どちらかといえば賛成」約22％、合計約77％が賛成となりました。また、回答をいただきました370名のうち、「賛成」約60％、「どちらかといえば賛成」約25％、合計約85％の賛成という結果が出ております。

今後は、住民の意見や要望に丁寧に対応するようになどの附帯意見にもありますように、木山地区の地権者の皆様と意見を交換し、お聞きしながら、一緒になって、スピード感を持って、災害に強い安心・安全なまちづくりを目指してまいります。

さて、平昌オリンピックが２月９日から開催され、日本は13個のメダルを獲得し、全力で戦う姿は国民に勇気と希望を与えてくれました。好成績の裏には大変な努力があったと思います。オリンピックに参加されました全ての選手に改めて敬意を表します。

さらに、３月３日、４日には、木山初市が震災後初めて横町会場において開催されました。開催に当たり、さまざまな困難もあったようですが、益城町商工会をはじめ、多くの関係者の皆様の益城町を復興させるという強い熱意で実現することができ、心から感謝を申し上げます。あいにく３日は午後から雨が降りましたが、４日は好天に恵まれ、気温も24度近くに上がり、たくさんの来場者でにぎわっておりました。中でも、益城町商工会女性部の皆さんによる名物の市だごコーナーは長蛇の列ができており、二日間とも完売となりました。こういったイベントの開催は、被災した町民の皆様に元気を与えるとともに、心を癒していただきます。今後も町としても全力

で支援してまいります。

さて、今回提案します議案は、専決処分、議案、補正予算関係が６議案、平成30年度当初予算が７議案、条例など13議案の計26議案を提案しております。

まず、補正予算関係ですが、議案第７号、一般会計補正予算（第９号）は、歳入歳出16億1,786万8,000円を増額しまして、歳入歳出総額489億829万4,000円としています。歳入の主なものは、決算見込みによる町税を３億9,284万1,000円、国庫支出金で都市防災総合推進事業の防災・安全社会資本整備交付金４億6,590万円、小規模住宅地区等改良事業補助金４億5,087万2,000円、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業等の宅地耐震化推進事業補助金15億円、いずれも、国の補正予算で措置されたものです。

また、町民グラウンド分の公立社会教育施設災害復旧費補助金２億8,543万円、諸収入の災害救助費過年度精算金２億3,164万4,000円、宝くじ収益金等の市町村振興協会市町村交付金６億5,351万9,000円などを増額、また、災害廃棄物処理事業国庫補助金14億1,608万7,000円、保育所の社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金１億4,666万6,000円、熊本地震復興基金の基本事業分の交付金３億2,938万5,000円などを減額、さらに収入が増えたことなどにより、基金繰入金19億5,700万円全額を減額しています。

歳出の主なものは、国の補正予算に対応する事業費で、都市防災総合推進事業９億3,180万円、小規模住宅地区改良事業９億174万4,000円、災害公営住宅整備費４億1,400万円、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業30億円、木山中学校トイレ改修費6,072万1,000円、また、町民グラウンドの災害復旧費５億2,510万円などを増額、公費解体等の災害廃棄物処理費、公共下水道特別会計繰出金、役場庁舎等解体工事費及び決算見込みによるものなどを増額しております。

次に、特別会計につきましては、議案第８号、国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は7,317万2,000円の増額、議案第９号、介護保険特別会計補正予算（第４号）は24万8,000円の増額、議案第10号、公共下水道特別会計補正予算（第４号）は４億5,056万7,000円の減額、議案第11号、農業集落排水事業特別会計（第３号）は371万円の減額となっています。

さらには、議案第12号、水道事業会計補正予算（第４号）は、収益的収入を100万円増額、収益的支出を245万2,000円減額、また、資本的収入を5,090万円増額、資本的支出を1,408万4,000円減額するものです。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君）　企画財政課長の藤岡でございます。今回提案しております平成29年度の補正予算の関係６議案について御説明申し上げます。

まず議案第７号、平成29年度益城町一般会計補正予算書（第９号）でございます。１ページをお開きください。

平成29年度益城町一般会計補正予算書（第９号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億1,786万8,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ489億829万4,000円とするとしております。

第２条で繰越明許費の補正を、第３条で地方債の補正を記載しております。

６ページをお開きください。

第２表、繰越明許費補正でございます。

11款災害復旧費２項土木施設災害復旧費、事業名が被災宅地災害復旧事業でございます。翌年度繰越額１億3,034万6,000円となっております。これは、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業で、調査地の住民協議等に時間を要したためでございます。

次に、７ページからの第３表、地方債補正につきましては、歳入の23款の町債のところで御説明したいと思います。

次に、12ページでございます。

12ページからが歳入となっております。今回の補正は、町長も申しましたように、国の補正予算関係、それから決算見込みによる不用額、人件費等となっております。その主な点について御説明申し上げます。

まず、１款町税の１項町民税です。１目の個人、それから２目の法人、ともに平成29年度決算見込みによるもので、３億8,760万5,000円の計上となっております。

次に、15ページでございます。

16款国庫支出金３目衛生費国庫支出金の災害廃棄物処理事業国庫補助金は、事業費見込み額による減額補正となっております。

次の７目の土木費国庫補助金の防災・安全社会資本整備交付金は、国補正による都市防災総合推進事業で、２分の１補助となっております。

それから一つ飛んで下の小規模住宅地区等改良事業補助金も国補正によるもので、２分の１補助となっております。

次の７目３節の住宅費補助金の社会資本整備総合交付金公営住宅につきましては、４分の３補助となっております。

次に、９目の教育費国庫補助金の学校施設環境改善事業交付金は、木山中のトイレ改修工事で、補助対象基礎額の３分の１補助となっております。

10項の災害復旧費補助金の４節の公立社会教育施設災害復旧費補助金社会体育施設は、町民グラウンドほか校区グラウンド等の事業変更に伴うもので、３分の２補助となっています。

次に、16ページでございます。

５節の宅地耐震化推進事業補助金は国補正予算によるもので、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業分28億円、拡充事業分２億円、合計30億円の２分の１補助となっております。

次に、17ページです。

17ページの17款県支出金の２項１目総務費県補助金の熊本地震復興基金交付金は、県内統一ルール分の各事業の実績による減額補正となっております。

次に、19ページです。

20款繰入金です。２項１目の基金繰入金は、先ほど町長のほうからもありましたように、各基

金の戻入によりまして、平成29年度は０になる見込みとなっております。

それから20ページでございます。

22款の諸収入５項４目の過年度収入の災害救助費過年度精算金は、平成28年度の災害救助費の精算金となっております。

５目雑入の熊本県市町村振興協会市町村交付金は、宝くじ収益に係る交付金の計上となっております。

次に、21ページの23款町債の１目の総務費のグランメッセ木山線防犯灯設置事業債は、2,160万円の計上でございます。これは、グランメッセ木山線の太陽光発電防犯灯設置事業に係るもので、90％の充当率でございます。

２目の民生費の放課後児童クラブ建設事業債は510万円の計上で、これは広安西小児童クラブに係るもので、80％の充当率となっています。

６目の土木費の都市防災総合推進事業債は４億6,590万円の増額で、これは国の補正予算に伴う都市防災総合推進事業に係るもので、補助裏に対して100％の充当率でございます。

一つ飛んで、小規模住宅地区等改良事業債は４億2,560万円の計上でございます。これも、国の補正予算債で、起債対象事業費の２分の１に対して充当率100％となっております。

次に、７目教育費の木山中学校施設整備事業債は5,450万円の計上でございます。これは、木山中学校のトイレ改修事業に係るもので、100％の充当率でございます。

８目の災害復旧債の説明欄の７番目にございます、説明欄の上から７番目ですが、児童館災害復旧事業債は240万円の計上です。これは児童館の事前着工分に係るもので、100％の充当率でございます。

それから一つ飛んで、宅地耐震化推進事業債は16億6,080万円の増額で、これは充当率の見直し及び国の補正予算に伴うもので、100％の充当率でございます。

説明欄の一番下の、公立社会体育施設災害復旧事業債は２億4,800万円の増額で、これは町民グラウンド等に係る事業費の追加に伴うものでございます。

次に、22ページでございます。

９款２節の歳入欠陥債は1,860万円の増額で、これは町税等の現年分に伴うものでございます。

次に、23ページからが歳出となっております。

まず、32ページでございます。

４款衛生費２項清掃費の３目災害廃棄物処理費の住家等解体等業務委託料は、損壊家屋等の解体、それから撤去見込み棟数の確定による減額補正となっております。

すぐ下の33ページの災害廃棄物処理業務委託料は、災害廃棄物処理見込み量の確定による減額補正となっております。

次に、36ページです。

８款の土木費４項都市計画費の９目都市防災総合推進事業及び37ページになります10目の小規模住宅地区改良事業は、ともに新設でございます。これは、ともに国の補正予算で措置されたもので、２分の１の国庫補助、補助裏100％起債で、交付税措置が80％となっております。

次に、８款の５項住宅費の１目住宅管理費で、４億785万2,000円の増額となっておりますが、これは次のページでございますが、災害公営住宅に係るもので、主なものは、13節の災害公営住宅地区埋蔵文化財調査費２億6,400万円及び17節の災害公営住宅購入費１億5,000万円となっております。

次に、41ページでございます。

10款教育費３項中学校費１目学校管理費の13節の中学校施設整備設計・監理委託料及び15節の木山中施設整備費でございます。これは、木山中学校のトイレ改修に係るもので、国の補正予算で措置されたものです。補助対象額の３分の１が国庫補助、補助裏に100％の起債で交付税措置が50％となっているもの及び駐輪駐車場整備を平成30年度補正で組み替えることによるものでございます。

次に、43ページでございます。

10款６項１目の社会教育総務費で１億35万3,000円の減額となっております。主なものは、19節のふるさとづくり施設整備費補助金及び地域コミュニティ施設等再建支援交付金となっております。こちら実績に伴う減額でございます。

次に、47ページでございます。

11款災害復旧費の１項１目農業用施設災害復旧費11節の修繕料が5,000万円の減額となっております。これは、農道、用排水路等の事業費減による計上でございます。

次に、48ページです。

11款２項６目宅地災害復旧費の13節の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業測量設計業務委託料及び49ページの15節の宅地耐震化復旧工事費も、いずれも国の補正予算で措置されたもので、２分の１国庫補助、補助裏100％起債で、交付税措置が95％となっております。

次に、11款の３項１目の民生施設災害復旧費で、２億6,627万8,000円の減額となっています。13節の委託料及び15節の工事請負費は、第五保育所災害復旧に係る事業費の平成30年度への組み替えによるもの、それから、17節の公有財産購入費は執行残による減額補正となっております。

次に、50ページでございます。

11款４項３目社会体育施設災害復旧費の15節の町民運動場災害復旧工事費は、町民グラウンド災害復旧工事で、査定後の追加分で国庫補助３分の２となっております。

51ページの予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっております。

以上が議案第７号の説明でございます。

続きまして、議案第８号、平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）でございます。

こちらも１ページをお開きください。

平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,317万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億8,676万3,000円とすると定めております。

こちらは、６ページをお願いいたします。６ページからが歳入でございます。

まず、６款の療養給付費と交付金は、退職者医療交付金の額の確定による補正でございます。

10款の共同事業交付金も、保険財政共同安定化事業交付金の額の確定による補正でございます。

13款の繰入金も、繰入金の額の確定による補正となっております。

７ページからが歳出でございます。

２款の保険給付費は、財源組み替えでございます。

７款共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定による補正でございます。

12款の予備費は、歳入歳出の調整額の計上となっております。

以上が議案第８号でございます。

次に、議案第９号、平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第４号）でございます。

１ページをお開きください。

平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,670万3,000円とするとしております。

こちらも６ページが歳入となっております。

10款繰入金でございます。これは、低所得者の保険料軽減強化のため、国が２分の１、県と町がそれぞれ４分の１ずつ負担するもので、実績差額分を一般会計繰入金から24万8,000円補正するものでございます。

７ページが歳出でございます。

歳入の繰入金は、不特定財源で、予備費のほうで補正するものでございます。

以上が議案第９号でございます。

次に、議案第10号、平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第４号）でございます。

１ページをお開きください。

平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第４号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４億5,056万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億605万9,000円とすると定めております。

こちらも７ページをお開きください。歳入でございます。

１款の使用料及び手数料は、下水道使用料過年度分の増額で、収納実績によるものでございます。

２款の分担金及び負担金も、１節受益者負担金現年度分、２節の受益者負担金過年度分ともに収納実績による増額でございます。

３款の国庫支出金は、公共下水道事業補助金浸水対策業務補助金で、3,600万円の増額となっています。それから、災害復旧費国庫補助金は１億6,812万2,000円の減額となっております。

８ページでございます。

５款の繰入金は、一般会計繰入金の２億7,100万円の減額となっております。

７款の諸収入31万6,000円の増額は、自動車損害共済による増額でございます。

８款町債は、5,810万円の減額です。これは、公共下水道事業債が3,300万円の増額、それから

災害復旧事業債が３億4,810万円の減額、そして、下水道事業減収対策債が２億5,700万円を追加したためのものでございます。

それから、９ページからが歳出でございます。

１款事業費１項１目公共下水道費の13節委託料が3,400万円となっております。これは、区画整理西地区の下水道整備計画見直し業務委託料及び津森地区の境界点復元業務委託料、それぞれが300万円の減、また、浸水対策測量設計業務委託料の4,000万円の増額によるものでございます。

14節は機械借り上げ料で、600万円の減額となっております。

15節につきましては浸水対策工事で、3,200万円の増額となっております。

次に、10ページでございます。

２款の災害復旧費１項１目その他公共施設・公用施設災害復旧費の15節の工事請負費が５億円の減額となっております。これは今年度、災害復旧工事の補助工事分を17億8,336万6,000円計上しておりましたが、国からの29年度の予算配分が12億7,000万円で確定したためのものでございます。

４款の予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっております。

以上が議案の第10号でございます。

次に、議案第11号、平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）でございます。

こちらも１ページをお開きください。

平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ371万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ8,579万9,000円とすると定めております。

こちらも７ページが歳入となっております。

１款の使用料及び手数料は、下水道使用料過年度分の収納実績による増となっております。

２款の分担金、負担金も、１節の現年度、２節の過年度分、ともに収納実績による増額でございます。

５款の１項１目１節の一般会計繰入金は、2,800万円の減額となっております。

８ページでございます。

７款諸収入の２項１目１節の雑入は、受益者協力金及び消費税還付金、いずれも収納実績による増額となっております。

８款町債は、農業集落排水事業減収対策債2,300万円を追加するものでございます。

９ページからが歳出でございます。

１款事業費１項１目の農業集落排水事業費14節及び16節、いずれも歳出減による減額補正となっております。

27節公課費は、今年度消費税の還付等がなかったための減額となっております。

２目の施設費もいずれの節も減額となっておりますが、13節委託料は、書類上の雑損処理委託の未実施のための減額となっております。

３款予備費は、歳入歳出の調整額の計上でございます。

以上が議案第11号でございます。

最後に、議案第12号でございます。平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第４号）でございます。

こちらも１ページでございます。

第１条、平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

第２条でございます。平成29年度益城町水道事業会計予算（以下、予算という）第３条に定めた収益的収入及び支出額の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。11款益城町水道事業収益、補正予定額が増額の100万円となっております。

次に支出でございます。21款益城町水道事業費用、補正予定額が減額の245万2,000円とするものでございます。

２ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。第３条予算、第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。31款益城町水道事業資本的収入、補正予定額が増額の5,090万円。

次に支出でございます。41款益城町水道事業資本的支出で、補正予定額が減額の1,408万4,000円となっております。

次に、３ページでございます。

地方債の補正でございます。限度額を4,690万円増額し、１億7,330万円とするものでございます。起債の目的は水道整備事業債で、災害復旧等に充てるためのものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

４ページ、５ページは補正予算実施計画で、６ページからの補正予算実施計画明細書の款項目までの記載となっております。

６ページをお開きください。29年度補正予算実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入でございます。11款益城町水道事業収益１項営業収益３目その他営業収益１節手数料、増額の100万円、これは熊本地震で被災した住居等を新たに建設される際、必要である給水工事申し込み件数が増えたための増額でございます。

次に、支出の21款益城町水道事業費用２項営業外費用１目支払利息及び企業債取扱費、51節の企業債利息、減額の245万2,000円となっております。これは、平成28年度の借り入れ予定額が減少したため、平成29年度で発生する利息支払額も減額になり、減額するものとなっております。

７ページでございます。

資本的収入及び支出の収入でございます。31款益城町水道事業資本的収入１項の企業債２目の災害復旧事業債１節の企業債、増額の4,690万円となっています。これは、本管布設に付随する給水管布設工事及び取水ポンプ取りかえ工事、井戸ケーシング復旧工事など、単独事業が起債対象となり、借り入れるための増額となっております。

４項の工事負担金１目工事負担金２節の加入分担金、増額600万円でございます。個人住宅やアパート等の新規加入が増えたため、増額補正するものです。

次に、６項補助金１目補助金３節の県補助金、減額200万円です。事業費の確定により減額するものです。

８ページをお開きください。

こちらが支出となっております。41款の益城町水道事業費資本的支出。１項が建設改良費４目固定資産購入費71節有形固定資産購入費の減額が500万円です。これは、競争により安価で仕入れることができたことや、平成28年度に検満でメーター取りかえ予定のところが、地震により家屋が倒壊し交換できず、メーターを平成29年度に回したことで新規納入分が減り、減額するものです。

次の２項の企業債償還金１目企業債償還金73節の企業債償還金、減額が908万4,000円となっております。これは、平成28年度借り入れ分の支払い方法として、元金を据え置かないところで計算し予算計上しておりましたが、借入時に元金据え置きとしたため、不用額発生したための補正となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　日程第３、議案第７号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）」から日程第８、議案第12号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第４号）」までの説明が終わりました。

日程第９　議案第13号　平成30年度益城町一般会計予算

日程第10　議案第14号　平成30年度益城町国民健康保険特別会計予算

日程第11　議案第15号　平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第12　議案第16号　平成30年度益城町介護保険特別会計予算

日程第13　議案第17号　平成30年度益城町公共下水道特別会計予算

日程第14　議案第18号　平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計予算

日程第15　議案第19号　平成30年度益城町水道事業会計予算

○議長（稲田忠則君）　続いて日程第９、議案第13号「平成30年度益城町一般会計予算」から日程第15、議案第19号「平成30年度益城町水道事業会計予算」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　それでは、議案第13号から19号まで御説明をいたします。

平成30年度予算につきましては、平成30年度予算編成要領に基づき、予算編成に当たっています。平成30年度は、４月に町長選挙が予定されていますことから、新規事業等の政策的経費を極力抑えた骨格予算で編成しております。

まず、議案第13号、益城町一般会計予算の規模は252億2,944万6,000円で、前年度当初予算に比べ、140億5,090万円、率にして35.8％の減で、被災家屋の解体撤去等の災害廃棄物処理事業がおおむね終了したことなどにより、大きな減額となっています。

歳入では、町税が個人住民税や固定資産税の償却資産等が増加し、31億1,741万9,000円、前年

比５億3,309万円、20.6％の増。地方交付税は、被災者向け経営体育成支援事業の終了による特別交付税の減少で、32億8,469万2,000円、前年比9,567万7,000円の2.8％減。国庫支出金は、道路や都市公園の災害復旧費国庫負担金、平成31年４月開所予定の認可保育所施設整備のための保育所等整備交付金、災害公営住宅整備の社会資本整備総合交付金、文化会館や交流情報センター等災害復旧の公立社会教育施設災害復旧費補助金、被災宅地の耐震化を図る宅地耐震化推進事業補助金等で、76億1,406万7,000円、前年比76億1,008万円、50.0％の減。県支出金は、熊本地震復興基金交付金地域支え合いセンター設置運営支援事業補助金、第五保育所災害復旧のための社会福祉施設等災害復旧費補助金等により、30億8,357万9,000円、前年比４億7,365万円、13.3％の減。町債は、熊本中央線等整備に伴う県道整備事業債、災害公営住宅整備事業債、宅地耐震化推進事業債、文化会館等の災害復旧に伴う公立社会施設災害復旧事業債、各地域の公民館を復旧させるための地区公民館災害復旧事業債などにより、43億8,270万円、前年比63億6,810万円、59.2％の減となっております。

自主財源は23.9％で、主なものは、町税の31億1,741万9,000円、繰入金21億7,200万円、分担金及び交付金１億7,220万1,000円、繰越金が３億円となっております。一方、依存財源は76.1％を占め、主なものでは、地方交付税の32億8,469万2,000円、国県支出金106億9,764万6,000円、町債が43億8,270万円となっております。平成29年度予算より自主財源比率が増加しておりますが、平成30年度も熊本地震からの復旧・復興事業の財源となる国県支出金及び町債が大きいため、依存財源の占める割合が大きくなっております。

歳出では、総務費が、熊本地震復興基金創意工夫分を活用しました被災民間賃貸住宅復旧事業補助金等により、18億5,170万8,000円、前年比４億7,045万1,000円、34.1％の増。民生費が、被災者転居費用助成金等被災者支援の熊本地震復興基金事業、民間保育所整備事業補助金、仮設住宅運営費等により、53億866万5,000円、前年比２億9,804万1,000円、5.3％の減。衛生費は、公費解体等に伴う災害廃棄物処理事業がおおむね終了したことにより大きく減少し、10億7,621万8,000円、前年比102億9,260万8,000円、率にして90.5％の減。農林水産業費も、農業用倉庫の再建事業で、被災農業者向け経営体育成支援事業が終了したことによりまして、４億6,744万6,000円、前年比７億8,667万7,000円、率にして62.7％の減。土木費は、熊本中央線等の県道整備負担金、都市計画道路測量設計、災害公営住宅整備事業等により、41億9,648万9,000円、前年比16億6,061万2,000円、率にして65.5％の増。災害復旧費は、農業用施設の災害復旧費、道路橋梁災害復旧費、総合体育館関係の公園災害復旧費、被災宅地災害復旧費、第五保育所災害復旧費、文化会館等の公立社会教育施設災害復旧費、役場庁舎実施設計等93億1,212万円を予算計上しております。

平成30年度予算は、平成29年度予算と比較した場合、約140億円減少していますが、公共施設等災害復旧費や災害公営住宅整備等により、例年の約2.5倍となっている状況です。

次に、特別会計につきましては、議案第14号、国民健康保険特別会計予算は、総額を41億297万円。議案第15号、後期高齢者医療特別会計予算は、総額を３億7,013万2,000円。議案第16号、介護保険特別会計予算は、総額を33億9,651万8,000円。議案第17号、公共下水道特別会計予算は、

総額を24億1,002万2,000円。議案第18号、農業集落排水事業特別会計予算は、総額を8,927万5,000円。議案第19号、水道事業会計予算の収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益を４億7,761万9,000円、水道事業費用を４億7,758万1,000円、また、資本的収入及び支出の資本的収入を9,686万円、資本的支出を２億1,268万9,000円とするものでございます。

それでは、平成30年度の会計ごとの当初予算につきまして、予算書により企画財政課長より説明をさせますので、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君）　企画財政課長の藤岡でございます。それでは、平成30年度に計上しております当初予算７議案について御説明申し上げます。議案第13号から第19号までとなっております。

先ほど町長からもありましたように、平成30年度は町長選挙が予定されていることから、一般会計予算につきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費及び災害の震災復旧に関する経費を中心とした骨格予算としております。特別会計につきましては、通常どおりの当初予算の計上となっております。

それでは、議案第13号でございます。

１ページをお開きください。

平成30年度一般会計予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ252億2,944万6,000円と定めるとしております。これは、昨年に比べますと140億5,090万円の減額、率にいたしまして35.7％の減となっております。第２条では債務負担行為を、第３条では地方債を、第４条では一時借入金の最高額を、また、第５条では歳出予算の流用について定めているところでございます。

７ページをお開きください。

第２表の債務負担行為でございます。事項としまして、定住促進補助金交付事業でございます。期間を平成31年から平成33年度まで、限度額を1,250万円で計上しているところでございます。

次に、固定資産評価がえ固定資産税土地評価業務委託事業でございます。期間を平成31年度から平成32年度まで、限度額を2,322万円で計上しております。

次に、子ども・子育て支援事業計画策定事業でございます。期間を平成31年度まで、限度額を432万円で計上しております。

次に、８ページをお開きください。

第３表地方債でございます。まず、起債の目的の臨時財政対策債でございますが、平成29年度の発行可能額と国の動向等を参考に、４億8,000万円を計上しております。

次の緊急防災・減災事業債は、小峯消防団積載車格納庫建築に係るもの、並びに消火栓負担金及び熊本市事務委託に係るもので、100％の充当率の計上でございます。

次の水利施設整備事業債は、井寺排水機場改修に充てるためのもので、町負担分の充当率が90％、受益者分の充当率が75％となっております。

次の特定農業用管水路等特別対策事業債は、秋津農業用管水路負担金に係るもので、充当率は

90％となっております。

次の農業農村整備推進交付金事業債も、土地改良区事業に充てるためのもので、充当率90％を限度額としております。

次の県道整備事業債は、熊本中央線ほか県営事業負担金に充てるためのもので、充当率90％を限度額としております。

災害公営住宅建設事業債は、災害公営住宅に係る用地代及び住宅購入費に充てるためのもので、充当率100％を限度額としております。

都市計画道路整備事業債は、横町線等街路事業測量設計に係る事業に充てるためのもので、補助裏の充当率が90％となっております。

役場庁舎等災害復旧事業債は、用地測量、地盤調査、実施設計等に充てるためのもので、充当率100％を限度額とし、47.5から85.5の交付税措置があるものでございます。

次に、男女共同参画センター災害復旧事業債は、解体に伴う設計及び工事に充てるためのもので、充当率100％を限度額としております。

次の交通安全施設等災害復旧事業債は、道路反射鏡及び防犯灯の修繕に充てるためのもので、充当率100％を限度額としております。

９ページに移りまして、消防施設災害復旧事業債は、消防団詰め所の建てかえ及び修繕等に充てるためのもので、充当率100％でございます。

益城西原消防署災害復旧事業債は、外構の修繕工事費に充てるためのもので、充当率100％を限度額としております。

憩の家災害復旧事業債は、ポンプ小屋周りの配管修繕費等に充てるためのもので、充当率100％となっております。

保育所災害復旧事業債は、第五保育所の園舎工事費等に充てるためのもので、補助裏の充当率100％となっております。

農林水産業施設災害復旧事業債は、農道、用排水路等の災害復旧事業に充てるためのもので、充当率65％を限度額としております。

道路等災害復旧事業債は、道路橋梁及び河川の災害復旧事業に充てるためのもので、充当率100％を限度額としております。

公園災害復旧事業債は、総合運動公園内の総合体育館災害復旧事業、その他公園災害復旧事業費に充てるためのもので、充当率100％を限度額としております。

次の宅地耐震化推進事業債は、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業等に充てるためのもので、充当率100％を限度額としています。

次に公立学校施設災害復旧事業債は、小中学校の給排設備の修繕等に充てるためのもので、充当率100％を限度額としております。

学校給食センター災害復旧事業債も、調理場リース等に係る費用に充てるためのもので、充当率100％を限度額としております。

公立社会教育施設災害復旧事業債は、馬水教育集会所、交流情報センター及び文化会館の災害

復旧費に充てるもので、充当率100％を限度額としております。

地区公民館災害復旧事業債は、認可地縁団体に係る自治公民館災害復旧費等補助金に充てるためのもので、100％の充当率としております。

起債の方法、利率、償還方法につきましては、ここに記載しているとおりでございます。

次に、12ページでございます。

歳入でございます。

１款の町税です。町税につきましては町税全体で前年比５億3,309万円の増となっております。

税目ごとに申し上げますと、まず、１項の町民税でございますが、昨年に比べ、雑損控除件数等が少なくなると見込まれることから、前年比２億8,056万4,000円増の10億9,676万7,000円を計上しております。

次に、２項の固定資産税は、償却資産等の増加等により、前年比２億5,956万5,000円増の17億3,475万6,000円を計上しております。

次に、３項軽自動車税は、平成29年度の決算見込みより、前年比278万8,000円増の9,822万3,000円を計上しております。

次に、４項の町たばこ税は、平成29年度決算見込みにより、前年比982万7,000円減の１億8,417万3,000円を計上しております。

また、６項の入湯税につきましては、前年並みの350万円を計上しております。

次に、13ページの２款の地方譲与税から、16ページの11款地方特例交付金までは、平成29年度決算見込み額からの計上となっております。

次に、12款の地方交付税についてですが、前年比9,567万7,000円減の32億8,469万2,000円で計上しております。こちらにつきましては説明欄のほうをごらんいただきたいと思います。説明欄の上段の普通交付税につきましては、平成29年度決算見込み額から１億円増の23億円を計上しております。説明欄の２段目の特別交付税につきましては、中長期派遣職員人件費の80％を計上しておりますが、昨年より被災農業者向け経営体育成支援事業等の減によりまして、１億9,567万7,000円減の９億8,469万2,000円の計上となっております。

次に、17ページの14款分担金及び負担金は、昨年は保育料等の減額等があった関係で、18ページが計となりますが、前年比1,251万7,000円増の１億7,220万1,000円の計上となっております。

次の15款使用料及び手数料は、平成29年度決算見込み額からの計上となっております。

次に、20ページから23ページまであります16款国庫支出金につきましては、全体で前年比76億1,008万円の減となっております。減額の主なものを申し上げていきますと、まず20ページの１項４目の災害復旧費国庫補助金が33億6,045万1,000円の減、それから21ページの２項２目の民生費国庫補助金が３億9,897万7,000円の減、同じく21ページの３目の衛生費国庫補助金が51億1,061万8,000円の減となっております。また、増額の主なものを申し上げますと、21ページの７目の土木国庫補助金が５億5,040万5,000円の増、それから22ページの10目の災害復旧費補助金が７億4,578万8,000円の増となっております。

次に、23ページから28ページまでの17款県補助金は、全体で前年比４億7,365万円の減額とな

っております。増額の主なものを申し上げますと、24ページの２項１目の総務費県補助金が１億2,195万1,000円の増、それから減額の主なものを申し上げますと、同じく24ページ、２項２目の民生費県補助金が6,694万7,000円の減、それから26ページの２項５目の農林水産業費県補助金が６億2,153万6,000円の減となっております。

次に、28ページをお開きください。18款財産収入から22款諸収入までの平成29年度決算見込み額からの計上となっております。

30ページの20款繰入金９節の平成28年熊本地震復興基金繰入金で３億円を計上しております。これは、被災民間賃貸住宅復旧事業補助金に充てるものでございます。

次に、34ページでございます。23款の町債でございますが、これにつきましては、８ページの第３表地方債で説明したとおりでございます。

以上が歳入でございます。

○議長（稲田忠則君）　ここでですね、暫時休憩いたします。11時20分から再開いたします。

休憩　午前11時08分

再開　午前11時20分

○議長（稲田忠則君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君）　企画財政課長の藤岡でございます。

それでは、議案第13号の平成30年度益城町一般会計予算書の歳出のところでございます。36ページからでございます。

まず、款項目の中、前年と比較しまして、特に大きく増減した箇所について御説明させていただきます。

まず、38ページでございます。

２款総務費の１項総務管理費１目一般管理費でございますが、前年比１億8,981万5,000円の増となっております。主な要因としましては、総務関係派遣職員の人件費負担等を、平成29年度は災害救助費の中で計上しておりましたものを、新たに43ページの19節に分離して計上したことによるものでございます。

次に、46ページでございます。４目の企画費は２億8,417万6,000円の増となっておりますが、主な要因としましては、48ページの19節の被災民間賃貸住宅復旧事業補助金の計上によるものでございます。

次に、67ページでございます。３款民生費１項社会福祉費の１目社会福祉総務費でございます。比較の欄で２億8,440万円の減額となっております。これの主な要因としましては、平成29年度には臨時福祉給付金関連予算が計上されていたことによるものでございます。

次に、77ページでございます。３款２項児童福祉費の１目児童福祉総務費でございます。比較の欄で１億7,818万2,000円の増額となっております。こちらの主な要因は、81ページになります

が、19節の中の一番下でございます。認可保育所整備事業補助金の計上によるものが主なものでございます。

次に、84ページでございます。３款３項災害救助費の１目災害救助費でございます。比較の欄で２億7,759万4,000円の減額となっておりますが、主な要因としましては、３節の職員手当、19節の災害派遣職員人件費等の負担の減額によるものでございます。

次に、98ページでございます。４款でございます。４款の２項でございますが、災害廃棄物処理費でございます。102億2,563万8,000円の減額となっておりますが、これは公費解体及び災害廃棄物処理業務等が終了したことによるものでございます。

次に、100ページでございます。６款農林水産業費１項農業費の３目農業振興費でございます。比較の欄で７億7,375万1,000円の減額となっておりますが、これは、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金の減が主な要因でございます。

次に、113ページでございます。８款土木費の１項土木管理費の１目土木総務費でございます。比較の欄で５億9,837万9,000円の増額となっておりますが、これは、２節の給料、３節職員手当及び19節の派遣職員人件費負担金等の増が主な要因となっております。

次に、116ページでございます。２目の道路新設改良費でございます。比較の欄で２億9,515万4,000円の増額となっておりますが、これは、19節の県道整備事業負担金の増額が主な要因となっております。

次に、122ページでございます。６目の土地区画整理費でございます。比較の欄で１億3,980万1,000円の減額となっております。主な要因は、平成29年度には、益城中央土地区画整理事業の計画設計業務委託料が計上されていたことによるものでございます。

次に、８目の街路事業費は新設でございます。１億8,600万円の計上となっておりますが、これは13節に上げております都市計画道路測量設計業務委託料でございます。

次に、123ページでございます。８款５項住宅費の１目住宅管理費でございます。比較の欄で10億9,892万4,000円の減額となっております。主な要因としまして、平成29年度に、災害公営住宅関連費の13節委託料、17節の公有財産購入費等が計上されていたことによる減となっております。

次に、125ページでございます。２目の災害公営住宅費は新設でございます。15億8,074万2,000円となっております。主なものとしましては、13節の委託料及び17節の災害公営住宅に係る用地及び住宅購入費でございます。

次に、152ページでございます。10款教育費６項社会教育費の６目文化財保護対策費でございます。比較の欄で１億3,495万5,000円の増額となっております。主な要因としましては、13節の布田川断層仮保存整備業務委託料。

それから154ページになります。19節の平成28年熊本地震指定文化財等災害復旧事業補助金等の計上によるものでございます。

次に、163ページでございます。11款災害復旧費１項農林水産施設災害復旧費の１目農業用施設災害復旧費でございます。比較の欄で10億6,921万3,000円の減額となっております。主な要因

としましては、農道、用排水路等の修繕及び災害復旧工事費の減額でございます。

次に、165ページでございます。11款２項の土木施設災害復旧費の１目道路橋梁災害復旧費でございます。比較の欄で10億842万3,000円の増額となっております。主な要因としましては、13節の被災橋梁災害復旧業務委託料の計上によるものでございます。

次に、166ページの２目の河川災害復旧費でございます。比較の欄で１億8,635万7,000円の減額となっております。主な要因は、15節工事請負費の減額でございます。

167ページの３目公園災害復旧費でございます。比較の欄で29億5,236万1,000円の減額となっております。こちらも主な要因は、15節の工事請負費の減額となっております。

次に、５目の崖地災害復旧費でございます。比較の欄で１億7,100万円の減額となっております。こちらも15節の工事費の減額が主な要因です。

次に、６目の宅地災害復旧費でございます。比較の欄で９億275万6,000円の増額となっています。こちらの主な要因としましては、13節の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業測量設計業務委託料、それから、15節の宅地耐震化復旧工事費の計上によるものでございます。

次に、169ページの11款３項厚生労働施設災害復旧費の１目の民生施設災害復旧費でございます。比較の欄で２億2,279万円の増額となっております。主な要因は、第五保育所に係る15節の災害復旧工事費の計上によるものでございます。

次に、11款４項文教施設災害復旧費の１目公立学校施設災害復旧費でございます。比較の欄で44億236万3,000円の減額となっております。これは、平成29年度計上の益城中及び学校給食センターに係る15節工事費等の減額が主な要因でございます。

次に、171ページです。２目の社会教育施設災害復旧費は、16億7,399万4,000円となっております。これは、13節の中央公民館災害復旧工事実施設計業務委託料と、それから15節の文化会館災害復旧工事等の計上となっております。

次に、173ページです。12款の２項の公債費につきましては、起債償還の元金及び利子分の計上となっております。

14款の予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上でございます。

以上が議案第13号でございます。

続きまして、議案第14号、平成30年度益城町国民健康保険特別会計予算でございます。

１ページをお開きください。

平成30年度益城町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ41億297万円と定めるとしております。これは、昨年と比べますと４億8,005万3,000円の減、率にいたしまして10.5％の減となっております。第２条では、一時借入金の最高額を定めております。

なお、平成30年度当初予算においては、国保制度改革に伴い、制度の終了や事業等の廃止、さらには予算科目の変更があっております。

６ページをお開きください。

歳入でございます。

１款の国民健康保険税は、県が示した仮算定額を提示をしているところでございます。

次に、７ページの４款使用料及び手数料も、平成29年度収納見込み額からの計上となっております。

９ページの６款県支出金２項県補助金１目の保険給付費等交付金は、国保保険給付費等に係る県の支出金の計上となっております。

10款繰入金は、各項目に対しての一般会計からの繰入金の計上となっております。

10ページの11款の繰越金は、29年度からの繰り越し見込み額の計上となっております。

12款の諸収入の４項雑入につきましては、第三者求償に伴う納付金等の計上となっております。

12ページからが歳出でございます。

１款の総務費につきましては、１項１目一般管理費等の減により、平成29年度と比べて減額の計上となっております。

次に、15ページの２款でございます。15ページの２款の保険給付費は、平成29年度の実績をもとに計上しております。

17ページの３款の国民健康保険事業費納付金は、県に納める納付金で、県が示した仮算定額の計上となっております。

18ページでございます。４款の共同事業拠出金は、退職者医療制度の対象者把握に係る経費の計上となっております。

19ページの６款の保健事業につきましては、検診等に係る経費の計上となっております。

21ページの９款諸支出金は、保険税の還付金の計上となっております。

10款の予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっております。

以上が議案第14号の説明でございます。

続きまして、議案第15号、平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

こちらも１ページをお開きください。

平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３億7,013万2,000円と定めるとしております。こちらは、前年比較して849万3,000円の減、率にして2.2％の減となっております。こちらも２条では、一時借入金の最高額を定めております。

６ページをお開きください。

歳入でございます。

１款の後期高齢者医療保険料は、平成29年の収納見込みにより計上しております。

３款の国庫支出金の後期高齢者医療国庫補助金は、保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修事業費用、国が補助するもので、補助率は10分の10でございます。

次に、７ページでございます。５款の繰入金は、一般会計からの法定の繰入金の計上となっております。

６款の繰越金は、29年度からの繰り越し見込み額の計上となっております。

８ページからが歳出でございます。

１款総務費１項総務管理費は、平成29年と大きく変わっているところはございません。

２項の徴収費の13節委託料につきましては、保険料軽減特例の見直しによるシステム改修費の計上で、国の10分の10補助となっております。

９ページの２款後期高齢者医療広域連合納付金は、熊本県後期高齢者医療広域連合に支払う被保険者保険料負担金と基盤安定化負担金の計上となっております。

10款予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっています。

以上が議案第15号の説明でございます。

次に、議案第16号、平成30年度益城町介護保険特別会計予算でございます。

こちらも１ページをお開きください。

平成30年度益城町介護保険特別会計は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ33億9,651万8,000円と定めるとしております。こちらは昨年と比べまして３億7,932万2,000円の増、率にいたしまして12.6％の増となっております。第２条では一時借入金の最高額を、また第３条では歳出予算の流用について定めているところでございます。

こちらは７ページをお開きください。

７ページからが歳入でございます。

１款の保険料は、条例改正後の収納見込みにより計上しているところでございます。

８ページの４款の国庫支出金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費等に係る国庫支出金の計上となっております。

９ページの５款の支払基金交付金につきましても、介護給付費及び地域支援事業費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金の計上となっております。

６款の県支出金も、介護給付費及び地域支援事業費に係る県支出金の計上でございます。

10ページの10款繰入金は、一般会計からの繰入金の計上となっております。

11ページの11款繰越金は、29年度分の繰越金見込み額の計上でございます。

12ページからが歳出でございます。

１款の総務費でございます。こちらは、15ページの４項１目の趣旨普及費でございます。こちらは、３年に１度の保険料等の改正に伴う広報用パンフレット等の印刷製本費の計上となっております。

２款の保険給付費につきましては、第６期計画期間３年間の給付実績等のうち、熊本地震による利用者負担金の還付免除額分に相当する給付費を除いた額に各項目ごとの伸び率を掛けて計上しているところでございます。

次に、19ページでございます。５款の地域支援事業費でございます。１項１目の介護予防生活支援サービス事業費の13節委託料でございます。保健福祉センターにおいて業者が行う通所型サービスＡと、各事業所において行う通所型サービスＣ、それから国保連に支払う電算処理委託料の計上となっております。

19節は、介護給付費から地域支援事業費に移行しました訪問型サービスと通所型サービスの国

保連に支払う負担金の計上となっております。

20ページの５款３項１目の包括的支援事業の13節委託料でございます。こちらは東部圏域及び西部圏域の地域包括支援センター運営委託料、それから、各地域包括支援センター並びに社会福祉協議会へ委託する生活支援コーディネーター委託料等の計上となっております。

24ページの10款予備費につきましては、調整額の計上となっております。

以上が介護保険特別会計の説明となります。

続きまして、議案第17号、平成30年度益城町公共下水道特別会計予算書でございます。

１ページをお開きください。

平成30年度益城町公共下水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ24億1,002万2,000円と定める。第２条では債務負担行為を、第３条では地方債について定めております。また、第４条では一時借入金の最高額を定めているところでございます。

こちらは４ページをお開きください。

第２表、債務負担行為でございます。事項としまして、益城町公共下水道に伴う水洗便所等の改造のため借り入れた金融機関に対する損失補償でございます。期間、限度額につきましては、ここに記載しているとおりでございます。

次に、益城町浄化センター長寿命化更新事業は、期間を平成31年度まで、限度額を２億9,500万円としております。

次に、５ページの第３表、地方債でございます。起債の目的が、公共下水道事業債でございます。限度額を３億2,620万円としております。内容としましては、処理場の設備更新、津森地区及び区画整理西地区の整備等によるものでございます。

次の下水道災害復旧事業債は、限度額を１億630万円としています。内容としましては、管渠の災害復旧等でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載しているとおりでございます。

こちらは８ページをお開きください。

８ページから歳入でございます。

１款１項１目の使用料の１節の下水道使用料現年度分ですが、３億3,959万円の計上となっております。こちらは昨年度と比べ、4,152万7,000円の増額でございますが、こちらは熊本地震からの復旧による新築増等で、下水道使用世帯の増加を見込んでの計上となっております。

次に、２款１項１目負担金の１節の受益者負担金現年分ですが、受益者負担金現年分として647万4,000円、同じく特定環境保全分が964万4,000円、合計の1,611万8,000円の計上となっております。

次に、９ページでございます。３款１項１目の下水道費国庫補助金の１節の下水道費事業補助金は９億1,200万円となっております。これは、公共下水道事業補助金が２億1,830万円、下水道施設災害復旧費国庫補助金が６億9,370万円となっています。

次に、５款の繰入金１項１目１節一般会計繰入金は、７億700万円を計上しております。

続きまして、６款繰越金１項１目１節繰越金は、100万円の計上となっております。

10ページの８款町債につきましては、第３表の地方債補正で説明したとおりでございます。

11ページからが歳出でございます。

１款事業費１項公共下水道費１目公共下水道費の１節報酬につきましては、200万4,000円の計上でございます。これは、事務補助並びに排水設備検査員補助２名分の非常勤職員の計上となっております。

８節の報奨費は、受益者負担金一括納付報奨金としての347万5,000円を計上しております。

12ページでございます。13節委託料は２億5,530万円を計上しています。主なものとしましては、管渠実施設計委託料4,800万円、それから、処理場の長寿命化実施工事委託料が１億600万等となっております。

次に、13ページでございます。14節につきましては、1,139万4,000円を計上しています。これは、機械借り上げ料が1,000万円、器具借り上げ料が76万4,000円、土木積算システム借り上げ料が63万円となっております。

15節の工事請負費は、３億850万円を計上しております。これは、今年度実施予定の津森校区管渠築造工事、それから西地区区画整理地内の工事、給食センター区域の取り込み工事等でございます。

27節の公課費は自動車重量税２万円、平成30年度消費税2,500万円となっております。

14ページでございます。１款１項２目施設費の11節の需用費は、消耗品、燃料費、光熱費、修繕費、食糧費合わせて3,897万7,000円の計上となっております。

13節の委託料につきましては、１億653万1,000円の計上となっております。主なものとしましては、書類上の維持管理業務委託料が7,500万円、脱水ケーキ処分委託料が1,400万、それから下水道使用料徴収事務委託料が1,365万4,000円等となっております。

続いて16ページが、２款の災害復旧費１項１目その他公共施設・公用施設災害復旧費でございます。11節需用費は1,000万円を計上でございます。主にマンホール段差等の修繕、それから公共升取りつけ管修繕等でございます。

15節の工事請負費でございますが、平成30年度災害復旧工事その他附帯工事費として、７億9,000万円を計上しております。

19節は、派遣職員人件費負担金として、4,440万円の計上となっております。

３款公債費は、地方債償還の元金及び利子の計上でございます。

18ページになります。４款予備費につきましては、調整額としての計上となっています。

以上が議案第17号でございます。

続きまして、議案第18号、平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

１ページをお開きください。

平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ8,927万5,000円と定める。第２条では一時借入金の最高額を定めております。

こちらは６ページでございます。

歳入でございます。

１款の使用料及び手数料につきましては、１項１目１節の下水道使用料現年度分が1,874万4,000円、２節の過年度分が５万円を計上しております。

７ページの４款県支出金１項１目の１節の農業集落排水事業費補助金は300万円を計上しています。

また、６款１項１目の１節一般会計繰入金は6,600万円の計上となっております。

次に、７款繰越金は100万円の計上でございます。

８ページが歳出でございます。

１款事業費１項１目農業集落排水事業費の14節です。機械借り上げ料として80万円の計上、27節の公課費は、平成30年度分の消費税として200万円を計上しております。

９ページが２目の施設費でございます。11節需用費につきましては、同じく消耗品、光熱費等で741万8,000円の計上となっております。

12節の役務費は、831万6,000円の計上となっております。

13節委託料につきましては、1,257万1,000円の計上として、主なものとして、福田処理場の維持管理業務委託料が624万6,000円、下水道使用料徴収事務委託料が240万3,000円、処理場機能診断調査費業務委託料が350万円等となっております。

10ページの３款公債費につきましては、地方債償還の元金及び利子の計上。それから、４款の予備費につきましては、歳入歳出の調整額の計上となっております。

以上が議案第18号でございます。

最後に、議案第19号、平成30年度益城町水道事業会計予算書でございます。

こちらも８ページをお開きください。

第１条、平成30年度益城町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。第２条の業務の予定量は、次のとおりとするとしております。表でございます。給水戸数１万1,400戸、年間総排水量291万5,000立方メートル、１日平均排水量7,986立方メートルとしております。

次に、２ページでございます。

第３条収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。収入でございます。11款益城町水道事業収益４億7,761万9,000円。それから、支出でございます。21款益城町水道事業費を４億7,758万1,000円となっております。

次に、３ページでございます。

資本的収入及び支出でございます。第４条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりとする。括弧の中が、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１億1,582万9,000円は、当該年度損益勘定留保資金１億1,582万9,000円で補填するものとするとしております。収入でございます。31款益城町水道事業資本的収入9,686万円。それから、次に支出でございます。41款益城町水道事業資本的支出２億1,268万9,000円となっております。

また、第５条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与

費5,605万7,000円を計上しております。

５ページから８ページにつきましては、当初予算実施計画の22ページ以降の明細書の款項目までの掲載となっております。

９ページは、平成29年度決算見込みのキャッシュフロー計算書となっております。下から２行目が平成28年度決算の現金残高で、一番下が平成29年度末の現金残高と見込んでいるところでございます。

10ページが、平成30年度の当初予算キャッシュフロー計算書で、一番下が平成30年度末の現金残高と見ているところでございます。

11ページでございます。平成29年度当初予定損益計算書から、下から３行目でございます。熊本地震で1,581万803円の純損益とあるところでございます。

12ページから16ページまでは、予定の貸借対照表でございます。

17ページから21ページまでは、給与費関係の明細書となっております。

次に、22ページをお開きください。

平成30年度当初予算実施計画明細書でございます。収益的収入及び支出の収入でございます。

11款益城町水道事業収益１項営業収益１目給水収益１節水道料金３億7,900万円を見込んでおります。次に、３目その他の営業収益２節雑収益2,302万2,000円となっております。

次に、２項営業外収益５目長期前受金戻入１節の補助金と長期前受金戻入6,417万2,000円となっております。これは、国庫補助金等で取得した固定資産については、地方公営企業法の改正で、みなし償却制度が廃止され、減価償却するようになりました。その分は減価償却分にあわせて耐用年数の期間にわたって、各年度に収益として計上しますが、現金を伴わない収入となっております。

次に、３項特別利益４目の災害復旧補助金１節水道施設災害復旧補助金236万円、これは国庫補助金でございます。

23ページでございます。収益的収入及び支出の支出でございます。

21款益城町水道事業費用１項営業費用１目原水及び上水費19節の修繕費475万1,000円、こちらは下陳浄水場の門扉改修や非常用自家発電機17台の点検費用としての計上となっております。

次に、２目配水及び給水費では、19節の修繕費が1,220万円、これは送配給水管修繕に1,000万円を計上しております。

４目の総係費で、前年より580万円ほど増えております。１節給料が１名増えたことによるものでございます。

24ページでございます。10節の備消耗品費で備考の欄です。軽量ラック76万7,000円、それから16節の委託料の元号改正に伴う水道料金システム改修費115万6,000円、それから会計システム改修で59万4,000円などが、新たに計上したところでございます。

25ページでございます。５目減価償却費の41節有形固定資産減価償却費２億2,981万5,000円です。前年より1,860万円ほど増加しております。理由としましては、29年度中に工事が完了し、増加した資産の減価償却が新たに始まることによるものです。

次に、６目の資産減耗費の43節固定資産除却費1,909万2,000円、これは施設整備、それから災害復旧等で施設等を更新することで、なくなった資産を除却するものでございます。

次に、26ページの３項特別損失６目水道施設災害復旧費18節の使用料及び賃借料の295万円、これは仮設配管賃借料で国庫補助対象分でございます。

19節の修繕費500万円、これは、熊本地震で被災した箇所を復旧するためのものとなっております。

27ページが、資本的収入及び支出の収入でございます。

31款益城町水道事業資本的収入４項工事負担金１目工事負担金２節の加入分担金2,016万円、復興住宅アパート等の新規加入を見込んでの計上となっております。

６項の補助金２目災害復旧補助金１節の国庫補助金5,000万円、繰り越し分の国庫補助金を計上しております。

28ページが資本的収入及び支出の支出でございます。

41款益城町水道事業資本的支出１項建設改良費３目改良事業費16節委託料2,260万円、これは県道益城中央線新設に伴う配水管新設設計業務として計上しております。

34節工事請負費2,658万円、工事内容は備考に掲載しているとおりでございます。

４目の固定資産購入費71節有形固定資産購入費1,900万9,000円、庁用車購入費として199万8,900円を計上しております。現在使用している乗用車は、登録から13年目を迎え、エンジントラブルが多く、今回買いかえるものでございます。また、量水器購入は、新規分と計量法による交換分の計上となっております。

５目の災害復旧事業費34節工事請負費2,130万円、これは施設災害復旧工事費として計上しているところでございます。

２項１目71節の企業債償還金は１億2,319万2,000円を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　日程第９、議案第13号「平成30年度益城町一般会計予算」から、日程第15、議案第19号「平成30年度益城町水道事業会計予算」までの説明が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は１時30分から会議を開きます。

休憩　午後０時04分

再開　午後１時30分

日程第16　議案第20号　益城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17　議案第21号　益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18　議案第22号　益城町町民体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第19　議案第23号　益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20　議案第24号　益城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第21　議案第25号　介護保険法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第22　議案第26号　益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23　議案第27号　益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24　議案第28号　益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25　議案第29号　益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26　議案第30号　訴えの提起について
日程第27　議案第31号　町道の路線廃止について
日程第28　議案第32号　町道の路線認定について

○議長（稲田忠則君）　午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

続いて、日程第16、議案第20号「益城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第28、議案第32号「町道の路線認定について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第20号、益城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続法の一部改正に伴い、益城町行政手続条例の一部の改正を行うものです。国の行政手続法の改正は、処分及び行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の充実を図るため、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求める制度を整備する等の措置を講じるものとされております。

本町の行政手続条例も、この趣旨にのっとり改正を行うもので、具体的には、第33条において認可権限の明示を、第34条の２において行政指導の中止等の求めを、第34条の３において処分等の求めについて、改正、追加を行っています。

あわせて、附則におきまして、今回の条例改正に伴い、関係する益城町税条例の改正を行っています。御審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、議案第21号、益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

町消防団につきましては、火災はもとより、大雨や台風といった災害に備え、献身的な活動をされています。平成28年熊本地震時におきましても、団員みずから被災しているにもかかわらず、救助、救出活動をはじめ、交通誘導、物資集積倉庫運営支援、避難所運営支援等、多岐にわたり活動されました。このような活動をする上で、マンパワーの確保、すなわち団員数の確保が必要となります。したがいまして、町としましても消防団と連携し、団員数の確保に取り組んでまい

りました。

しかしながら、近年に社会情勢の変化や少子高齢化に伴い、消防団員の高齢化や新入団員の減少が続いています。現在では、町消防団に関する条例に規定する定数を大幅に下回る状況が続いている状況にあり、具体的には、条例定数700人に対し、実団員数604人という状況です。平成18年４月１日に定数を改め、定数充足を目指し、町や消防団も努力してまいりましたが、不足する状態が続いてきました。

そのような状況を踏まえ、町では、町女性職員などの消防団への入団促進や、各団員の在籍年数の延長をお願いした結果、平成30年度からは実団員数は増加に転じる見込みとなりました。しかしながら、定数の700人を確保することは困難なため、実情に合った定数650人に改めるものです。

今後も団員数確保に努め、定数が充足するよう取り組んでまいります。なお、今回の条例定数を改めることにより、歳出予算が、退職報償金掛金96万円、公務災害補償掛金10万4,500円、賞じゅつ金掛金2,500円、合計106万7,000円が縮減されます。

以上、御審議のほどをよろしくお願いします。

議案第22号、益城町町民体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、御説明申し上げます。

現在、本条例におきましては、益城町町民体育館及び袴野体育館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めております。益城町町民体育館は、昭和59年９月に建設、以後約42年間、袴野体育館は、袴野小学校、中学校の閉校に伴い、平成25年４月より社会体育施設として貸し出しを行ってきましたが、平成28年熊本地震により被災し、両館とも現在使用できない状況にあります。

益城町町民体育館につきましては既に解体作業に入っており、また、袴野体育館につきましても被災状況が著しく使用できない状況にあることから、今回、益城町町民体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を提案するものです。

なお、袴野体育館の廃止につきましては、事前に地域住民及び御船町に同意をとっており、今後の取り扱いにつきましては、御船町と協議を行う予定です。

以上、御審議のほどをよろしくお願いします。

議案第23号、益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

現在、本条例におきましては、益城町町民グラウンドをはじめ、合計６カ所のグラウンドの設置及び管理に関し必要な事項を定めております。６カ所のグラウンドのうち、袴野グラウンドにつきましては、袴野小学校、中学校の閉校に伴い、平成25年４月より社会体育施設として貸し出しを行ってきました。しかし、袴野地域の住家が１軒となったこと、また年間利用者数がないなどにより、今回、益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例から袴野グラウンドを削除するものです。

また、今回の条例改正により袴野グラウンドは廃止となりますが、このことにつきましては、事前に地域住民及び御船町に同意をとっております。なお、袴野グラウンドの今後の取り扱いに

つきましては、御船町と協議を行う予定です。

以上、御審議のほどをよろしくお願いします。

議案第24号、益城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の条例制定は、介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市区町村に移譲されることに伴い、運営基準等を定める条例を制定する必要があるため、条例の制定を行うものです。

主な改正点は、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村へ移譲されることにより、事業者の指定はもとより、指導、監査、勧告、命令、指定の取り消し、指定の効力停止が市町村の権限になるものでございます。

以上、御審議のほどをよろしくお願いします。

議案第25号、介護保険法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、第７期介護保険事業運営期間における介護保険料率の改定と国の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の改正により、条例の一部の改正を行うものです。

主な改正内容は、まず、改め文の第１条は、第７期介護保険事業計画策定時における３年に１度の保険料見直しにより、標準月額を5,500円から6,600円に改正するものです。また、介護保険法の改正により、被保険者等に関する調査における市町村の質問検査権の範囲が、第１号被保険者等から第２号被保険者等を含む被保険者等に拡大されたことに伴い改正するものです。

改め文の第２条は、指定地域密着型サービスの事業における介護療養型医療施設にかわる介護医療院の創設に関する事項の表記と、共生型地域密着型サービスに関する基準の新設のため、条例の一部を改正するものです。

改め文の第３条は、指定地域密着型介護予防サービスの事業における全条に準ずる条例の一部を改正するものです。

改め文の第４条は、地域包括ケアシステムの強化におきまして、介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関して、条例の一部を改正するものです。

以上、御審議のほどをよろしくお願いします。

議案第26号、益城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、厚生労働省が定めました就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、条例を改正するものです。主な改正内容は、認定こども園に関して、都道府県から指定都市等への事務権限の移譲に条項の変更があったため改正するものです。

以上、御審議のほどをよろしくお願いします。

議案第27号、益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げ

ます。

本議案は、国民健康保険法の一部を改正する法律において、国民健康保険法等が改正されたことに伴い、関係する規定を整備しようとするものです。国保は、平成30年度から熊本県が財政責任を担うことになり、県に運営協議会が設置され、県の国保運営方針に基づきまして、町の国保が運営されます。これに伴い、町の運営協議会は、町の国保事業の運営に関する事項のみの審議をしていただくこととなります。

改正の内容としましては、町の運営協議会委員の定数につきまして、13人から10人に削減するものです。内訳は、被保険者を代表する委員及び保険医または保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の各区分４人を各区分３人とするものです。また、被保険者としない者について県下統一基準により、児童福祉施設入所児童等で扶養義務者のない者を加えるものです。

以上、御審議のほどをお願いします。

議案第28号、益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に伴い、同法に定める国民健康保険法の住所地特例の規定の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が、後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴い、条例に規定する保険料を徴収すべき被保険者の規定の改正を行うものです。

なお、今回の条例改正につきましては、平成30年４月１日以降、新たに後期高齢者医療制度の被保険者となる者から適用されます。

以上、御審議のほどをよろしくお願いします。

議案第29号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、公営住宅法等の改正に伴い、改正を行うものです。主な改正の内容は、引用している法律名の改正及び町営住宅の家賃を決定するに当たりましては、毎年全ての入居者に収入申告書の提出義務がありましたが、今回、入居者が認知症や知的障害者などで収入の申告をすることが困難な事情にあると認められるときは、収入申告書の提出なしに家賃を決定できるようになるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いします。

議案第30号、訴えの提起について、御説明を申し上げます。

本議案は、町営住宅の滞納者に対しまして、明け渡し及び滞納家賃の支払いを求めるため、裁判所に提起しようとするもので、地方自治法第96条第１項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、別紙の滞納者３人は、提出した誓約書の不履行、再三にわたる督促及び催告にもかかわらず、家賃の納付がない状態のため、弁護士からの催告書も送付しましたが同じ状況のため、平成29年12月末をもって賃貸借契約を解除しております。

御審議のほどをよろしくお願いします。

議案第31号、町道の路線廃止につきまして、御説明申し上げます。

今回、町道の路線廃止をするのは、路線番号57の田中線と、路線番号61の平田小柳線の２路線です。今回廃止する理由としましては、木山川にかかる田中橋が落橋したため、災害復旧工事において、新たにかけかえる橋の位置が上流側に移設することになりました。これに伴いまして、２路線の終点を変更することとなるため、路線の廃止を行うものです。

以上、御審議のほどをよろしくお願いします。

議案第32号、町道の路線認定につきまして、御説明申し上げます。

今回、町道の路線認定をするのは、路線番号57の田中線と、路線番号61の平田小柳線、路線番号410の木山中学校支線の３路線です。

路線番号57の田中線と路線番号61の平田小柳線の２路線につきましては、議案第31号で説明しました２路線の終点の変更に伴い、新たに終点となる位置で路線認定するものです。

路線番号410の木山中学校支線につきましては、交通安全対策としまして道路の拡幅や通学路整備など、震災前から要望が上がっていた箇所でもあります。一部区間は、町道広崎田原線と重用していますが、田中橋のかけかえに伴い、新たに町道認定をしようとするものです。

以上、御審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会いたします。

散会　午後１時47分

平成30年第１回益城町議会定例会会議録

１．平成30年３月６日午前10時00分招集
２．平成30年３月７日午前10時00分開議
３．平成30年３月７日午後２時25分散会
４．会議の区別　定例会
５．会議の場所　役場仮設庁舎別館２階本会議場
６．議事日程
　日程第１　総括質疑

７．出席議員（17名）

１番　上村幸輝君	２番　下田利久雄君	３番　冨田徳弘君
４番　松本昭一君	５番　榮　正敏君	６番　中川公則君
７番　吉村建文君	８番　野田祐士君	９番　宮﨑金次君
10番　坂本　貢君	11番　寺本英孝君	12番　坂田みはる君
13番　石田秀敏君	14番　中村健二君	15番　竹上公也君
16番　渡辺誠男君	18番　稲田忠則君	

８．欠席議員（１名）
　17番　荒牧昭博君

９．職務のため出席した事務局職員の職・氏名
　議会事務局長　　堀部博之

10．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	永田清道君
会計管理者	髙森修自君	総務課長	中桐智昭君
企画財政課長	藤岡卓雄君	生活再建支援課長	姫野幸徳君
税務課長	緒方　潔君	住民保険課長	森部博美君
こども未来課長	坂本祐二君	健康づくり推進課長	後藤奈保子君
福祉課長	木下宗徳君	福祉課審議員	深江健一君
産業振興課長	森本光博君	復旧事業課長	坂本忠一君
復旧事業課審議員	増田充浩君	都市建設課長	西口博文君
復興整備課長	杉浦信正君	危機管理課長	金原雅紀君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	安田弘人君

環境衛生課長	河　内　正　明　君	水 道 課 長	荒　木　栄　一　君
下水道課長	水　上　眞　一　君	代表監査委員	濵　田　義　紀　君

開議　午前10時00分

○議長（稲田忠則君）　皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、17番荒牧議員から欠席する旨の届け出があっております。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日説明を受けました議案の総括質疑を行います。

なお、質疑に先立ちまして申し上げます。会議規則に従い、発言は簡明にし、自己の意見は差し控えられますようにお願いいたします。

日程第１　総括質疑

○議長（稲田忠則君）　それでは、日程第１、総括質疑を行います。

初めに、議案第７号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）」から、議案第12号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第４号）」までの質疑を行います。

議案に対する質疑はありませんか。

５番榮正敏議員。

○５番（榮　正敏君）　５番榮です。質疑は30ばかりありますけど、二つまとめて質問したいと思います。

議案第７号、４款１項３目、ページは32ページ。この１節の報酬で、非常勤報酬の減額が423万7,000円上がってますが、この内訳は、ガードマンは別に出してありますので、事務職の減額補正なのか、それとも現場なのか、この内訳をちょっと知りたいと。仕事として非常にスピーディーで迅速に安全にやっていただき、10月完成ということで大変ありがたく思っております。その中で、この減額の中で、この内訳だけをちょっと教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、８款土木費４項10目小規模住宅地区改良事業、このページは37ページ。委託料1,730万、まちづくり協議会委託料で測量設計業務委託料。

（「30何て」と呼ぶ者あり）

37。この測量設計業務委託料、この物件の総数は何件ぐらいあるのか、全体のまちづくり協議会の中の委託料と思いますけど。それと、この測量業者というのは何社なんですかね。指定されてこの金額なのか、この内訳をちょっと教えていただきたい。以上です。

○議長（稲田忠則君）　河内環境衛生課長。

○環境衛生課長（河内正明君）　環境衛生課長の河内です。５番榮議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第７号、平成29年度益城町一般会計補正予算書（第９号）中、32ページです。４款２項３目１節の報酬、非常勤職員報酬の423万7,000円の減額についてのお尋ねですけども、この非常勤

職員と申しますのは、中央小跡地に仮置場を開設しておりましたけども、そこの中で、入場口にですね、搬入許可書等のチェックで非常勤職員さんを常時３名雇っておりました。仮置場そのものを昨年10月で閉鎖をさせて、早期に閉鎖することができましたので、その分の減額となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　おはようございます。５番榮議員の質問にお答えをいたします。

一般会計のほうの補正予算（第９号）中のページが37ページ。小規模住宅地区改良事業の委託料の中での測量設計業務委託料１億2,200万の内訳について御説明申し上げます。

今回の国の補正予算のほうで上がっておりました関係上、こちらのほうを早く今回載せていただくという形にしております。内容的にはですね、今まちづくり協議会のほうから提案が上がっております部分につきまして、まだ、検討委員会で検討してる状況で、もうじき、今月ですね、策定に一応載せるという計画でおります。

そのうち、この内容はですね、７地区のほうから一応上がっておりまして、避難路が11路線、それと避難公園が７カ所の部分でですね、全部で１億2,200万ということで、堂園、小谷、田原、寺中、平田、福原北、櫛島地区、この７地区の部分で上がってきております11路線７カ所の避難地の公園ということで、設計のほうを考えているところで計上させていただいております。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　榮議員。

○５番（榮　正敏君）　避難所処理に関しては分かりました。町の職員の方があそこに３名常駐しておられるってことは認識不足で申しわけありません。

（「非常勤職員さんです、非常勤職員さんですから、町の職員さんではないです」と呼ぶ者あり）

認識不足でした。ただ委託業者のあのガードマンだけかなと思っておりました。それと、委託業者の職員だろうと思ってました。ほんと別枠のほうというとが認識不足でした。

それと、小規模住宅のほうですが、相当数のまちづくり協議会で、いろんな場所からの提案があって大変だろうと思います。今から設計に入るという段階ですね。業者の選定についてもまだ決まってないわけですね、分かりました。

皆さん非常に大変困っておられますので、迅速にこの業務を進めていただきたいと思います。終わります。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませか。

１番上村幸輝議員。

○１番（上村幸輝君）　おはようございます。１番上村です。２点ほど質問させていただきます。

議案第７号、平成29年度益城町一般会計補正予算書（第９号）からですね、38ページ、８款土木費５項住宅費１目住宅管理費17節公有財産購入費、災害公営住宅購入費が１億5,000万円計上されておりますが、これは委員会のほうでも全然耳にしていなかったんですけど、どこの分なのか内容のほうをですね、説明をお願いいたします。

そしてまた、もう１点がですね、ページ48、11款災害復旧費２項土木施設災害復旧費６目宅地災害復旧費13節委託料、大規模造成地滑動崩落防止事業測量設計業務委託料が21億円計上されておりますが、これがどこの地区なのか、また、工期はどれぐらいを見ていらっしゃるのか、説明の、内容のほうをお知らせ願います。以上です。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　１番上村議員の御質問にお答えします。

議案第７号、益城町の一般会計補正予算（第９号）中、38ページ、公有財産購入費１億5,000万の分についてお尋ねです。これにつきましては、津森校区の田原の追加分ということで、今現在、調整区域のほうでは飯野、福田、津森のほうで各10戸分しておりました。それで、津森のほうがですね、今現在の敷地に一応追加というふうな形でですね、６戸分、2,500万掛ける６戸分ということで、この費用の内容につきましては家屋とあと整地費、あと設計、開発費用も含んだ部分で戸当り2,500万で一応考えております。６戸分でございます。

○議長（稲田忠則君）　坂本復旧事業課長。

○復旧事業課長（坂本忠一君）　おはようございます。復旧事業課長坂本でございます。よろしくお願いします。１番の上村議員からのですね、御質問にお答えしたいと思います。

議案第７号の一般会計補正予算書中、48ページの11款災害復旧費２項のですね、土木施設災害復旧費６目宅地災害復旧費の13節委託料の21億円ということで、この中身ということで、場所と工期ということだったかと思います。

このですね、宅地の災害復旧費におきましては、先月もですね、議会の災害特別委員会のほうで概略をですね、国の予算が２月１日にですね、つきましたので、その概略の御説明をさせていただきました。あのときにも若干御説明させていただいたと思うんですけども、とにかく住宅地のですね、再建を急ぐということで、工期的に非常に苦しいものがございまして、予算はついたもののですね、今後早急にですね、測量調査をやって、工事をやっていくということになります。

まずですね、11地区ということで申し上げておりました。町内で一番宅地被害のひどい杉堂地区のほうからですね、既にここは調査を行っております。早ければですね、30年、翌年度でもう工事のですね、着工をしたいというふうに考えております。

その分につきましては、ある程度、着工の見込みがついておりますが、今議会でですね、この補正予算で、この13節の後、関連で15節の工事費も計上させていただいております。15節のですね、９億円。この分で、じゃあ、いったいどこをどのようにしていくかということなんですけども、場所からまず申し上げますと、11カ所というふうに申し上げました部分におきましては、杉堂、小谷、辻の城、それから安永を中心にですね、やっていくと。

今度、補正予算の分の21億につきましては、28区ございまして、津森のほうからいきますと、28区ですから全て言うとちょっと長くなりますので、おおむねですね。津森でいきますと、田原、下陳、それから福田方面もあります、平田とかですね。それと、飯野地区でいくと小池、あと宮園、役場周辺ですね、それから安永、馬水、惣領、それから古閑、広崎、こういう非常に土地が傾斜しとるところで被害の大きかったところをですね、中心に、測量を今月やっていくと。30年

度予算でも若干調査費は計上させていただいとりますけども、とにかくこの分でやれるだけやろうと、調査をですね。ということで、大体位置についてはそういう箇所でございます。

工期につきましてはですね、今から地元の説明会等を行っていきまして、もうすぐ、なるべく早い時期にはですね、30年度の早い時期に委託測量設計を発注いたしまして、もう年度内、30年度内にはですね、早めに設計を完了して、でき次第発注を行っていくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　１番上村議員。

○１番（上村幸輝君）　説明ありがとうございます。大規模造成地滑動崩落防止事業についてはですね、よく分かりました。業者不足等あると思いますけど、よろしくお願いしておきます。

またですね、住宅購入、災害公営住宅の住宅購入費についてですけど、追加分が６戸分、一つの単価が2,500万ということですけど、この追加分なんですけど、同じ田原地区のつながった土地なんですかね。ああ、分かりました。少しでも早くですね、仮設にお住まいの方々にですね、落ち着いた生活ができるようですね、していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしておきます。以上です。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

２番下田利久雄議員。

○２番（下田利久雄君）　２番下田です。議案第７号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）ですかね、38ページの８項土木費５項の住宅費１目住宅管理費13節委託料のうち委託料の中で、災害公営住宅埋蔵文化財調査費で２億6,400万組まれておりますが、この場所とですね、何カ所なのかと、面積と期間を教えてもらいたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　２番下田議員の御質問にお答えします。

議案第７号、一般会計補正予算の中での38ページ、公営住宅の管理費の中でのですね、13節委託料２億6,400万の部分についてのお尋ねです。

これは、12月補正の中でですね、馬水・安永地区の土地購入というふうなのが一応できております。この中でのですね、文化財の調査をやるということで、馬水、安永いずれも建物の建設予定敷地及び集会所、それと調整池約6,000平米が調査対象となります。担当のほうはですね、生涯学習のほうに一応なりますけれども、設計期間中の間にですね、この本掘の仮の試掘は一応やりました。試掘はやったんですけども、これ、本掘が必要だということで報告受けまして、今回のこの補正で上乗せさせていただいております。この設計期間中でですね、できるだけ短縮して工事に支障がないような形でですね、する計画でしております。この進み具合によりますけれども、計画としては設計期間中で済ませようというふうに予定はしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　２番下田議員。

○２番（下田利久雄君）　試掘で出たってことは、あったってことですかね、文化財が。分かりました。なるったけ期間を短く、早急にやってもらいたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君）　１点だけお伺いします。

議案第７号の中で、最後のページになりますけど、51ページ、災害復旧費一番上の欄ですね、役場庁舎等解体工事と。昨年度の12月にですね、一応、あ、ごめんなさい、ちょっと済いません、間違えておりました。書類間違えた。昨年12月に、解体工事ということで益城町庁舎等解体工事、役場庁舎議会棟、町民体育館、旧健康管理センター、車庫、倉庫、消防倉庫解体一式ということで、星山・菊南建設共同企業体、ＪＶで11億7,963万6,000円で工事が出ておりますが、このマイナス２億3,000万という数字は、そういう工事のために組んでいた予算が余ったから減額させたのかどうかということをちょっとお伺いしたいと思います。

そしてですね、前回の工事の中でまだやってない工事というのが、前の庁舎の中でありますけれども。公民館、仮設の庁舎などがまだ残ったままになっておりますが、工事の流れではですね、平成29年度には庁舎の解体は終わり、30、31年度には基本設計から実施設計、そして33年にはもう建設が始まって34年に業務開始というような流れになっておりますが、これはいつ、いわゆる本年度中に解体工事が終わるとされている予定でございますけれども、公民館などは、この中の繰り越し、繰り越しといいますか、減額した数字の中の金額に入っているのかどうか。書いてあるやつですね。ですならば、早く発注して、本年度中にすぐ解体できるというふうなことになってるんじゃなかろうかというふうに私どもは考えるわけでございますけれども、その辺のことはどのようになってるのかちょっとお伺いしたいというふうに思います。以上です。

○議長（稲田忠則君）　中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君）　総務課長の中桐でございます。よろしくお願いします。15番竹上議員の、まず役場庁舎の今回の減額について御説明のほうをさせていただきたいと思います。

議案第７号の一般会計補正予算（第９号）中、51ページですね、この一番上になります。２億3,000万円の解体工事費の一応減額のまず理由でございます。これにつきましてはですね、当初予算とあと補正予算等を含めまして、杭をどうするかということで、当初、杭を含めた形で解体という形で予算のほうは上げさしていただいておりました。しかし、その解体設計の業者と協議を行いまして、地盤の耐力ですね、等を含めた形を考えれば杭を残しとったほうがいいということで、その杭の解体部分についての減額ということになります。大体杭がですね、400本以上あります。庁舎、旧健康管理センターと町民体育館、議会棟を含めてですね。その分のついての一応２億3,000万ですかね、の減額と、あとは入札残という形の減額という形になります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　15番竹上議員。

○15番（竹上公也君）　２回目の質問をいたします。

杭を残した金額が減額になっているということでございますね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ということは、前回の12月に発注された星山・菊南の契約金額、この中にはおのずと杭がもう入ってないと。最初から。

（「はい」と呼ぶ者あり）

そういうことですね。分かりました。杭っていうのはいらなければ抜く必要もないでしょうけども。そのほうが地盤も安定するということではございましょうけども、そういうことであるならですね、まあいいんじゃなかろうかというふうに思います。分かりました。以上です。

それからですね、先ほど出てきた、解体が終わってない公民館、そういうものの解体はいつですかね、同じ敷地内に建ってるんですけど。来年はね、30年度、本年度は基本設計、あるいは実施設計に入っていくということでございますんで、できるだけ早くに進めていただきたいと。これが２年間、基本設計、実施設計が残っておりますから、２年っていう長い間設計だけでかかるのかどうか。そんなにかかるはずはないとは思いますけども。まあ早目にね、なるべく早めて、いわゆる長くなれば長くなるほど予算が多くなってまいります。なるべく早急にやってください、そういうふうに思います。以上です。

○議長（稲田忠則君）　安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君）　生涯学習課長の安田でございます。15番竹上議員の２番目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、公民館につきましては、今、災害査定に向けまして、国県との協議中でございます。最近、もともと査定を受ける前は公民館を解体していけないとなっておりましたが、２週間ほど前から、写真をしっかり撮れば、先に解体してもいいということでありましたので、来年度に向けて解体とか、災害の査定を受けたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

９番宮﨑金次議員。

○９番（宮﨑金次君）　おはようございます。９番宮﨑でございます。私のほうは、議案第７号から１問、それから議案第10号から１問、２問質問させていただきます。

まず、議案第７号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）の中で、49ページ、11款災害復旧費２項土木施設災害復旧費、これの一番下の表、項目の下ですけども、合計が書いてございます。今回、補正が27億弱補正があります。そうしますと、補正後124億円になります。つまり、年度末復旧費、これが124億円。これを今年度どれぐらいですね、使い切れるのか。来年度にまた繰越明許ということでどっと流してしまうのか、これをどれだけ使うかによって町の復旧・復興は決まってしまいますので、今どれくらいこれを使えるのかというのを、見積もりをですね、聞きたいと思います、それが第１点。

それから、次に議案第10号、この10ページのところなんですが、議案10号は平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第４号）です。これの10ページ、２款災害復旧費１項その他公共施設・公用施設災害復旧費１目15節工事請負費、これの管渠の復旧工事請負費、これが５億円ほど今回減額になっております。つまり、５億円返してあるんですが、これはどういうことでお返しになったのか、なおすようにしたのか、これをお聞きしたいと思います。以上２点、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　坂本復旧事業課長。

○復旧事業課長（坂本忠一君）　復旧事業課長坂本でございます。９番宮﨑議員の御質問にお答えします。

議案第７号、益城町一般会計補正予（算９号）中、49ページ、補正予算額が非常に多いということで、これをどのくらい消化がですね、今年度、もしくは来年度でどのくらいの消化がということ御質問だったかと思います。

今回ですね、補正をさせていただきましたこの災害復旧におきましては、先ほども申し上げましたように、２月に調査費ということで予算を国のほうからつけていただきました関係で、調査におきましては、まず、今年度予算ですから、もう既に来年、30年度は繰り越しという形になります。

来年度中におきましてはですね、工事ではないので、まあ一旦ということに関しましては、今年、29年末から30年度にかけて、調査に関してはですね、ほぼ契約は全て行って、今の予測ではまあ30年度に終わるようなスピードで行かないと、発注ができないのではないかというふうに考えておりますので、そういうふうにもう進捗を上げるようにですね、余禄をやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君）　水上下水道課長。

○下水道課長（水上眞一君）　おはようございます。下水道課長の水上でございます。９番宮﨑議員の御質問にお答えをいたします。

議案第10号、平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第４号）中、10ページになります。２款災害復旧費１項その他公共施設・公用施設災害復旧費１目15節の工事請負費５億円の減額の理由でございますが、公共下水道災害復旧事業の工事請負費につきましては、平成29年度当初予算におきまして、補助事業費として17億8,336万6,000円を計上しておりましたが、国からの補助内示額が当初想定額より低い12億7,000万円であったため、補助内示の減額に合わせて５億円減額をさせていただくものでございます。なお、今回の減額補正分につきましては、平成30年度当初予算で再計上しておるところでございます。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　９番宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　１回目の答弁ありがとうございました。

公共下水道のほうにつきましては、よく分かりました。ありがとうございました。

それから、第１問目に質問しました災害復旧費の話なんですが、この国の補正予算に基づいて今年度に予算がつけられる点、それが今回の補正になったのは十分承知をしております。ただ、この災害復旧費がですね、今言いましたようにかなり膨らんでおります。11月末現在で、執行率が19.2％という数字を１回いただいております。多分そのままいくと、４月、３月末現在で40％、50％にとてもいかないと思うんです。これを執行していかない限り、町の復興復旧はあり得ないと。ですから、非常に今回のですね、補正予算27億、これは国の施策でこう来たんですども、これをいかにしてですね、執行していくかと。これが今、町が課せられた一番大きな課題だろうと思うんです。

ですから、どんどんどんどん金が来ますけども、なるべく返納しないでいいようにですね、ど

んどんどんどん、先行的に消化をしていただくと、こういうふうにしていただきたいなと思います。私のほうの希望はですね、今回補正で増えた120億円を町を挙げて、いかにしてこれを評価していくかということでよろしくお願いをします。私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

７番吉村建文議員。

○７番（吉村建文君）　おはようございます。７番吉村でございます。本日は２点だけお聞かせいただきたいと思います。

益城町一般会計補正予算（第９号）のうち、ページ数は30ページです。19節の負担金補助及び交付金で放課後児童健全育成事業補助金で741万5,000円補助金が出ておりますけども、これはどういう内容で、どこから補助金が出てるのかをお聞きしたいと思います。

それから、36ページ、土木費都市計画費の９目都市防災総合推進事業のうち委託料で、都市防災総合推進事業支援業務委託料として6,000万円が計上されておりますが、この具体的な内容を教えてください。以上です。

○議長（稲田忠則君）　坂本こども未来課長。

○こども未来課長（坂本祐二君）　こども未来課長の坂本です。７番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第７号、一般会計補正予算（第９号）中、30ページ、19節の放課後児童健全育成事業補助金について御説明いたします。これは、復興基金対策事業でありまして、10分の10の補助となっております。内容としましては、放課後児童クラブの保育料について、建物の罹災によって減額をするものです。大規模半壊、全壊については全額免除、半壊については２分の１免除ということになっております。以上です。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　７番吉村議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第７号、一般会計補正予算中、36ページ。都市防災総合推進事業中、委託料、都市防災総合推進事業支援業務委託料6,000万についてのお尋ねですが、こちらのほうはですね、現在まちづくり協議会のほうが市街地区で６地区、木山、広安のほうを含めましてですね、こちらのほうが当初よりも勉強会等の回数が相当増えておりまして、イベント等、あと運営時、あと計画の策定とかですね、まちづくり協議会の中で相当数、機関がやっぱり増えておりまして、その分追加というふうな部分で、新しいところもございますので、そちらのほうで新たな支援業務のほうも事業量増えておりまして、この分を追加させていただいております。全部で６地区でございます。

○議長（稲田忠則君）　７番吉村議員。

○７番（吉村建文君）　今、放課後児童育成補助金について説明されたんですけども、ちょっと意味が分からなかったりして、741万5,000円減額とか、児童クラブのどうのこうのって言われたんですけど、もう一回説明をお願いいたします。

それから、２番目の質問の都市防災支援事業ですけども、これはまちづくり協議会の支援ということで、６地区あって、実際私もまちづくり協議会には出席をさせていただいてるんですけど

も、それで追加で６地区に6,000万というのは、１地区1,000万という形になると思うんですけども、これちょっと多いんじゃないでしょうか。その具体的な内容をもう一回教えてください。

○議長（稲田忠則君）　坂本こども未来課長。

○こども未来課長（坂本祐二君）　こども未来課長坂本です。吉村議員の２回目の質問にお答えします。

先ほど免除と言いましたが、ちょっと紛らわしかったと思います。放課後児童クラブの保育料について、全壊、大規模半壊ということで、被災を受けた世帯について全額補助ということでですね、今から放課後児童クラブを通じまして補助金の申請を行って、今月中に支払いを行うと。で、半壊世帯は２分の１補助ということでですね、なっとります。以上です。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　７番吉村議員の２回目の御質問にお答えします。

済いませんが、きょう、手持ちで詳細の部分はちょっと抜き出しておりませんので、委員会のほう、もしくは吉村さんのほうにまた報告したいと思います。済いませんが、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　ほかにございませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君）　14番中村です。

議案第７号、29年度一般会計補正予算の中でですね、大体皆さん、それぞれ質疑はされたと思うんですが。３ページ、23款の町債のところですけども。町債で補正が12億7,900万ですかね、合計の135億3,630万円と町債がなっておりますが、この12億790万というのは、これはどこに充てられたかな、いろいろ中見れば分かるんでしょうけど。どの部分なのか、基金、返済とかに使ったの、基金の繰り入れ分を返済に使ったのか、何なのかですね。

それから、この135億3,630万のうちにですね、交付税措置を受けているっていうのがかなりあると思いますが、その辺のある程度の区分はできてるのか、その辺はまだできてないのか。やっぱり体制運営上、非常に大事なことだと思うんですが。大体の交付税措置を受けている部分の割合でもいいし、おおむねの金額っていうのが分かれば、そこまでまだ話してないのかどうなのか分かりませんが、分かれば教えていただければと思います。

それから、同じく議案７号ですね、42ページ、10款の教育費３項中学校、益城中学校ところですけども、学校管理費ですね。１目の学校管理費17節の公有財産購入費益城中用地購入費のところで1,597万3,000円の減額なっていますが、これは国有地の購入ということで、3,000何百万か予算計上されとったと思いますが、その部分の減額なのかですね、これだけまけてもらったのか、減額か、ちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君）　藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君）　企画財政課長の藤岡でございます。14番中村議員の御質問でございます。

議案第７号の益城町一般会計補正予算（第９号）の中の３ページの23款の町債の補正額が12億

790万となっている部分の御質問でございますが、３ページにつきましては、そのまとめでございまして、22ページの表の中で、前ページからの、21ページからの町債のそれぞれの事業についての合計額となっているところでございます。で、それぞれの事業について、それぞれの充当率で上げさせていただいているというところです。

それから、二つ目の起債に対する地方交付税のまとめでございますが、それぞれの事業でそれぞれに交付税率とも違っておりますので、今、私の手元にはそういうまとめた資料というのは持ち合わせておりません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君）　学校教育課長の福岡でございます。14番中村議員の質問に答えさしていただきます。

議案第７号、平成29年度益城町一般会計補正予算書（第９号）中、42ページでございますが、10款教育費３項中学校費１目学校管理費の17節公有財産購入費ということで、こちらにつきましては、今までも何回か議会としても進めさせていただいておりますが、益城中学校内に存在します国の土地を購入するということで、予算としまして、補正のほうで3,493平米で、平米単価8,724円の合計3,047万3,000円ということで計上させていただいております。

この土地の価格につきましては、財務局のほうでいろいろとホームページ等で規定が公表してありますが、規定がありまして、この中で、とりあえずはこの平米当たり8,724円で計上さしていただきました。ただし、今までずっと中学校用地ということで使用しておりますので、計算上、申請すれば半額になるというようなことで進めさせていただいたところでございます。国の土地は、今回、益城町が売ってくださいということですので、これは見積もり入札みたいな形で、町が金額を幾らで買わせてほしいというようなことで提示しまして、それが財務局の最低価格よりも上回っていたら交渉が成立という流れでございます。その中で入札しましたところ、1,450万円平米当たり4,151円で入札しましたところ、交渉が成立、売買が成立したということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　14番中村議員。

○14番（中村健二君）　３ページの補正の12億790万については、私がちょっと奥まで見とけばよかったんですが、ちょっとここだけ見て「あっ」と思ったもんですからね。

それと、全体的な町債、ある程度、交付税措置が90とか、いろんなふうに99とか95とかいろいろありますが、その金額というのはやっぱりある程度出して調べていっとかないと、これが実際町債、その交付税措置をとられたというのはどれかというのをちゃんと拾い出しながら、金額ちゅうのはある程度上げとかないと、もうどんどんどんどん、これ95％措置とってくれるから、90％、99％とってくれるからといってどんどんどんどん町債いっぱい出しよったら、いつの間にやらですね、だんだんたまってくるということもありますので、その辺はある程度把握してやっていったらいいんじゃないかと思うんですが。後々のために、その辺をよろしくお願いしときます。

それから国有地の件ですけども、そういうふうにどっかの県でもですね、そういうふうなこと

がだいぶ前だけど新聞に載ってました。もう無償でくれと。ずっと何十年もそのまましておったわけだから、そういうものは何かそういう法律があるらしいですね。要するに無償でくれというようなことで申請したけど、やっぱただはだめだということだったんでですね、その辺のことを調べられて、それで頑張ってこういうふうになったのかなと思っておりますので、これは大変よかったなと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君）　16番渡辺でございます。２点ほどお尋ねいたします。

平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）の43ページ、教育費、社会教育費の中のですね、19節負担金補助及び交付金、ふるさとづくり施設整備費補助金の9,359万7,000円の減額の分についてちょっと説明をお願いいたします。

それから、49ページの災害復旧費、厚生労働施設災害復旧費の中で、15節の工事請負費の災害復旧工事請負費の２億4,900万円の減額、この旨２点だけ御説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君）　生涯学習課長の安田でございます。16番渡辺議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第７号の中で、ページが43ページでございます。10款６項１目19節の中のふるさとづくり施設整備費補助金の9,359万7,000円の減額についてのお尋ねでございますが、29年の当初予算案で、ふるさとづくりにつきましては、まず１億7,694万組んでおります。その後、６月１日に自治公民館再建事業ということで要綱を定めましたので、この中から、自治公民館につきましては１億5,727万3,000円、あと、ふるさとは残りで1,689万1,000円を残しております。

そうした中で、ふるさとづくりにつきましては、執行は229万4,000円ほどで1,359万7,000円の執行残。あとは、自治公民館につきましては7,591万1,000円ほど執行しておりますので、約8,000万の残が出ておりますので、合計9,359万7,000円のマイナスということになっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　坂本こども未来課長。

○こども未来課長（坂本祐二君）　こども未来課長坂本です。16番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

議案第７号、一般会計補正予算書（第９号）中、49ページの厚生労働施設災害復旧費の中の15節工事請負費の減額についてですけれども、こちらは第５保育所の建物の建築工事の部分となります。こちらについては、国県の予算を30年度に組みかえということですので、町のほうも30年度に組みかえをさせていただいております。なお、この工事費の中の造成工事部分等についてはですね、29年度で行うということで予定をしております。以上です。

○議長（稲田忠則君）　16番渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君）　16番渡辺でございます。２回目の質疑をいたします。

ふるさとづくりの施設のほうは執行残になっておるわけですたいね。そうなりますと、またこれはいつか翌年度にどうかするということですかね。

（「はい、あの」と呼ぶ者あり）

（「あとで答えるので」と呼ぶ者あり）

はい。そのようにお願いしておきます。

それから、49ページの災害復旧工事請負費につきましては、第５保育所の国県が30年度になったから、29年度を30年度に繰り越しということですかね。その辺をもう一回お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　安田生涯学習課長。

○生涯学習課長（安田弘人君）　生涯学習課長の安田でございます。16番渡辺議員の２回目の御質問にお答えをさせていただきます。

平成29年の予算を組むときには、嘱託員さんたちにアンケート調査を行って予算を組んでおります。ただ、自分たちの生活再建が先という感じで、なかなか公民館まで行き届きませんでした。そういうことで、来年度は、後で当初予算に組み込ませていただいておりますが、実際、嘱託員さんと何回も何回もお会いしまして、来年度は必ずするということで来年度分は組ませていただいております。

この執行残の9,000万につきましては、その方が全て来年度にされるということではありませんけども、来年度につきましてはしっかりと嘱託員さんと協議をして、話をして組ませていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　坂本こども未来課長。

○こども未来課長（坂本祐二君）　こども未来課長の坂本です。16番渡辺議員の２回目の御質問にお答えいたします。

第５保育所の工事費について繰り越しではないかというような御質問ですけれども、こちらは組みかえということでですね、今回、建設費については減額と30年度の当初予算にはまた新たに計上をしておるところです。以上です。

○議長（稲田忠則君）　16番渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君）　ありがとうございました。はやり、いろいろ予算等々につきましては、やっぱり減額を出さない、なるだけ使って復旧・復興を一日も早くやっていただくということが、今の非常に大事な時期ではなかろうかと思っております。そういうことで、やっぱり非常に毎日毎日が、日々が、忙しい毎日ではありましょうが、それにもかかわらず、しっかりと執行されたことは、その年度にやっていくということをお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君）　寺本です。１点だけ質疑いたします。

議案第７号です。ページが36から７です。36ページの９目の都市防災総合推進事業13節委託料、15節の工事請負費と10目の小規模住宅地改良事業ですか、13節の委託料、まちづくり協議会、そ

の下の15節の工事請負費です。

確かにまちづくり協議会が、何か私から言わせれば、まちづくり協議会がこのまま陳情とか要望、協議会の要望あたりが立ち上がってですね、行政に対してお願いすると、このままの状態で収拾がつくのかという、ちょっと危惧しております。なぜなら、何か、もちろん私のとこの寺迫は被害も大きく、現実としてまちづくり協議会を逆に立ち上げられない状態でおります。熊本高森線の４車線化、国道443、それと町道の井尻小柳線ですか、文化会館の下とか、給食センターの裏とか、復旧はなくしてですよ、まちづくり協議会の云々じゃないわけですよ。

ですからですね、私が一番危惧しておりますのは、確かにまちづくり協議会ですね、盛んに立ち上げられております。しかし、果たして行政がですよ、まちづくり協議会の避難路、避難公園、いろんな要望があってですよ、必ず今度は優先順位をつけにゃわけですよ。それと同時に、もちろん国県とかですね、補助金が来ますけど、優先順位をつけないと、実現可能かなと、私そのあたりを危惧してるわけですよ。ですから、このまちづくり協議会あたりもですね、これは私のお願いなんですけど、校区全体でですね、各部落六四、五部落ありますけど、それとは別に津森校区あるいは福田校区、飯野校区、あるいは木山校区ですね、校区全体でやっぱですね、見直す時期にきているのじゃないかという思いでおります。

そいですから、まちづくり協議会が悪いことじゃないですけどですね、私はこのままいったら何か余りにもでき過ぎ、今度はまちづくり協議会を行政が立ち上げてくれ、立ち上げてって、私んとこ部落にもですね、お願いがあったもんですから、果たしてそれがですね、今後、逆にマイナスになりはしないかねと危惧しております。ですから、今後は校区全体でですね、やっぱ避難路なんかは特にですよ、校区全体でつながるわけですから、そのあたりは今後行政として考えてもらうようにお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　11番寺本議員の質問にお答えします。

議案第７号、一般会計補正予算の中から36ページから37ページにかけて、９目都市防災総合推進事業と小規模住宅地区改良事業の予算について、まちづくり協議会等のほうから提案が上がってきた部分で、うちのほうもこれを上げさせていただいておりますが、まちづくり協議会の趣旨、まず立ち上げのほうからいっておりますと、まず、その地域で、今回の震災において、安心・安全を自分たちの地区でどういうふうに考えていただくかということで、まずは避難路、避難地のほうから先に考えていただいて、区長のほうにですね、お願いして、そういうふうな状況をしております。震災があった当初ですから、どこが自分たちとしては、避難路としては一番いいのか、避難地はどこにやっぱりしたほうがいいのかというふうなのは地元の方が一番分かりますので、そういうところで考えていただいております。

今後は、まちづくり協議会のほうはただそれだけではなくて、今後、自分たちのところのですね、地域をどういうふうにまとめて、きずな的なものをですね、やっていく、あとソフト事業のほうもやっていくというふうなことでしておりますが、今のところ、どうしても安心・安全を早急にするためには、この事業のほうが必要だということで、この補助事業、二つのメニューを考

えながらですね、この予算を持ってきております。これを確定するためには、各協議会のほうから上がってきた、この避難路、避難地についてですね、検討委員会を立ち上げております。その中で一旦練っていただいて、そして、協議会のほうにまた戻しをして、そこで練った部分をですね、検討委員会のほうでされて計画が策定できるという状況の部分の内容でございます。本当にこれでいいのかという危惧をされているというふうな部分はございますけれども、私どもは絶対必要な部分だというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　ないようですから、議案第７号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）」から、議案第12号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第４号）」までの質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時25分から再開いたします。

休憩　午前11時13分

再開　午前11時25分

○議長（稲田忠則君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第13号「平成30年度益城町一般会計予算」から、議案第19号「平成30年度益城町水道事業会計予算」までの質疑を行います。

議案に対する質疑はありませんか。

６番中川公則議員。

○６番（中川公則君）　６番中川です。平成30年度の益城町一般会計予算の議案13号についてですね、１件だけちょっとお尋ねをしたいと思います。

まず、ページ的には114ページでございますけども、19節の派遣職員のですね、人件費の負担金についてですね、ちょっとお尋ねしたいと思います。

一応、29年度よりですね、今回、30年度はこの派遣職員の人件費の負担金が増えておりますので、今の派遣職員に対しての状況はですね、どういう人数でどういう形で活動をしていただいておるかということをですね、冒頭にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君）　総務課長の中桐でございます。６番中川議員の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

恐らく、派遣職員の人件費が29年度は30年度に比べて相当増額になっているからだというふうな質問だというふうに解釈をしております。今回、30年度の予算のほうのつくり方につきましてはですね、29年度とちょっと違いまして、配属を予定するところの科目のほうに一応派遣職員の人件費のほうは計上させていただいております。

今回の派遣職員の人件費の増額につきましては、二つの要因があります。

まず一つ目はですね、一般会計予算に関する平成30年度の派遣職員の要望人数、これが一応89人でございますけれども、平成29年度は78人です。11人増員になっているという形になります。当初予算の段階ではですね、まだ何人来るかというのは分かりませんので、一応、要望人数全ての人数分の予算を上げてるという形になります。あと、１人当たりのですね、人件費の負担金につきましては、平成29年につきましては１人当たり540万円で算定をしておりました。しかし、実績はですね、来られる人の等級等によって相当推移があります。なかなか見えにくいところがございます。一応、実績の平均としてですね、今回、30年度については１人当たり740万円という人件費の負担金ということで計上しております。それで一応、増額が約２億円程度になるような形になります。

あとですね、二つ目は、議員の皆様方にちょっとおわびを申し上げないといけないんですけれども、実は今、中川議員のほうから御指摘ありました114ページのですね、８款１項土木管理費の中の派遣職員人件関係の経費と、その次の８款４項土木、都市計画費のこちらのほうにも派遣職員関係の経費のほうを上げさせていただいております。実はこれはですね、ちょっとこちらのほうの入力ミスというか、チェックミスでございまして、ダブっております。計算上ですね。今回はこの部分でですね、約３億円ほどちょっと多目になってるという状況でございます。大変申しわけございませんでした。これにつきましてはですね、３億円当然その分は必要ございませんので、６月の議会のほうにですね、減額の補正をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　６番中川議員。

○６番（中川公則君）　６番中川でございますけども、私は一応114ページのですね、２億8,860万ほど今回人件費が計上してありましたけども、29年度の分を比較をすればですね、非常に人件費が上がっとるということで、先ほど総務課長のほうから御説明がありましたが、３億円ほど上乗せ計上ということでございまして、６月の補正で修正するということでございますので、内容的には理解できましたので、これで終わりたいと思います。どうもありがとございました。質問終わります。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

１番上村幸輝議員。

○１番（上村幸輝君）　１番上村です。３点か４点ちょっと質問させていただきます。

平成30年度益城町一般会計予算書からですね、48ページ２款総務費１項総務管理費４目企画費19節負担金補助及び交付金、被災民間賃貸住宅復旧事業補助金として３億円が計上されています。復興基金を活用された事業かと思いますが、この内容をですね、教えてください。

それと71ページ、３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費19節負担金補助及び交付金、応急仮設住宅移転等費用支援助成金として300万円が計上されています。この上に書いてあるですね、被災者転居費用助成金、それに被災者民間住宅入居支援助成金、これについてはですね、内容は分かってるんですけど、この応急仮設住宅移転等費用支援助成金というものも基金を活用された事業なのかどうか、そのまた内容をですね、教えてください。

それとですね、125ページ、８款土木費５項住宅費２目災害公営住宅費17節公有財産購入費、災害公営住宅用地購入費として４億2,820万円が計上されていますが、これがですね、どこの地区で、どれくらいの面積なのかをお願いします。またですね、災害公営住宅購入費として11億2,500万円の計上がありますが、何戸分くらいの買い取りをこの予算の中で考えられているのか、その内容をですね、お願いします。

それとあと、議案第17号、平成30年益城町公共下水道特別会計予算書中、14ページ、１款事業費１項公共下水道費２目施設費12節役務費、汚泥運搬業が801万4,000円で計上され、またですね、議案第18号、平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計予算書中、９ページ、１款事業費１項農業集落排水事業費２目施設費12節役務費としてですね、福田処理場の汚泥運搬費が792万5,000円の計上となっております。私たちから見ればですね、どうしても規模が随分違う分ですね、金額にもだいぶ差があるんじゃないかと思うんですけど、その規模の割にはですね、双方とも予算的にはあんまりかわっていない、何か特殊な内容なのかなと思いますので、その内容をですね、教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君）　藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君）　企画財政課長の藤岡でございます。１番上村議員の議案第13号、平成30年度益城町一般会計予算書の中の48ページ、２款１項４目企画費の19節の被災民間賃貸住宅復旧事業の補助金についての御質問でございます。

この事業につきましては、議員おっしゃるとおり、平成28年度熊本地震復興基金の創意工夫分として町に交付された中から、新たに12月議会で創設しました基金を財源としております。この件につきましては、吉村議員のほうから一般質問の通告を受けており、詳細につきましては、あす、町長のほうからお答えがあると思いますが、今、48ページで計上しております中身について若干御説明しますと、これは被災された民間賃貸住宅を益城町町内に再建される家主への支援策で、対象となる賃貸住宅に平米当たり２万円を補助するというもので、今回、48ページに３億円計上させていただいておりますが、積算の根拠としましては、１戸当たりの上限を100万円としたいと思っておりますので、それの300戸を見込んでの計上となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君）　１番上村議員の質問にお答えいたします。生活再建支援課の姫野です。

益城町一般会計補正予算中ですね、71ページ、３民生費うち社会福祉支援、１社会福祉総務費の中の19節応急仮設住宅移転等費用支援助成金ということですけど、御質問があったように、これは復興基金事業でございます。二つ上のですね、被災者転居費用助成金と中身については一緒です。ただ、違うのがですね、みなし仮設住宅から貸主がですね、みなし仮設として使用を認めないというようなケースがあった場合にですね、の転居費用ということになりますので、こちらはどちらかというと当初からあった基金事業でありまして、本年度からそういうケースが想定されますので、今回30件、１件当たり10万円の予算を計上しているとこでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　１番上村議員の質問にお答えします。復興整備課長の杉浦です。

議案第13号、益城町一般会計予算当初分についてお答え申し上げます。125ページ、災害公営住宅費になりますけれども、17節公有財産購入費15億5,320万うち用地の購入費４億2,820万、住宅の購入費11億2,500万についてのお尋ねですが、用地購入費の部分につきましては、飯野、福田、津森、集落部のほうにつきまして45戸分。45戸分の戸当たり250平米で１万1,250平米、木山校区のほうは160戸分、戸当たり150平米で２万4,000平米、これは縁辺部になります。あと、福富の今、現在仮設のほうが建っておりますけれども、こちらのほうの購入ということも考えておりまして、合計の金額が４億2,820万というふうな形でしております。

次に住宅の購入費でございますけれども、先ほど補正の中でも言いましたが、戸当たり2,500万、これは家屋の分、整地の分、それと設計の分等々入れておりまして、戸当たり2,500万の45戸分、これは飯野、福田、津森の部分です。用地が確保できましたならば、一応公募を予定しておりますので、当初で入れとかないと、予算の確保がないと、公募のほうもかけられませんので、購入自体はですね、すぐに行うわけではございませんけれども、今回この予算で入れとかないと公募ができないために入れておるということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　水上下水道課長。

○下水道課長（水上眞一君）　下水道課長の水上でございます。１番上村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第17号、平成30年度益城町公共下水道特別会計予算書中、14ページになります。１款事業費１項公共下水道費２目支出費の中の12節役務費中、汚泥運搬料が801万4,000円で計上しております。こちらにつきましては、町の浄化センターの脱水汚泥を運搬する費用でございまして、現在、菊池市にあります九州産廃、それから大分県竹田市にございますぶんご有機肥料、それから荒尾市にございますクリーン発酵、３カ所に運搬をしております。これは絞った脱水を運搬するということで重さ的にはかなり軽くなっております。

それから、議案第18号、平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計予算書中９ページになります。１款事業費１項農業集落排水事業費２目施設費12節の役務費でございます。福田処理汚泥運搬費としまして792万5,000円を計上しております。これは、福田処理場の汚泥運搬費でございます。金額的にはさほどかわらないという御質問でございましたが、こちらの福田処理場の場合は、生の汚泥を御船地区衛生施設組合のほうに搬入しております。生の汚泥ですので、脱水汚泥と比べて重うございますので、費用的にはこのぐらいかかります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　１番上村議員。

○１番（上村幸輝君）　説明ありがとうございました。

まず、応急仮設住宅移転等費用支援助成金の300万については、よく分かりました。またですね、先ほど説明いただいた汚泥運搬料については、乾燥した分と生で運ぶ分、これで重さがあんまりかわらない、そういうふうなことでですね、理解できました。

まず、２回目なんですけど、被災民間賃貸住宅、復旧事業補助金としての３億円なんですけど、

災害、あ、済いません。125ページのですね、災害公営住宅用地購入費としての４億2,820万円と公営住宅用地としての11億2,500万、これについてですね、ちょっと２回目なんですけど。

福富にあるあの福祉、仮設のほうは買い上げということなんでしょうか、それとあとはですね、公営住宅の購入費としてが、先ほどの説明で１戸当たり2,500万の45戸分ということで、集落部ということでしたので、総戸数は、先ほどの補正も考えれば、46戸分は見てあるということで理解してよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　復興整備課長杉浦です。１番上村議員の２回目の御質問にお答えいたします。

災害公営住宅の用地購入費において、福富仮設の分は、今、福祉仮設のある分を購入予定かということで、そのとおりでございます。福富の仮設の部分の土地を一応購入予定ということで、災害公営住宅にそのまま一応使うという形で考えております。

それと、災害公営住宅の住宅の購入費につきましてはですね、これ、追加分。今、30戸の分プラス45戸、それと補正の分が６戸でありまして、全部で81というふうな形になりますので、お願いしたいと思います。以上でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

７番吉村建文議員。

○７番（吉村建文君）　７番吉村でございます。私、もういっぱい質問があるので、質問されないんであれば、どうしましょうかね、困っちゃうな。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員、委員会のは。

○７番（吉村建文君）　総務常任委員会分は委員会で質問させていただきますけど、それ以外の部分で質問したいと思います。

まず、議案第13号、平成30年益城町一般会計補正から46ページ、総務費、企画費、報酬で地域おこし協力隊報酬で499万2,000円と計上されてます。これは今、たしか２名地域おこし協力隊員が益城町には来ていると思いますけども、現在、具体的にどのような活動をされてらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

それから、13節の委託料、あ、これは総務常任委員会ですからいいですね。

民生費、79ページ、児童福祉費、委託料で放課後児童健全育成事業委託料が7,552万9,000円計上されております。この育成事業というのは昨年も計上されてあるんですけども、今年が1,082万1,000円増加しております。この増加した理由をお聞かせください。

それから、民生費、80ページ、13節の委託料で放課後児童クラブ設計管理業務委託と書いてありますけども、これは新しいクラブができるので計上されてらっしゃるのか、その下の備品購入費も放課後児童クラブ環境整備費で223万6,000円、これも新しいクラブできるのでアップしたのかお聞きしたいと思います。

それから、民生費、19節負担金補助及び交付金ですけども、この中で、民間保育整備事業補助

金で１億4,095万7,000円が計上されております。これは多分国の補助金だと思うんですけど、どのように利用されるのかお聞きしたいと思います。

それから、民生費でですね、86ページ、仮設住宅運営費で、報酬のところで非常勤職員報酬で、288万あったんですけども、ここでお聞きしたいのはこの科目じゃなくてですね、このところに昨年は仮設住宅の自治会役員報酬が345万6,000円あったんですけども、これが削除されてるのはどうしてなのか、ほかのところに計上されているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

あと、土木費、８款土木費４項都市計画費の内部事業費で、13節委託料で。

（「ページですか。ページは」と呼ぶ者あり）

ページは122ページです。13節の委託料で、都市計画道路測量設計業務委託料で１億8,600万円計上されてますけども、これは都市計画道路ですので、どこのところに１億8,600万使ってらっしゃるのか聞きたいと思います。

それから、165ページ災害復旧費道路橋梁災害復旧費で、委託料で、被災橋梁災害復旧業務委託料で17億8,500万円計上されとりますけども、これは何カ所橋梁の整備されるのかお聞きしたいと思います。

それから、167ページ、これはいいです、これは総務常任委員会で。

169ページ、災害復旧費共同墓地復旧費として19節7,000万、共同墓地復旧支援事業補助金がありますけども、これは昨年からの繰り越しだと思うんですけども、場所何カ所設定されておるのかお聞きしたいと思います。

それから、172ページの災害復旧費で、15節工事請負費で、消防団詰所建設工事費として6,500万円が計上されてますけども、この詰所がどことどこなのか場所を教えてください。以上です。

○議長（稲田忠則君）　坂本こども未来課長。

○こども未来課長（坂本祐二君）　こども未来課長坂本です。７番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第13号、平成30年度一般会計予算書中79ページの委託料の放課後児童健全育成事業委託料が前年より増加してるということで、その理由ということで、こちらのほうは現在９クラブありますけれども、その中でですね、委託料の計算について、基準額とか障害児加算とかですね、いろんな部分がありまして、それを若干ちょっと増やしているという、要望とかありましてですね、増やしているというところです。ただ実際には、申請が上がってきた時点で、また全額使うかどうかはちょっとまだはっきり分かっておりません。

それから、80ページの委託料の中の放課後児童クラブ設計管理業務委託料についてですけれども、こちらのほうは、30年度に広安小学校の児童クラブの建設を予定しておりますので、そちらの委託料となっております。

それから、備品購入費の放課後児童クラブ環境整備費についてですけれども、こちらのほうは９クラブありますＡＥＤのですね、購入を考えております。新たにまた飯野小あたりの環境整備については、６月の議会に計上させていただきます。

それから、81ページの民間保育所整備事業補助金についてですけれども、こちらのほうは平成

29年の７月から９月にかけて、保育所の公募をいたしまして、そちら１カ所ですね、決定をしております。こちらのほうが定員100人で、平成31年４月開園の予定となっています。そちらの補助金となっております。以上です。

（「どこですか」と呼ぶ者あり）

済いません、場所は馬水となっております。現在、のぞみの丘保育園があります、あちらの近くの場所ということになります。

○議長（稲田忠則君）　姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君）　７番吉村議員の御質問にお答えいたします。

益城町一般会計予算中ですね、86ページ、民生費災害救助費の仮設住宅運営費、報酬の中に役員報酬が削除されているという御質問だったかと思いますけど、同じですね、目の中に19節負担金補助及び交付金というのがありまして253万計上しておりますが、これがですね、自治会の会長さんが組織されます自治会連合会の中でこの議論がありましてですね、役員個人のですね、報酬というのはなかなか受け取りづらいという観点で、できれば自治会の運営費の補助という形でいただけないかという要望がありまして、こちらのほうにつけかえたというようなことになります。以上です。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　７番吉村議員の質問にお答えします。復興整備課杉浦でございます。

議案第13号、一般会計補正予算当初予算中122ページ、街路事業費ということで、13の委託料、都市計画道路測量設計業務委託料１億8,600万、これにつきましては４路線でございます。今、現在、都市計画決定に基づく説明会を一応やりました。その後、意見公告縦覧、そちらのほうも聴取いたしまして、今月をめどにですね、都市計画審議会を開くというふうな予定ではしておりますけれども、その分の４路線についてしております。

内訳としまして、国庫のほうが55％の補助、充当が90％ということで、この国費地方債のほうで、財源内訳のほうにも書いてありますけども、そのような状況で４路線のほうをこちらのほうに計上させていただいているということでございます。

○議長（稲田忠則君）　坂本復旧事業課長。

○復旧事業課長（坂本忠一君）　復旧事業課長坂本でございます。７番吉村議員の御質問にお答えいたします。

まず２点ございまして、第１点目が、議案第13号、益城町一般会計補正予算の会計予算書の中のですね、165ページの一番下の13節のところで、被災橋梁の金額が17億8,500万ということで、これはどこの橋梁かということでございます。

今度の熊本地震でですね、被災した橋梁は全部で20カ所ございまして、13橋につきましては熊本県のほうとですね、協定を結ばさせていただきまして、現在、工事をやっていただいておりますが、なかなか進まないのが現状でございまして、不調・不落も続いておりますけども、当初ですね、この２橋、29、30でですね、やるよということで、全体協定を結ばさしていただいており

ます。その額というのが大体19億ほどでございました。その後、これは平成28年度査定当時の工事復旧費用ということで、その後実施設計等やる中で、いろいろ変更等が出てまいります。それは逐次ですね、国のほうと協議をさせていただいて、補助事業で対応させていただくわけですが、そういう設計変更、これは増額分しかないんですが、それと、あと物価上昇分、人件費の増額、その辺合わせますと、現在ですね、おおむね28億ほど、全体額でですね、28億ほどになっております。

この分に関しましては、現在、29年度がまだ進行中ということでですね、最終的には29年度でどれだけできるか、30年度でとれだけできるかということは、また詳細なですね、協定結んでさせていただくことになりますけれども、この17億8,500万におきましては、橋はどこかということになりますと、７橋あります。七つの橋です。田中橋、第一畑中橋、第二平田橋、三竹橋、宮園橋、馬水橋、広崎橋この７橋がですね、この費用ということになっております。

それからあと、墓地の件ですね、同じような予算書の169ページです。７目の共同墓地の復旧費ということで、19節の負担金補助及び交付金事業ということでですね、7,000万計上させていただいております。実はですね、平成29年度で墓地がですね、うちのほうでこの基金事業として対応しておりますのが４件ございました、墓地の復旧がですね。これが827万3,000円。これが確定額でございます、29年度のですね。それで、４件ということで少なかったんですけども、今後もですね、まだ需要があるのではないかということで、昨年、29年度で落としました7,000万を30年度で再計上させていただいております。そういうことでですね、件数につきましては何件というのは需要がどれぐらいあるかというのが、まだはっきりは分かりませんけど、基金事業ということでですね、申請があればそれに対応するということで考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君）　７番吉村議員。

○７番（吉村建文君）　ありがとうございました。もう１点、確認の意味でお聞きいたします。

87ページの民生費災害救助費の仮設住宅運営費で、先ほど自治会役員報酬が345万6,000円なかったということに対して、13款19節で仮設住宅自治会運営費助成金として253万、そのかわりに計上してるということでしたけども、これは自治会役員になられる方っていうのが非常に数が少ないというか、なられる方に非常に負担をかけてたと思うんですけども、皆さんこれは自治会長さんたちの要望があったからこっちにつけかえたということですけども、これは皆さんたちがそのように言われたんでしょうか。確認の意味でもう一度質問させていただきます。

○議長（稲田忠則君）　姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君）　吉村議員の２回目の質問にお答えします。

全員がそういう意向だったかということの質問だと思いますけど、意見としてはですね、両意見あったそうです。自治会連合会の総意としては、補助金という形でいただけないかということが自治会連合会の結論でありました。以上です。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員いいですか。

（「はい。いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。ほかに質疑がありますのでですね、午前中はこれで終わります。午

後はですね、１時30分から会議を開きます。

休憩　午後０時08分

再開　午後１時30分

○議長（稲田忠則君）　午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

坂本こども未来課長より、午前中、７番吉村議員の質問に対しまして、補足答弁をしたいとのお申し出があっておりますので、これを許します。

坂本こども未来課長。

○こども未来課長（坂本祐二君）　こども未来課長坂本です。

午前中の７番吉村議員の御質問の中で答弁に間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。

議案第13号、平成30年度一般会計予算書の中の80ページの委託表の中の放課後児童クラブ設計管理業務委託料について、広安小と私が言ったということで、言い間違いをしておりましたので。こちら、飯野小の設定になります。工事費に関しては６月議会に計上を予定しております。以上、訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

９番宮﨑金次議員。

○９番（宮﨑金次君）　９番宮﨑でございます。

議案第13号、平成30年度益城町一般会計予算書の中の３点だけ質問をさせていただきます。

まずその中の１点、派遣職員についてでございます。午前中にもこの話が出て、派遣職員の予定が89人と。それから、１人当たり今年は740万円ぐらいかかるだろうと、こういうことだったと思うんですが、派遣職員について３点ほどちょっと確認をさせていただきます。

まず、一つはですね、今年の予算書の中では、昨年までは災害復旧費の中で派遣職員の経費が積算されてたんですが、今年はそれぞれの総務、土木、民生、それから公共下水道、この四つに区分されてですね、その中で計上をされております。ただ、公共土木だけはですね、災害復旧費という項目で上がってるんですけど、これ、何か理由はあるのかどうかというのが一つ。

それから、30年度はどこの課に何人それが期待しておられるのか。そして、多分この89名なりの積算根拠になったと思うので、どこに何人どういう技術というのを内訳を教えていただきたいと、こういうふうに思います。

それから３点目は、国からの補助金というかですね、この派遣職員に関する国からの支援なり補助金はどれくらいいただけているのか。これをですね、３点目によろしくお願いします。

それから、大きな２番目としましてはですね、ページ109ページの７款の商工費のことでございます。商工費の予算がですね、昨年は6,693万円だったんですが、今年は1,807万円減額をされています。そして、さらに今年の予算は4,885万円ですかね。非常に額が少ないんですよね。もう１桁は上げられないでしょうけど、倍ぐらいはですね、商工費は上げて、町を活性化していか

ないと、今、店、それから商売をやっている人たちがですね、非常に元気がないんです。そこらあたりを町の施策としてはどう考えておられるのか。この商工費についてですね。ここについてお伺いをしたいと思います。

それから３点目はですね、185ページを開けていただきますと、一番最後の項です。地方債の前年度末における現在高及び前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書というのがあります。この中で、特に平成28年度末の現在高、平成29年度末の現在高、そして当該年度、30年度末の現在高の見込みが書いてございます。それから、普通債、災害普及債、歳入欠陥等の債があるんですが、一番右下のところで、当該年度末の減税高の見込みが341万2,985万9,000円、こういう額になります。29年度末でも結構なんですが、この額がどれだけ町独自で、単独でですね、この中で支払わなきゃいかん額になるのか。ここらあたりをですね、分かる範囲で教えていただきたいと、こういうふうに思います。これが第３点目であります。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君）　総務課長の中桐でございます。９番宮﨑議員の派遣職員についての御質問のほうにお答えさせていただきたいというふうに思います。

まずですね、今回予算科目について、当初、宮﨑議員が言われてましたとおり、災害復旧関係で29年度のはほとんどまとめておりました。これを配置等を考えながら、あるいは執行状況を考えながらですね、明確にするために、各課の配属の予定ということで、今回その項目ごとに一応入れ込んだということでございます。

どの課に何人ということでございますけれども、ちょっと総計、各課ごとというわけじゃございませんで、総務部門とか、そういう形で結構ならそれでお答えしたいというふうに思います。

まず、総務費関係ですね。こちらのほうが17人になります。これには総務課、あるいは企画財政課、危機管理課が入るというふうに思います。こちらのほうに17人と、災害救助関係、福祉関係ですね。こちらのほうが生活再建等々で一応10人という形になります。こちらのほうに生活再建支援課のほうが大体６人と健康づくりが３人と災害救助・福祉が１名、こども未来課が１名という形の10人ということで予定をしております。

土木総務、これは都市建設及び復旧事業と復興整備のほうがちょっとまとまった形になります。こちらのほうが一番多くて39名という形になります。こちらのほうにつきましては、まず用地に10名と公園関係１名、区画整理４名、都市計画４名と大規模滑動崩落、こちらのほうに５名と復興基金関係が５名と狭隘道路が５名と災害公営住宅が３名と建築が５名という形で合計39人のほうを配属の予定をしております。

続きまして、社会教育関係、こちらのほうにつきましては学芸員、今回、文化財関係の調査が相当入りますので学芸員が３名と社会教育関係が１名という形になります。

農林災害につきましては、農業土木が８名ですね。合計８名という形になります。

道路災害、こちらのほうがちょうど11名という形になります。あと、公共下水道関係が６名という形になります。

そういう形で一応、配属のまだ予定です、これはですね。従属するかどうかは分かりませんけれども、こういう形で予算の振り分けを行ったということでございます。

もう一つの国からの支援につきましては、これは80％、交付税措置という形になります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　森本産業振興課長。

○産業振興課長（森本光博君）　産業振興課長の森本です。９番宮﨑議員の質問にお答えいたします。

議案第13号、平成30年度益城町一般会計予算中の商工費の中の112ページの４款の企業誘致推進費のことかと思いますけれども、そちらのことでよろしいでしょうか。

これが減額で2,122万2,000円になっておりますけども、これは益城町土地取得等の奨励金ということで、平成29年度におきましては木原食品に対しまして2,000万ほど支払っております。これはですね、企業誘致をして創業後１年後に支払うということで、平成30年度に関しましてはですね、今のところまだ予定がないということで、該当する場合には補正予算等で対応するということでしております。

それと、商工費、商工ですね。被災して活気づけるためにも予算を多くとるべきではないかというような御質問ではなかったかと思っておりますけども、一応、109ページの７款の２項ですね。商工業振興費ということで、本年、225万5,000円増額をしております。

これは、テクノ笑店街等にですね、看板設置をつけると。それと、中小企業の自立集団育成補助金ということで、平成29年度は休止しておりましたけれども、総合団地の３組合に対しまして、また活動を開始していただくということで予算を計上させていただいております。

それと、中小企業の融資利子補給費ということでグループ補助金等でかなりですね、商工費グループ補助を活用していただいております。その分で件数も増えて、その分の上乗せも行っております。

被災してですね、なかなか商工業のほうのですね、振興というのはなかなかまだかなり時間がかかるかと思いますけれども、商工会とですね、町と一緒になってですね、町発展のために頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君）　企画財政課長の藤岡でございます。９番宮﨑議員の議案第13号の平成30年度益城町一般会計予算書の一番最後のページ、185ページの地方債に関する御質問でございます。

まず初めに、この表について若干御説明させていただきますと、表の項目区分から一番すぐ横です、左側ですが、平成28年度末の現在高というところの一番下の合計が164億7,216万5,000円と。これはもう決定している数値になります。その横が平成29年度末現在高見込み額ということで予算計上させていただいていますが、まだ見込み額ということになります。それの合計が310億ほどになっているところです。

そして、その横の表が平成30年度中の増減見込みということで、起債の見込み額として、一番

下の合計が43億8,270万、これがこの予算書の４ページでいいます起債の総額の合計になっているところでございます。

そして、その横の償還のところが、この予算書の中で言いますと、173ページの中の元金で返す歳出のほうに入ってます減る部分でございます。そして、当年度の見込み高として341億という数字が出ているわけでございますが、議員はどれだけ町の負担っていう趣旨の御質問と思いますが、この表の中で、大きい区分の普通債の（４）の土木関係でございますが、平成29年度末現在見込み高が40億ございます。それから、その横のほうに行きますと、当該見込み高が50億近くなっておる。ここが10億ぐらい増えていると。

それから、その下の大きな項目の２ですが、災害復旧費全体で94億が、一番右端になりますと115億と。20億ぐらい増えていると。全体で30億ぐらい多くなっている部分につきましては、今、土木、それから災害復旧関係は交付税措置が大きくなっているというところでございます。そういう状況でございますが、起債についてはしっかり見込みながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　９番宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　１回目の答弁ありがとうございました。

まず、派遣職員のことにつきましてはですね、どこにどういうふうに人が入るというのは分かりました。それから、国からの交付税が80％来るっていうのも分かりました。例えば、町が79名ですから、どれくらいですかね。７億ぐらいですかね、７億5,000万ぐらいかな。大体それぐらいの金額が総予算の中に含まれていると。そして、その20％が町の独自で支払う金額になる。こういうことで把握できるんじゃないかと思います。

それで、この派遣職員の話でですね、今年も派遣職員にいろいろ活躍をしていただいているんですが、この人たちにどこまで期待をするのか。つまり、復旧・復興でどこまで何％やってもらったらいいのか。この目標がないと、こういうふうに私は思うんです。きちっと目標を立てて、何とかそこまで行ったらいいんだろうと思うし、行かなかったらまた方法を考えなきゃいけない。人と、それからやり方、これをよく組み合わせてですね、やらないと、人だけ集めてもですね、なかなかその目標に達成しないと。

ですから、今、町は、質問のときも言いましたけれども、なかなかですね、復旧・復興が見えてこない。多分、それぞれの事業下ではですね、一生懸命やっておられると思うんです。こういう派遣された職員も一生懸命やっておられると思うんだけど、なかなかそれが見えてこない。でき上がり分の一では決していかんと思うんです。目標を立ててどこまで進んだか、どこが問題だったか。それによって、こういうようなですね、職員派遣、やり方、これを検討していかないと、いつまでたっても復旧・復興は進まないと。これが一番心配するところです。

ですから、２番目の質問はですね、これにちゃんと目標が立っているのか。橋梁は大体どれぐらいまで行く、道路は何キロぐらい行く、下水道はどれぐらいある、この目標をですね、もし立てっているところがあるならば教えていただきたいと、こういうふうに思います。

それから２番目の商工費の話なんですが、これはですね、減額されているところはよく分かっているんですけども、ただ全般として、町全般として今、復旧・復興をやってるこの中で、どうも商工費のほうだけがですね、見捨てられてるっちゅうか、そんな感じさえするんです。もう少し商工費に金を回して、ちゃんとその商売をやる人たちを手助けするような方策をしていかないと、町が活性化していかないんじゃないかと。これが一番心配するので、今回このような質問をさせていただきました。商工費をですね、余り商工費いじめしないで、きちっとですね、商工会が立ち上がっていくような町での後押しをよろしくお願いしたいと、こういうふうに思います。特に質問はありません。

最後の質問なんですが、この町の借金の問題なんです。私のほうには、今どこの年度でもいいんですが、見込み額でいいんですが、例えば、平成29年度末の現在高の見込み額がございます。310億、このうち、いろいろ細かいものを積み上げないと分からないんですが、どれぐらい町がですね、独自で捻出しなきゃいかん金額か。

ちなみに、今までですね、町が240億程度、町債があった場合、40億から50億は町が独自でですね、金を捻出しなきゃいかん。だから、２年後、３年後に歳入が足りなくなる、こういうふうな我々の知識があったんですが、ここらあたりについて、分かる範囲でもう一回教えてください。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君）　総務課長の中桐でございます。９番宮﨑議員の２回目の派遣職員についての御質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

派遣職員についてどこまで期待するのか、あるいは目標を立てているのか、もしそれがあったら教えてくれというような御質問だったと思います。恐らくですね、各事業課に、ほとんど事業課が多いものですから、各事業課において各事業等の年次計画、行程計画をつくりながらやってるんだというふうには総務課としては感覚を持っております。

あと、総務課として、じゃあ、何をやるべきかということが一つ言われます。実を申しますと、人事評価というのがございます。これは各一人一人がですね、その年度年度の目標を持ってどこまでやり遂げるかというのがその評価です。それにつきましては、平成27年度に試行を行いまして、平成28年度から本稼働ということで動きを始めてました。しかし、御存じのとおり平成28年熊本地震によりそれがちょっと中断したということで、28、29についてはちょっと中断状態であるということでございます。

一応、これは地方自治法上、各自治体はこれをしなければならないというふうに決まりがございます。そういうことを受けまして、つい先日ですね、全職員に対する人事評価の再度、研修会を開いております。そのような中で、30年度からは自分たちの目標を持って、これは任期付職員、全ての職員に対して研修を行っておりますので、そういう形で人事評価の中でですね、目標管理等を設定しながら進めていきたいというふうに思っております。総務課としてはそういう動きをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君）　企画財政課長の藤岡でございます。９番宮﨑議員の２回目の御質問につきましては、今、私も手元に持っておりませんので、課に持ち帰りまして、どのような形で説明できるのかをちょっと整理して、委員会の中で御報告したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　９番宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　最後の３回目の質問でありますが、今、町の町債のことについてはですね、委員会のときに説明していただくということでございますので、ぜひ、何か資料っていうかですね、そういうのがあったら、ほかの議員さんたちにもですね、教えていただければ一番状況が分かると思いますので、どうぞよろしくお願いします。どうしても出せないなら、それはそれでしようがないと思います。

それから、１番目の派遣職員の話で、私は多分必要だからこれだけの人員をですね、派遣職員としてお願いをすると思うんですれども、先ほどから言っているようにですね、どれだけやったか、どれだけやらなきゃいかんか、ここがどうもですね、よく見えてこない。やった分の一という話だったらですね、何ぼでも人が必要なわけであって、それがですね、どうしても気になります。

最後の質問は復旧事業課長にお聞きしますが、今年度いろいろですね、復旧事業が大変だったと思うんですけども、どれぐらいの目標で取り組んでこられたのか。何か目標を立てられたのか。ここらあたりについてお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　坂本復旧事業課長。

○復旧事業課長（坂本忠一君）　復旧事業課長の坂本でございます。９番宮﨑議員の御質問にお答えします。

復旧事業ということで、熊本地震発生以来ですね、復旧を行っておりますけれども、目標、どういう設定をして事業に取り組んでいるのかというような御質問ではなかったというふうに思っております。

災害復旧というものは、補助率に関しては、現在、非常に激甚災害ということでですね、99.1％という、ほとんどの公共債でですね。あと住宅とか、復旧するもので若干復旧の補助率は違うんですけど、例えば運動公園であるとかですね、公園系、それから道路、橋梁、これは99.1％の補助率でございます。

28年４月に被災いたしましたので、12月までに国のほうの査定を受けております。持ち越しての査定は認められませんので、この時点におきまして公共、土木であるとかですね、その査定を終える分に関しては28年から既にもう始まってる、復旧がですね。

基本は、災害復旧はこういう大災害になる場合は３年間で終わりなさいということになっております。したがいまして、３年間で最初の年は、これだけお金をですね、国のほうから配分するよということで、そういう協議がなされてこられますので、必然的にそれを目標にですね、発注して施工していくということなんですけども、本数がですね、少ない場合はそれでいいんでしょ

うけど、今回は余りにも数が多かったということもございまして、とはいえ28、29、30年、平成30年までには全てを終えるというのが最終目標にはなっております。

現在のところですね、不調、不落ということで契約上の問題、それから災害と災害の、例えば道路でいえば、下水道とかですね、道路の復旧とかが同じ道路の中で二つの災害がかぶっている場合は、深いほうからですね、下水道からやるとか。いろんなそういう調整を行っております。それに上乗せしてですね、河川も壊れているということでですね、現在、秋津川、木山川も行っておりますけれども、これとの調整を行いながらやっております。

予算はですね、28年度に非常に多くつきます。それからどんどん少なくなっていって、30年度でもう配分は終わりということですけども、30年度についた分に関してはですね、繰り越し、１年の繰り越し、どうでもできない場合は事故繰り越しという予算措置上の制度はありますけれども、基本は３年でやりなさいというのが目標ということなので、復旧に携わっているどの課もなんですけど、もう30年、来年度がですね、非常に正念場になるのかなというふうに思っております。

30年度でどうしても終わらないということであればですね、それなりの予算措置を行って復旧をするということでないと、とにかく事業費が大きいものですから、国の助けをですね、いただかなければできないということでございますので、この期限内にですね、何とかやりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

５番榮正敏議員。

○５番（榮　正敏君）　５番榮です。簡単に行きます。先ほど同僚議員からもありましたけども、２款１項４目で。

○議長（稲田忠則君）　何号ですか。議案第何号ですか。

○５番（榮　正敏君）　議案13号。48ページ。19節の下のところですが、この被災民間賃貸住宅復旧事業補助金、この補助金について、私がちょっと突っ込んで聞きたいと思います。

この補助金のシステムがはっきり分かりませんでしたけれども、国がやってるグループ補助金とはまた違うと思います。ただ、この補助金は、賃貸住宅復旧事業というからには、アパート経営とか、マンション経営、戸建ての賃貸に対する家主、事業主に対しての補助金であると思いますけど。将来の税収につながるものであるか。それはそれでいいと思います。

ただ、今、問題になってますけど、みなし住宅仮設に入られる人たちが２年間という期限がもうすぐやってきてます。この契約で入ったため、まだ自分の宅地の修理もできてない。住宅を建てようと思うけども、業者不足で対処できない。だから、２年がたって、出ていってくれって、契約終了で出ていってくれって言っても行き先がない。また、これを探してもなかなかない。このことをちょっと県のほうでも蒲島知事が言われたのを記憶してますが、はっきりと覚えてませんが、これに対する補助に対して、例えば、この補助を受理する業者なり家主さんは、このみなし住宅から退去した人たちが一時的にまた入りたいって探したところ、その受け入れを拒んでは

ならないと、そういう特化を付加した条件をつけるとか、そういうことはできないだろうかと思っております。

まず間違いなく、今からこの住宅の２年間の契約にあって、退去をせがまれて行き場がないと。そういうことが非常に出てくると思いますので、そういうことができないか。これを一つ質問したいと思います。

それから、３款２項１目、80ページ。19節負担金補助及び交付金についてですが、この保育事業ちゅうのが、上から３行目の補助金のところで、幼稚園型と括弧づけにして書いてありますけど、この保育園型に対する補助金ってないんでしょうかね。30年度からは保育園事業が単独だったのが、保育園と幼稚園が一緒に何かできるようになったと思ってますけど。この補助金のほうに対して、同時になった場合の補助金の補助率、国とかがどういうふうな手当をしてくれるのか。

今回の予算に対して、健康管理支援で認可外保育では19万しか計上してありません。これは何ですか、健康管理だけのことに特化してありますけど。このハード面からいろんな事業で補助をいっぱいやってますけど、このソフト面である、一番大事な子育て事業だと思います。この子育て事業に対して予算的にこれで大丈夫なのか。赤字だったら赤字で、それなりに必要なところに予算を計上して、しっかり子どもたちのためにやっていってほしいと思いますが、この点についてお伺いしたい。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君）　企画財政課長の藤岡でございます。５番榮議員の議案第13号、平成30年度益城町一般会計予算書の中の48ページの被災民間賃貸住宅復旧事業補助金についての御質問でございます。

この件につきましては、午前中もお答えしましたように、復興基金を使ってということで、吉村議員のほうから一般質問の通告があっておりますので、詳細については、あした、町長のほうから答えさせていただきます。

ただ、議員も今質問の中で、グループ補助金のお話をされました。地元紙でですね、３月２日に、賃貸住宅に薄い公的支援という形で大きい記事がありましたのでもう御存じかと思いますけど、そういう背景もあってのことでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　坂本こども未来課長。

○こども未来課長（坂本祐二君）　こども未来課長の坂本です。５番榮議員の御質問にお答えいたします。

議案第13号、一般会計予算ですけれども、ページ80でよかったですかね、の19節の負担金補助及び交付金の一時預かり事業の幼稚園型ということですかね。こちらのほうは、幼稚園での延長保育というような形ですね、に対する補助となります。

あと、認可外保育施設等健康管理支援事業補助金につきましては、益城に認可外は２カ所あるんですけれども、１カ所についての補助金となります。１カ所分の児童に対する補助金ですね。

あとは、保育料の関係でよろしかったでしょうかね。

（「もういい」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君）　５番榮議員。

○５番（榮　正敏君）　答弁ありがとうございました。私は今回の一般質問を申請するのが間に合いませんでしたので、先にちょっと聞いたんですが、あしたしっかり聞きます。

それと、保育園に関しては６月の一般質問で上げたいと思います。よろしくお願いしておきます。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　ないようですから、議案第13号「平成30年度益城町一般会計予算」から議案第19号「平成30年度益城町水道事業会計予算」までの質疑を終わります。

次に、議案第20号「益城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第32号「町道の路線認定について」までの質疑を行います。

議案に対する質疑はありませんか。

９番宮﨑金次議員。

○９番（宮﨑金次君）　９番宮﨑です。条例の関係について、３点だけ御質問をさせていただきます。

まず１点目は、議案第24号、益城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてという項目の17ページ、附則、施行期日が書いてございます。この条例は平成30年４月１日から施行する。ただし、第14条第20号の規定は平成30年10月１日から施行する。なぜ施行日が異なっているのでしょうか。基本的なことで済みませんが。

それから２番目、議案第25号、介護保険法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての中の１ページ、益城町介護保険条例の改正の第２条で、保険料率の改正というのがございます。（１）から（10）までそれぞれの項目において、約１万円ほど値上げされております。それはなぜ値上げされたのか。それから、施行日が30年の４月１日、間もなくですから、この対象者にきちんと説明徹底されているのかということであります。

それから、最後の３番目、議案第27号、益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。１ページ、第２章の町の国民健康保険事業の運営に関する協議会というのがございます。従来は４人でしたが、この条例以降３人に減らされています。何で減らされたのかということを教えていただきたいと思います。

議案第24号、25号、27号、それぞれ１点だけ、基本的なやつ１点だけ御質問をさせてください。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　深江福祉課審議員。

○福祉課審議員（深江健一君）　９番宮﨑議員の御質問にお答えします。福祉課審議員でございます。

まず、第24号のほうでございますけれども、４月１日施行で、10月１日からというのは、居宅

介護の事業所の計画書の届け出がですね、10月１日からから出していいということで猶予がありますので、その期間のずれでございます。よろしいでしょうか。

それから、第25号のほうで、今回、第７期計画に当たりまして、保険料のほうが大体一月当たり、前年に比べますと月額1,100円上がったところでございます。これにつきましてはですね、委員会のほうでちょっと詳しく説明しようと思って資料を用意していたんですが、話すとかなり長くなりますので、ちょっとそちらのほうは委員会のほうでですね、詳しくお知らせしたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　森部住民保険課長。

○住民保険課長（森部博美君）　皆さん、こんにちは。住民保険課長の森部です。よろしくお願いします。９番宮﨑議員の御質問にお答えします。

議案第27号、益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。お尋ねは、なぜ４名から３名にするのかという御質問だったと思います。こちらは、国保は平成30年度から熊本県が財政責任を担うことになり、県に運営協議会が設置され、県の国保運営方針に基づいて町の国保が運営されます。これに伴い、町の運営協議会は町の国保事業の運営に関する事項のみの審議をしていただくことになります。これにより定員を減らすものです。

それと、対象者数のですね、平成20年は被保険者１万2,000人から、今現在の被保険者数が8,100人と減少傾向にあります。そういう事情から減らせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　９番宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　条例等に関する１回目の答弁ありがとうございました。

議案第24号につきましてはですね、多分、４月１日から施行されて、その中でいろいろ手続事項が出て、その手続に基づいて申請をして10月１日からそれを実行されると、こういうことだろうと思います。分かりました。

それから、２番目に質問しました議案第25号、これは年額を書いてあるんですかね、これ。どうもよく分からない、月、多分年額でしょうね。年額であれば、確かに1,000円ぐらいだからそんなに心配はしないんですけど、この表現だけを見ると、かなり大きな金額かなと思ったもんですから、ちょっと心配はしました。月額であれば、もう質問はいたしません。

それから、議案第27号ですけども、これ、もう一回ちょっと確認したいんですが、この運営に関する協議会の人員を４人から３人に変えられたのは、これは町が考えたものですか、それとも、１日か何か、県から何か指示が来て変えられたのか。ここだけもう一回確認させてください。

よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　森部住民保険課長。

○住民保険課長（森部博美君）　ただいまの御質問にお答えします。

適正な人数ということで、町のほうで検討させていただきました。今現在が13名から総勢12名

とするものでございます。他町さんの状況ですけれど、郡内は御船町が各３名ずつ、先ほど被保険者を代表する委員及び保険医または保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の各区分４人のところなんですけれど、御船町が現在各３名、嘉島町が各３名、あと、甲佐町と山都町が各４名、菊陽町が各３名というふうになっております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

８番野田祐士議員。

○８番（野田祐士君）　８番野田です。１点だけお伺いをいたします。

議案第30号です。議案第30号の訴えの提起について、町営住宅の明け渡し請求についてお尋ねいたします。別表の中に、明け渡し等請求対象者一覧というのがございますけれども、この滞納別数が70カ月から220カ月というふうに大幅な幅があるんですけれども、この基準ですね。ここに至られたこの基準、この幅というのはどのようにお決めになったのかお尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君）　坂本復旧事業課長。

○復旧事業課長（坂本忠一君）　復旧事業課長、坂本でございます。９番野田議員の御質問にお答えいたします。済いません、９番じゃなかったです、８番です。済いません。８番野田議員の御質問に。

議案第30号、訴えの提起ということでですね、別紙がついておりますこの滞納月数ですね。これでということでございます。この方々を選んだ月数の根拠といいますか、どうしてということだったかと思いますけども、実はこの３人さんに至るまでにまだ何人かいらっしゃったということで、その方々に、最初から申し上げますと、いろんな督促であったり、ずっと段階的にいろいろ御指導をですね、してまいりました。

最終的にですね、要するに、滞納のある方は全部督促状を送ったり、いろんなことをしております。向こうから滞納をですね、じゃあ、こういうふうにしてお支払いしますということで対応される分については、いかに月数が多くてもですね、出ていかれるとかいろんなことがあるので、それはあるんですけれども、この３世帯に関しましては、最終的にうちのほうから法的なことをとるということでですね、通知を差し上げましたけども何の反応もなかったということで、この３世帯の方がここにリストアップされておるということでございます。

ですから、滞納月数ですね、決めとるということではございませんが、かなり多い方がですね、やはりこの中に上がってこられとるということだと思います。

以上です。

○議長（稲田忠則君）　８番野田議員。

○８番（野田祐士君）　１点目の御回答ありがとうございました。

滞納月数で決めたわけではないということに今言われたと思います。これは前回、前回というか、前に不能欠損で落とした例もありますので、ある程度の基準ですね。ここに至るまでの基準等をですね、もう少し明確にする必要があるんではないかと思っておりますので、今やや不明瞭な部分が多いと思いますので、今後ですね、ぜひ明確な基準を定めていただきたいと思います。

２回目の質問です。

○議長（稲田忠則君）　坂本復旧事業課長。

○復旧事業課長（坂本忠一君）　８番野田議員の２回目の御質問にお答えいたします。

事務処理に関する、例えば要綱をつくるとかですね、そういう一定の基準をつくったほうがいいんじゃないかなという御指導だったかと思います。

近隣のですね、いろんな市町村、今回初めてなものですから、近隣の市町村、その辺の事例も参考にしながらその辺は検討していきたいと思っております。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　ないようですから、議案第20号「益城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第32号「町道の路線認定について」までの質疑を終わります。

なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第７号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）」から議案第32号「町道の路線認定について」までの26議案については、皆さんのお手元に配付してあります常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君）　異議なしと認めます。よって、議案第７号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）」から議案第32号「町道の路線認定について」までの26議案につきましては、お手元に配付の付託区分表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の日程を全部終了しました。これにて散会いたします。

散会　午後２時25分

平成30年第１回益城町議会定例会会議録

１．平成30年３月６日午前10時00分招集

２．平成30年３月８日午前10時00分開議

３．平成30年３月８日午後２時19分散会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　役場仮設庁舎別館２階本会議場

６．議事日程

日程第１　一般質問

９番　宮﨑金次議員

７番　吉村建文議員

８番　野田祐士議員

７．出席議員（17名）

１番　上村幸輝君	２番　下田利久雄君	３番　冨田徳弘君
４番　松本昭一君	５番　榮　正敏君	６番　中川公則君
７番　吉村建文君	８番　野田祐士君	９番　宮﨑金次君
10番　坂本　貢君	11番　寺本英孝君	12番　坂田みはる君
13番　石田秀敏君	14番　中村健二君	15番　竹上公也君
16番　渡辺誠男君	18番　稲田忠則君	

８．欠席議員（１名）

17番　荒牧昭博君

９．職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長　　堀部博之

10．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	永田清道君
会計管理者	髙森修自君	総務課長	中桐智昭君
企画財政課長	藤岡卓雄君	生活再建支援課長	姫野幸徳君
税務課長	緒方　潔君	住民保険課長	森部博美君
こども未来課長	坂本祐二君	健康づくり推進課長	後藤奈保子君
福祉課長	木下宗徳君	福祉課審議員	深江健一君
産業振興課長	森本光博君	復旧事業課長	坂本忠一君

復旧事業課審議員	増田充浩君	都市建設課長	西口博文君
復興整備課長	杉浦信正君	危機管理課長	金原雅紀君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	安田弘人君
環境衛生課長	河内正明君	水道課長	荒木栄一君
下水道課長	水上眞一君		

開議　午前10時00分

○議長（稲田忠則君）　皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、17番荒牧議員から欠席する旨の届け出があっております。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問者通告者は３名です。質問の順番を申し上げておきます。

１番目に宮﨑金次議員、２番目に吉村建文議員、３番目に野田祐士議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第１　一般質問

○議長（稲田忠則君）　それでは、日程第１、一般質問を行います。

最初に、宮﨑金次議員の質問を許します。

９番宮﨑金次議員。

○９番（宮﨑金次君）　おはようございます。９番宮﨑でございます。

本日は、トップバッターとして質問をさせていただきますが、傍聴席には、あいにくの雨にもかかわりませず、私の質問に関心を持たれた人たちが大勢来ていただいております。心から感謝を申し上げます。皆さんの期待に沿うように一生懸命質問をさせていただきます。

さて、さきの12月議会では、町民の活気あふれる生活を取り戻すための政策について及び町が受けた義援金について質問をさせていただきました。今回は、町から先般説明があった新たな都市計画道路の中の安永地区を通る都市計画道路南北線についてと、震災から間もなく２年が経過しようとしておりますけども、この時期を迎えた我が町の災害対処について、この２点について質問をさせていただきます。

では、質問席のほうに移動します。

本日も元気よく爽やかに質問したいと思います。

では早速、１番目の都市計画道路南北線から質問させていただきます。今回、質問として取り上げました益城町都市計画道路等についての若干、まず説明をさせていただきますと、まずは、本道路等について、本年１月の12日から１月25日の間、４回にわたり住民説明会を行い、２月初旬から中旬にかけて縦覧期間とし、その間に住民の意見を徴収、その後、審議会等で決定するということで進めておられます。

議員の皆さんと執行部の皆さんのところにお手元に配付された地図をごらんください。丸で囲

ったところ、これが本日話題になっております南北線であります。町からの説明の中には２点あって、１点目は、町道の新設、拡幅で、その中は、まず一つは、高遊原消防署南の辻の城から中園クリニックさんのところを通って、ましき野団地の取りつけ道路を通って、県道益城菊陽線までの益城東西線、それから、二つ目に総合体育館前の国道との四差路から木山神宮付近までの益城横町線、三番目に県道熊本高森線の益城整形外科の東の交差点から宮ノ本団地の東を通り、安永東仮設団地のところから町道グランメッセ木山線に至るまでの南北線、そして最後に馬水を南北に連接する第二南北線、それからもう一点はですね、近年地区開発された安永宮ノ本団地及び馬水西原団地で、この南北線及び第二南北線にかかっている部分、公園や住宅の一部を修正しようとする案があります。

今回の都市計画道路の目的は、皆さんも十分御承知のように、熊本地震を受けて益城町の復旧・復興を図るためと、県道熊本高森線の４車線化に連接して、益城台地の将来の開発を見据えて提案されたものと理解をしています。とは申しましても、地元としてはまさに復旧・復興の真っただ中で、本事業により大きな影響を受けることとなります。このため、安永区長さんたちと相談した結果、南北線沿線に住んでおられる人たちや宮ノ本団地の人たちを対象に、説明会及び意見交換会を安永で２回ほど行った結果、縦覧期間の２月16日までに地元としての要望を町に出そうということになりまして、それから約１週間賛同者を募った結果、681名の署名が集まり、２月16日に向井副町長のもとに、安永の４人の区長さんと住民代表の二人の方と私の合計７人で、安永地区からの要望書等を提出させていただきました。

安永地区からの要望書は、今回、町が都市計画道路南北線の幅員を12メーターとして計画しておりますけども、本道路の沿線は、地区開発として最近開発された宮ノ本団地を含み、さらに熊本地震を受けて沿道の半数は家の修復、再建も終わり、残りの更地のところも近々開発されようとしており、このような折に、現行４から６メーターの道路幅を12メーターまで拡幅、さらに都市計画道路の優先順位から、この南北線は、完成までに10年以上かかるということの町の説明でありました。これに対して、地元、沿道の住民は、12メーターに拡幅する必要はなく、さらに沿道地権者の家の新築、再建状況等から、近い将来、12メーターに拡幅するために、沿道の人たちの同意を得るのは極めて難しく、何よりも本地域の復旧・復興を迅速に進める観点から、県道熊本高森線から安永納骨堂付近までの市街化の区間は、道路幅を災害発生時にも安全が確保され、住民の交通も一応確保される幅員６から７メーターに縮小してほしいとの要望を、681名の賛同者の署名をつけて提出されたものです。

さらに、ましき野を通る都市計画道路、益城東西線の決定に当たりましても、道路建設予定地の住民に十分説明、できるだけ不安を払拭していただきたいとして、沿道住民19名の署名をつけて提出されました。

そこで、第１回目の質問として２点お伺いします。

まず、１点目は、町の復興計画にもない幅員12メーターになっておりますけれども、もちろん、地元は要求されておりません。これはどなたの考えか。国の考えか、県か、それとも町がそういうふうにお考えになったのか。

２点目は、今回計画されている安永地区を通る南北線の総工費と町の負担額及び何年後にこの道路が完成すると見積もられているのか。

以上の２点についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　おはようございます。平成30年第１回益城町町議会定例会も３日目を迎えております。本日は一般質問ということで、３名の議員の皆様の質問をいただいております。一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

それでは、９番宮﨑議員の、南北線についての御質問にお答えさせていただきます。

９番宮﨑金次の一つ目の御質問、都市計画道路南北線についての１点目、町の復興計画にもない幅員12メーターとなっているが、地元は要求していない。国か県の考えかについてお答えをします。

この都市計画道路南北線は、益城町の最上位計画としまして、町の復興の将来像を示す益城町復興計画に位置づけられる幹線道路ネットワークの一部を形成するものです。益城町復興計画は、多くの皆様の思いを受けて策定されたものであり、本計画において目指す将来像に位置づけられる南北線は、益城町になくてはならない重要な都市施設と考えております。今回の都市計画道路を計画しています地域は、益城町の多くの皆様が生活されている既成市街地であるにもかかわらず、地域内の多くの道路は、車両と歩行者が混在し、危険な状況での通行を余儀なくされています。益城町では、災害に強い町を目指し、災害時にも機能を発揮する幹線道路ネットワークを構築することとしていますが、あわせて歩行者の安心安全な通行空間を確保するなど、良好な交通環境を整備することも不可欠と考えております。

町が提案しています幅員12メーターは、国や熊本県も道路づくりの基準に用いています道路構造令に基づいて、町の幹線道路として、車両の円滑な通行を確保するための二つの車線とその両側に歩行者が安全に通行するための歩道を設置しながら、都市計画道路としての最低限の道路幅としたものです。町としましては、御高齢の方や通学する子どもたちなど、町民の皆様が安全に安心して町内を歩いていただけること、自転車や車椅子等も安心安全に利用できる環境を構築しますとともに、火災や地震による沿道の建物倒壊による道路遮断を防止し、避難路や応急対応ができる道路幅が必要であると考えております。

しかしながら、道路計画沿道の住民の皆様には、御不安、御不便や御苦労をおかけすることにつきましては、大変申しわけなく思います。このことについては、今後、しっかりと住民の皆様の御意見なども伺いながら、また、益城町の将来に向けた幹線道路のネットワークを担う南北線の必要性をしっかりと御理解いただくよう、説明等を行いながら進めていきたいと考えております。

続いて、２点目の御質問です。

今回計画されている安永地区を通る南北線の総工費と町の負担額及び何年後に道路が完成すると見積もっているのかについてお答えをいたします。

総工事費についてですが、この都市計画道路南北線について、現時点での概算の試算で約14億円程度を見込んでおります。将来の町に必要な道路の位置や幅を、都市計画の案としまして御提示している段階であり、お尋ねの事業費につきましては、今後、都市計画道路として決定し、事業認可された時点で明らかになっていくものと考えております。なお、街路事業として実施する場合、現時点の試算では、国の補助率は55％となっており、町の負担分は起債が充当率90％で、うち交付税参入率10％と一部単独費で対応することとなります。事業の実施に当たりましては、より町の負担軽減となるよう国の補正予算などを積極的に活用してまいりたいと考えております。また、国に対して要望活動等最大限の努力をしてまいります。

本来都市計画とは、地域の方々と行政が目指すべき都市の将来像を共有し、共に実現に向かって取り組んでいくために、長期的視点に当たって定めるものです。このことから、完成予定につきましては、復興の進捗や財政の状況等を勘案し、急いで取り組む必要がある箇所や路線、整備手法など、今後関係する皆様の御意見もしっかりと伺いながら判断いたします。

熊本地震で得た教訓を踏まえ、将来子どもたちが安心して暮らすことのできる魅力ある町にしていくために、引き続き精一杯取り組んでまいりますので、議員各位の御協力をよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　ただいま町長から１回目の答弁をいただきました。

要約をしますと、12メーターについては誰の発案かということで、これは町が考えたと、こういうことでございました。それから２番目の総工費は、今のところ約14億円ぐらいだろうと。その中での町の負担額は45％、55％が国ということで、その中もいろいろな手当てでやれると、こういうお話でございました。完成時期については、今のところ状況分からないと。当初の町の説明では、10年間ぐらいはとても手はつけられない、優先順位がですね、どうしても辻の城からの中園クリニックまで、それから横町線、これが優先順位が高いので、そういうことであろうという説明がありましたけれども、本日の町長の答弁では、完成時期は不明、こういうことでございました。

そこで、２回目の質問として２点伺わせていただきます。

まず、１点目は、町長として都市計画道路南北線を決定する上で、当然現地を確認されたと思いますが、今、この南北線沿線で、例えば県道から安永の納骨堂までの間の状況は、どうなっていると思われますか。例えば、道路幅４メーターのところがどれくらいあって、６メーターのところがどれくらいあって、沿道の建物では、地震後新築をされた家、または修復された家が何軒あって、現在建築中の家が何軒、今、更地になっているところが何カ所あり、もし道路を12メーターに広げるとすれば、何軒の人が立ち退いてもらうようになると思いますか。これは、担当課長からでも結構ですから、分かる範囲でお答えをいただきたいと思います。

２点目は、今回の南北線を12メーターにした場合のメリット、デメリットについての認識であります。このことも当然、都市計画道路を立案するに当たって、十分に検討されたことと思いますので、これを教えていただきたいと思います。ちなみに幅員12メーターに広げた場合のメリッ

トとして、町には災害に強い道路ができます。当然、幅が広いですから、強い道路になります。車道と歩道が区分され、歩行者の安全が確保されると思います。３点目に、県道との連接がよくなり、国等からの予算が継続的に確保できるようになると考えられます。これに対して、幅員12メーターにした場合のデメリットでございます。このデメリットはどのようなことが考えられますか。これが、２問目の質問であります。

もう一回、２回目の質問について繰り返します。まず１点目は、都市計画道路南北線の市街地部分は、今どのようになっているのか、道路、それから周りの家の状況、空き地の状況について。２点目に南北線の幅員が12メーターになった場合のデメリット、これはどういうふうに捉えておられるのか。この２点について質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　９番宮﨑議員の２回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、今の状況ですね、状況ということで、３月現在で確認したところなんですが、建築途中を含めてということで、まず、12メーター幅員で対象戸数が、今のところ35戸あります。うち更地が13カ所。それと７メーター幅員と仮定した場合、対象戸数が27戸、うち更地10カ所ということになっております。

それと、デメリットについてなんですが、やはり、デメリットにつきましては先ほど言いましたように、地権者の方にいろいろ御負担をおかけするということで、そちらのほうがデメリットかなということは思いますが、メリットについてもですね、少しだけ述べさせていただきたいと思います。

阪神淡路があったときにですね、国土交通省が、道路幅員と延焼停止率を出されております。やはり、神戸で多くの家屋が焼失したということで、原因となったものは、倒壊した家屋に延焼したものと、火災による輻射熱で延焼したケースもかなりあったということで、その輻射熱というのは、道路の反対側から反対側に延焼するという輻射熱なんですが、この中で輻射熱に対しての震災後の現地調査で判明したのは、道路幅員が６メーターから10メーターでは、50％しか停止がなかった、約50％は燃えてしまったということで、それと、４メーター、６メーターでは、40％しか停止しなかったということで、６割は端から端に燃えていったと。それと、12メーター以上になれば、100％停止というのが出ております。火災時の延焼を遮断するため、一定の距離ごとに広い道路を配置することが欠かせないかなということで、私は思っております。それと、益城町は火災が１件だけ、これはたまたま火を使う時間帯でなかった、それと消防団の皆さん方が一生懸命、プロパンガスの元栓を閉めていってこられたということで、ただ、広い道路の確保を痛感したところであります。

一方で、神戸の松本地区で、倒壊した家屋に次々と延焼したということで、これは断水した消火栓が使えなくなって使用不能ということで、防火水槽、プールの水、全て使われたんですが、鎮火ができなかったと。一昼夜燃え続けたということで、９ヘクタールのうち７ヘクタールが焼失、640棟が全焼、建物の81％、1021世帯が罹災ということで、40名のとうとい命が犠牲になられたということで、こういったことも、やはり安心安全、命を守ることが一番大事ということで、

メリット的にはこちらのほうが一番大事かなということで、今、計画をさせていただいているところです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　町長の２回目の答弁、ありがとうございました。

道路幅が広いと確かにですね、安心なんだろうと思いますが、ただ、神戸の事例を出せれてもですね、神戸は大都会です。高いビル、もしくはですね、うちの安永地区は大体平屋、せいぜいあっても２階建て。こういう家とですね、延焼率を神戸と比較をされてもですね、ちょっとなかなか納得できないところはございます。

町長から答弁をいただきましたけれども、都市計画道路南北線を町民に提案するには、まだ、とてもとても不十分な現地の状況把握で、何か、さも現地から遠く離れた東京とかですね、どっか机の上でですね、この計画がなされたような感じさえします。本日現在で、この南北線沿線上、この市街地部分の状況を申し上げますと、延長約600メーターのうち、道路幅４メーターの部分が約400メーターくらい、それから宮ノ本団地に沿って幅員６メーターのところが約200メーターくらいになっています。また、道路に沿う地域は、震災後、修復、新築された家が21軒、現在建築中が３軒、もと家があって今更地になっているところが14カ所。もし道路拡張により転居をしなければならない家は、20軒近くになると思われます。

また、南北線の幅員が12メーターになった場合のデメリットとして考えられるのは、一つは、震災後、新築、修復された家も三、四メーターが道路用地になり、転居への不安、これが起きることになります。道路がいつできるかじゃなくて、自分たちがここを移らなきゃいかんという不安が出てきます。

２番目に、これから家を建てようとする更地は建築が制限され、道路用地により、宅地が宅地として売買もできなくなってしまうというおそれがあります。

それから３番目に、道路完成までに十数年かかるとすれば、その間、本地域の復旧・復興は遅れてしまうことになります。

４番目に、都市計画決定した道路の中で、家を建てた場合、優良住宅としての減税、これが受けられなくなります。住宅の種類によって違うんでしょうけど、70万から100万ぐらいが減税が損をすることになります。

それから、５番目に、宮ノ本団地は、御承知のように最近地区開発されて、家を建てられた人が、１年以内ちゅう人もおいでになります。そういう人に対して、道路をつくりますよ、制限がかかりますよというのは、宮ノ本の住民に対してだましたことになるんじゃないか、こういうふうに心配します。

以上の５点がですね、デメリットとして考えられます。

私は、さきの12月議会の一般質問の中でも、県や国からいろんな要望や指導があったとしても、町長は住人の考えや地元の現況をよく確認して施策を行うべきだと申し上げましたが、この点については、全く改善されていないように感じます。

では、本質問の最後、第３回目の質問をさせていただきます。

先ほども述べましたように、都市計画道路南北線について、町からの説明を受けた後、安永地区では、この沿線の住民を対象に２回ほど説明会及び意見交換会を行いました。その結果、道路幅を12メーターから６から７メーターに縮小してもらいたいという結論になり、その要望書と要望に賛同された住民、681名の署名をつけて町に提出しました。これが、住民からいただいたですね、町長、お見になったと思いますが、署名の入ったやつです。681名あります。

そこで最後の質問なんですが、南北線沿いには家が38軒しかないのに、約１週間の短い期間に、なぜこのようにたくさんの署名が集まったのかについて、町長の見解をお伺いしたいと思います。もう１回繰り返します。南北線沿いには、家が38軒しかないのに、約１週間の短い期間になぜこのようにたくさんの、６メーターから７メーターに縮小していただきたいという案に賛同する人が集まったのか。町長の見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　９番宮﨑議員の３回目の御質問にお答えをします。

たくさんの方が意見を出されたということで、私の考えとしましては、どうしても町民の皆さん方の安心安全、命を守ることが私の役目かなと。そして、やはり子どもの通学、車椅子でも、いつでもゆっくり通れるような通行の道づくりが、まちづくりが必要かなということで思っておりますので、しっかりとそういった意見に今後はまた耳を傾けながら、意見を交換しながらまた対応していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　質問になかなかですね、突然質問したもんですから、なかなか答えられなかったんじゃないかと思いますけども、やっぱり住民の意見がですね、どういう背景でこうやって出てきたかというのをよく分析をして、それが行政に生かされないと、全く行政と住民とがかけ離れてしまう、こういうことになってしまうんじゃないかと思います。

私も将来の安永のために、道路幅員を12メーターに早い段階でできれば、これに越したことはないと思いますけども、現実的には、道路幅12メーターを確保するのはかなり難しいことだというふうに思います。つまり、今回賛同された大半の人が、都市計画道路南北線沿線で震災後家を建てた人たちが、道路拡張のために果たして移転してもらえるのか。道路拡張にかかわる費用について、たとえ国からかなりの分が出たとしても、町の負担分を確保できるのか。これに先ほど述べた都市計画道路に指定された場合のデメリットを加えて検討すれば、いつごろ道路はできるのか、また、予算の関係で道路はできなくなるかもしれない。それの計画よりも、一応の住民の安全と交通も確保され、経費的にも安く、十分実行可能で、何よりも早期に完成の見込みのある道路幅を６から７メーターに縮めることに理解を示され、約１週間という短期間で多くの署名が集まったんだろうなと感じています。この１週間で、安永地区を中心にやりましたけれども、もし、これを手を広げれば、かなり数千というのは集まる感じがいたしました。

つまり、知事が提唱されている創造的復興をいう考え方は、実にすばらしい考え方ではありますが、私たちは、どれもこれも将来のためにということにしてしまうと、町の復旧・復興は進まなくなってしまいます。特に、安永を通る南北線は、既に震災後、家の再建が半数近く終わり、

さらに復旧・復興が本格化しているときに、この流れを止めようとするような施策は、地元としては当然受け入れられないということを明確に意思表示されたものであると、私自身も改めて認識をさせられました。

どうも、町の目線、町長の目線が、国や県に向いているようで、もう少し町民のほうに向けていただかないと、復旧・復興はますます進まなくなると苦言を呈して、次の質問に移ります。

では、２番目の質問は、町の災害対策についてであります。

熊本地震から早２年になろうとしています。今、思い起しても、あの熊本地震は大変でした。私は当時、町の防災アドバイザーとして、地震発生後から約10日間ほどは、町の災害対策本部の周辺におりまして、これまでの私の経験と知識から、町長や当時の総務課長等にいろいろと助言をいたしました。特に、災害対応の中では、地震発生後、町として何をすべきか、次に何をすべきか、これらの業務手順、予定的なことを何回か申し上げました。それはさておき、早速、第１回目の質問に入らせていただきます。

熊本地震から間もなく２年が経過しようとしています。この２年間に熊本地震を受けて、当然町の防災体制は強化、改善されたことと思いますが、ハード、ソフトの面からどこがどう変わったのか、具体的に教えていただきたいと思います。これが、第２問目の第１回目の質問です。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　９番宮﨑議員の二つ目の御質問、熊本地震から間もなく２年が経過しようとしている。この２年間に熊本地震を受け、当然、町の防災体制は強化、改善されたと思うが、町の防災体制で、強化された事項をハード面、ソフト面からどこがどう変わったのか、具体的に教えていただきたいについてお答えをいたします。

まず、町の防災体制の強化、改善についてですが、平成29年４月の町組織機構の改編にあわせまして、総務課の防災係を危機管理課に改め、３名体制から８名体制へと増員し、自然災害等に対する危機管理体制を強化しております。

ハード面における強化につきましては、災害復旧事業とあわせまして、避難路の復旧に努めております。具体的には、のり面復旧に伴う障害物落下防止対策や、路肩等の復旧により、歩行者を含めた安全な通行が確保されつつあります。また、木山川や秋津川、鉄砂川や妙見川などの河川堤防の復旧も進捗している状況にあり、大雨などにおける越水対策も進んでおります。しかしながら、公共インフラ等復旧事業は、原形復旧が基本であり、災害に強いまちづくりを目指す上で、各地区のまちづくり協議会の提案を参考にしながら、道路の拡幅や街区公園の整備、一時避難場所、緊急避難場所の確保に努めていかなければなりません。また、小中学校や公民館の分館といった避難所としまして使用する施設におきましても、災害時において、特に地震発生時に使用可能な施設整備が必要と思っております。

続きまして、ソフト面における整備としまして、町では、食料や飲料水、毛布やブルーシートといった従来の災害備蓄品の増量に加え、熊本地震において大きな問題となったトイレ対策として、簡易トイレとあわせて組み立て式仮設トイレを備蓄しております。

なお、昨年６月18日には、町防災アドバイザーである宮﨑議員指導のもと、近年問題となっている集中豪雨を想定しました災害対策本部情報伝達訓練を実施し、改善点等の御教授をいただいたところであります。今後も引き続き、より実効性のある訓練を実施しようと考えておりますので、御協力、御指導をお願いいたします。

また、円滑な避難誘導、避難所運営を実施するため、広安小学校区の行政嘱託員、民生児童員、福祉施設職員、ＰＴＡ及び教職員等の御協力により、昨年11月に広安小学校区自主防災クラブが設立されました。このクラブでは、勉強会や訓練も実施されており、より実働的な活動となっております。町内の各地区におきましても、地区ごと、あるいは校区ごとに自主防災組織設立に向けた支援を継続していきます。なお、町としましても、円滑な避難所運営が図られるよう、一昨年から全ての指定避難所に対し、担当課を割り振り、地震をはじめ大雨や台風など、初動から迅速な対応がとれるよう改善をしております。

また、災害時における物的支援、人的支援を円滑に受けるため、民間企業やボランティア団体等複数の団体と災害時における協定締結に向けた準備を進めており、今後もさらに応援、受援体制の整備に努めてまいります。なお、２月９日には、地震災害対策の先進自治体であります愛知県みよし市と災害時総合応援協定を締結しております。総合応援協定につきましては、他自治体の状況を踏まえ、町が主体性を持って進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、昨年11月に取りまとめました熊本地震における災害検証報告書における課題や、改善の方向性を勘案しながら取り組んでまいります。地震から２年が過ぎようとしています。住民の皆様や町職員の地震の記憶を風化させず、災害時における住民の皆様の安心安全を速やかに確保できるよう、また不安を払拭できるよう、町の防災体制を強化改善していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　２問目の１回目の答弁、ありがとうございました。

ハード面ではですね、避難路の確保とか河川の堤防それからインフラのこと、いろいろ述べられました。ソフト面では、備蓄それからいろんな訓練のこと、こういうのを述べられました。私も一応、防災アドバイザーだったときにはですね、町のいろんな訓練には参加をしておったんですけど、そういう状況でした。

当然のことでありますけども、あれだけの被害を受けた町ですから、災害対処について真剣に取り組まれているとは思います。しかし、熊本地震の発生直後の町の災害対処をよく思い返してください。時間がたつとよいところだけが美化して伝えられるようで、私はこの２年間、町の防災に関する取り組みを見てきて、熊本地震クラスがもう一度我が町を襲ったら、多分町は、前回と同じような対応しかできないだろうなと思います。確かに先ほど町長が答弁されましたように、一部は改善されていると思いますが、肝心の町のヘッド、中枢部の防災に関する意識改革が、ほとんどなされていないように感じています。つまり、熊本地震の際に、町の災害対策本部は開設されましたが、当初の数日間、ほとんど機能しませんでした。なぜ機能しなかったかを含め、質問をさせていただきます。

では、第２回目の質問として２点伺います。

まず１点目は、災害対策本部のことです。町長は、町に大きな災害があった場合、災害対策基本法に基づき、町の災害対策本部を開設されますが、災害対策本部ができて、まず行わなければならない業務の中で、一番大切なのは何だと思われますか。今回の熊本地震で痛感されたことと思いますので、お答えをいただきたいと思います。

それから２点目はですね、最近あるチラシを見ていて、町長の言葉、町民の身の安全は自分の命にかえてでも守るという本当にすばらしい言葉を目にしました。命にかえることはともかく、町民の安全をどのようにして守ろうとされているのか、その具体策についてお伺いをします。

質問を繰り返しますと、最初にですね、立ち上がった対策本部のやるべきことの中で、もっとも大切なこと、特に熊本地震で余りできなかったこと、ここをお答えいただきたいと思います。

それから２番目にですね、町民の安全を守る、守るっていうことを言うのは一向に構わないんですけど、それの具体策、どうやって町民を守るんだと。その具体策についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　９番宮﨑議員の２回目の質問にお答えをいたします。

まず、災害のとき何が一番大事なことかと、これは当然、町民の皆さん方の命の安全を守ることを確保すること、これが一番私は大事かなということで行動をしてきたところです。ちょうど15日にですね、災害時にトップがなすべきことということで、たまたましっかり気になって持ってたもんですから、そのときに、瓦れき置き場を確保しなさいとか、大雨災害の反省をされたトップにの方たちの意見を読み返しました。ボランティアセンターをつくりなさいとか、マスコミ対応、そこあたりを取り組んできたんですが、まず、その中で、命をかけてっていうことで話があったんですが、いつもそんな思いで、トップになる者は、最後は自分が責任を持つと。この意識でないと、そして先頭に立って町を引っ張っていかないと、当然、こういった大規模災害のときには厳しいものがあるかなということで、その覚悟でいつも行政をやっていたところです。

確かに、震災後、本当に災害対策本部機能が麻痺していたということで、多くの職員が、全て避難所に運営に行ってしまったということで、昨年、実は公表しましたが、災害検証報告書にも記載しておるとおり、発災当初、災害対策本部は大混乱の状況でありました。当時、副町長も空席ということで、課長等幹部職員も、先ほど言いましたように避難所対応に当たらせたため、関係各課からの近況状況の遅れや災害対策本部の意思決定に携わる職員が不足したというのが否めない状況です。したがいまして、災害対策本部情報伝達訓練等を行う際、課長と幹部職員に対し、所属課の状況把握を速やかに行い、的確な情報伝達を求めています。

２週間ぐらい前だったですか、危機管理課の課長のほうに話をしたんですが、もう一遍先ほど同じような話をしました。もう一度同じ地震が起こったらどうするんだということで、今やっていくべきことを考えております。まず、初動態勢の確立、職員もなかなか参集できなかったということで、参集態勢の構築それから作業フローそれから災害対策本部の設営等運営訓練、これ、本部のレイアウトとか必要備品とか、そこあたりも入れていく、それから災害対応の支援態勢の

確立ということで考えております。それと、訓練につきましては、熊本市消防局それから警察、消防あたりとの、自衛隊あたりとの合同の防災訓練を考えていきたいということで、考えております。それと、計画策定です。今、地域防災計画それから受援計画、事業継続計画、要配慮者支援計画あたりも策定する予定で考えております。

それから、防災士の養成ということで、これは、職員、町民の皆さん方に両方考えております。私も取ろうかなと思ってるんですが、これは、日本防災士機構が認めた研修機関ということで、これは、特別な権限や義務はありませんが、一定レベルの知識とか技能を身に着け、防災意識を持つことで災害時に対応できるということで、現在、全国に登録者は14万361人ということで、これは実は、兵庫県の芦屋市、４月から支援で来ていただくんですが、こちらのほうからの提案もあっております。それから、子どもへの防災教育、ここあたりも頭に入れているところです。

それと、災害協定です。みよし市と協定を結んだんですが、やはり、お互いにリスクが、同じ災害にリスクが低いところとまた災害協定を結んでいきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　２回目の答弁、ありがとうございました。

町長のお考えはいろいろとお持ちになっているようで、非常に安心はするんですが、考えをいかにこれを具体化して実行していくか、ここが一番やっぱり難しいし、しなきゃいかんことだろう、こういうふうに思います。いろんな考えがあってもですね、考えだけで終わってしまったら、これは何の対策にもなりませんので、ぜひそのようにお願いをしたいなと思います。

ちょっと重複するところがあるかと思いますけども、前回の地震、４月14日の１回目の地震の直後に、町長は速やかに役場の駐車場に来られました。その後、県との連絡のためとかで、保健福祉センターのほうに移動されました。それにより、保健福祉センターが対策本部で、町役場は現地対策本部にするというようなことを聞きました。数多くの災害現場を経験した私にとって、この町長の行動は理解できませんでした。まさか、町長が前線離脱をされたとは思いませんでしたが、あの状況では、たとえ電気や電話に制約を受けたとしても、役場駐車場に消防団、自衛隊、警察、広域消防、マスコミとさらに避難民も集まっていました。被害状況や避難者等の把握は、多分ここでしかできなかったと思うんです。そして、救援の人達との調整もここでしかできない状況でした。たとえ県にいろんなことをお願いするとしても、一応、町の被害状況を概要でも把握をした後でないと、県にただ助けてくれといったところで何にもならない。ですから、町が今どういうふうな被害が出てるのか、これを把握した後でないと、町に要請をかけるのはなかなか難しいんじゃないか、こういうように思います。

このような観点から、対策本部の活動は、当然役場駐車場でやるべきで、消防団、町民からの情報を集め、まず被害状況を把握、被災した人たちを助ける処置をいち早く、消防団、自衛隊、警察、広域消防等と調整して、行動させるべきであったと思います。つまり、被災者状況の把握と応援機関との調整がなされていなかった、これが一番大きな問題かと思います。ちなみに、益城町の被害状況は、町がほとんど把握していなかったため、地震後、当分の間は、県からの情報

を得て、マスコミに伝えていたというのが現状で、特に地震発生後、この三、四時間の町長の行動は、厳しくやっぱり反省すべきであると私は考えます。

次に、町民の安全を確保する具体的な方法として、平素から町民の安全を図るため、まず、危険見積もりを行って、その危険に対してどう町として対処していくか。町の対処能力を超えるものについては、県をはじめ、関係機関にどのように要請、お願いしていくか、これらを平素から準備しておかなければ、どんなに口先で町民の身の安全は私が守るといったところで、空念仏になってしまいます。この観点から、今の町の状況は、とてもとても町民の身の安全を守れる状態ではないと私は思っていますので、町長の先般の言葉、これには若干驚かされました。

それから、町の地域防災計画についてでありますけれども、本計画が、いつ、誰が、何のために、誰と、何をするというような中身になっていないがため、多分、こういう災害が発生したとき、前回と同様に行動をとらざるを得ない。そして、この計画をもう誰も一考もしない。こういうものになってしまうおそれが十分あると思います。災害が起きたとき、頭が混乱しているときの根拠は、そういう平素つくった計画に基づいて行動すべきであるというふうに思っております。そして、計画をさらに使えるものにするためには、やっぱり訓練が必要なんです。訓練で完熟し、不十分なところは計画を修正し、そしていつ起きるか分からない災害に対処をする。これがもっとも重要だろうと思います。

それから、今年度から町に、町長も申し上げられましたように、危機管理課が新設されました。これは、災害等対処を迅速に対処させようとする案で、実にすばらしいことだと思います。でも、せっかくできた危機管理課が、我が町に予想される自然、または人工的な災害から町民の生命、財産を守る体制づくりが、今のところほとんどできていないように思います。地震、台風、豪雨、山火事、鳥インフルエンザ、口蹄疫、人の大規模な伝染病、高速道路の大規模な事故、民間航空機及び自衛隊機の町民を巻き込んだ事故、果ては、北朝鮮のミサイル等への対処等、あらゆる危機管理状況を想定して準備をしておくことにより、初めて町長が言われる町民の身を自分の命にかえてでも守ることができることにつながると思います。町長が言っておられる町民の身の安全を名実ともに守れる町の体制を一日も早く整えていただきますことを切にお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君）　宮﨑金次議員の質問が終わりました。ここで、暫時休憩いたします。11時10分から再開します。

休憩　午前10時58分

再開　午前11時10分

○議長（稲田忠則君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、吉村建文議員の質問を許します。

７番吉村建文議員。

○７番（吉村建文君）　おはようございます。７番公明党の吉村建文でございます。

本日も朝から傍聴に来ておられる町民の方々に感謝申し上げます。

本日は、県立高校の後期試験の二日目でございます。木山中学校、益城中学校の生徒さんたちが、一人でも多く志望校に合格されることを祈りつつ、本日も５点にわたって質問させていただきます。

１点目、町民文化賞、町民スポーツ賞の創設について。

２点目、健康ポイント事業について。

３点目、小中学校のトイレの洋式化について。

４点目、災害公営住宅について。

５点目、県の復興基金について。

以上、５点質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

改めて、質問席からお伺いいたします。

初めに、町民文化賞、町民スポーツ賞の創設についてであります。

先日、ある新聞に、小学校のブラスバンド部が全国大会で優勝し、その功績をたたえて市民文化賞を授与するという記事を目にしました。そこで、こうやって地元の小学生を市民が一体となって表彰することができることはいいことだと思いました。熊本地震から約２年がたとうとしている今、益城町にも町民文化賞というものがあれば、また町民スポーツ賞があれば、町民にとって復旧・復興の一つの励ましになるのではないかと思いました。

そこで、質問ですが、現在益城町において、学術、芸術、または文化活動において、その活躍が顕著な方、団体に対する表彰制度はあるのか、また、スポーツ活動において、その活躍が顕著な者、団体に対して、表彰制度はあるのかお伺いいたします。

それから、スポーツに関しては、九州大会、全国大会に出場する補助金制度があると聞いております。また、文化面においても同様のことがあると聞いておりますが、具体的にどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　７番吉村議員の町民文化賞、町民スポーツ賞の創設についての御質問のうち、まず１点目、学術、芸術、文化活動、スポーツ活動において、その活躍が顕著な者、団体に対して表彰制度はあるのかについてお答えをさせていただきます。

現在、本町には、吉村議員御質問のような表彰制度はありません。ただ、町が行う類似の表彰制度としましては、社会文化の向上発達に関し、功績卓絶な者に対してその功績をたたえることを目的としました益城町名誉町民制度や、また町以外では、益城町体育協会が行うスポーツ功労者、スポーツ優秀者、スポーツ優良団体に対する表彰制度がございます。

次に、２点目の御質問のスポーツ及び文化面での九州大会、全国大会に出場する補助金制度についてお答えをさせていただきます。

スポーツに関しましては、小中学校の部活動として郡大会や県大会を勝ち抜いて、熊本県代表として九州大会や全国大会に出場した場合、宿泊費、交通費の合計額の２分の１を助成していま

す。また、社会体育におけるスポーツの普及振興を図るため、益城町全国大会等出場助成金交付要綱を定めて、全国大会等に出場する方に助成を行っております。具体的には、益城町民の方が、益城町または熊本県代表として全国大会に出場する個人に２万円、チームに一人当たり２万円で、上限20万円。九州大会に出場する方に全国大会の半額、日本代表として国際大会に出場する方に３万円を交付するものです。この交付要綱では、熊本県内で開催される大会、企業代表等のチームは交付対象外で、助成金は年１回としております。

なお、文化面におきましては、小中学校の部活動に関しまして、スポーツと同様の助成制度があります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　吉村建文議員。

○７番（吉村建文君）　まず本町において、私が質問した内容に該当する表彰制度はないということが分かりました。また、九州大会や全国大会に出場する方や団体に助成制度があることは分かりました。また同様に、文化面においても助成制度があることも分かりました。しかしながら、九州大会や全国大会に出場して、全国１位などの優秀な成績を出した方、あるいは団体に対し、表彰制度はないというのはいかがなものでしょうか。

スポーツ面においては、益城町を全国的にその名を知らしめた企業に再春館製薬所があります。先日、バドミントンで活躍されている再春館製薬所に行って話をうかがってきました。あの震災のときも弁当給食で子どもたちが困っているときに、いち早く週１回ではありましたが、温かい汁物を提供されたこと、また、仮設団地への訪問、小学校でのバドミントン教室の開催等、益城町に貢献をしてくださいました。バドミントンでは、そのコマーシャルでも有名ですが、熊本県民に勇気と希望を与えてくれております。

先月、平昌オリンピックが閉幕いたしました。日本選手団は過去最高となる13のメダル、43の入賞を獲得するなど、大躍進を果たしました。2020年には東京オリンピックもあります。益城町としても世界的に活躍されている選手たちを顕彰できればいいのではないかと思う次第です。

また、来年の成人式も益城町文化会館が工事のため使用できないということで、会場を再春館製薬所の体育館を使わせていただくなど、町として大変ありがたいと思っております。また、その他のスポーツ分野では、春高バレーで優勝した鎮西高校のバレーボール部の監督をされておられる方も益城町在住の方であります。

また、文化面においては、益城中学校吹奏楽部は、全日本ブラスシンフォニーコンクールにおいて、３年連続で全国大会に優勝するなど、その様子はテレビ番組でも紹介され、爽やかな印象を残してくれました。また、昨年の町のイベントにも積極的に参加してもらい、町民の方々へ町復興への希望の星的存在ではなかったかと思います。

全国的に見ても、町民文化賞や町民スポーツ賞の創設をしている町村はたくさんあります。今後の益城町の復興においても、九州大会や全国大会において、結果を残した個人、団体に町民文化賞、町民スポーツ賞の創設をしてもいいのではないかと思いますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　７番吉村議員の２回目も御質問にお答えします。

吉村議員御指摘のとおり、本町には各種大会におきまして、顕著な功績をおさめられた方や団体などがおられます。その功績は、平成28年の熊本地震の被災者の皆様に大きな勇気と希望を与えていただきました。吉村議員には貴重な提案をいただき、ありがとうございます。町としましては、早急に関連する法整備を行うなど、前向きに町民文化賞、町民スポーツ賞の表彰制度の創設に取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。やはり、町として顕彰することが大事ではないでしょうか。町民の皆さんに知ってもらい、また喜んでいただける表彰制度の創設をお願いいたします。できれば副賞に金一封なども添えられれば、また格別だと思います。

次に、健康ポイント事業についてお伺いいたします。平成28年３月議会において提案し、執行部においてもその実行をお約束していただいた健康ポイント制度は、熊本地震により計画が延期されたと思いますが、地震後約２年近くたって、事業として再開できると思われますが、どのようになっているのかお伺いいたします。

ちなみに、当時の執行部の考えとしては、健康ポイント制度の事業の要綱を定め、その要綱に基づき事業を実施していくことになり、事業の対処者は、20歳以上の方を考えており、事業の進め方としては、健康ポイント事業参加申込書に必要事項を記入し、町へ提出していただき、内容などを確認し、健康ポイントカードを発行する。ポイントを付与するための取り組みなどについては、益城健診や特定健診などの各種健診とあわせ、健康フェスタなどの町主体の健康スポーツイベントなどへの参加、さらには参加者の方がそれぞれ目標を掲げていただき、健康への取り組みを続けていただき、また、たまった健康ポイントは、町内で使用できる商品券などと交換できるようにするとのことで、地元消費につなげることも考えているとのことでありました。

熊本地震から約２年が経過して、町民の健康づくりを考える上でも、また、町の地元商店街の活性化を図るためにも、健康ポイント制度を復活させるときではないかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　７番吉村議員の二つ目の御質問、健康ポイント事業はどうなっているのかについてお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、健康ポイント事業につきましては、平成28年３月定例会において予算計上し、承認をいただいておりました。また、吉村議員からの一般質問にもお答えをさせていただいたところです。

健康ポイント事業は、町民が楽しみながら健康づくりを行うことにより、健康意識を高め、運動習慣を身につけることを目的とし、実施内容に応じてポイントを受け取り、商品券や景品と交換できる制度です。ポイントをためて商品券と交換し、町内の商店で使ってもらおうと準備を進めておりましたが、熊本地震により延期をしております。協力いただく商店等の登録もまだでき

ていない状況でした。現在、町内商店の自力再建を進められている中、また、平成30年度に益城町民グラウンド、陸上競技場、総合体育館の再建が予定されている中での実施には、ポイント付与内容の精査、協力商店の募集、説明、関係課との打ち合わせなどが改めて必要になってきます。

しかし、町民の方の自分自身の健康づくり、健康意識を高めていただくために、また、たまったポイントにより、町内で使用できる商品券などを使ってもらうことにより、地元消費の拡大や医療費の抑制につなげるためには、できることから進めていく必要があると考えております。平成30年度は準備期間とし、準備に必要なチラシ、ポスター作製費用等は、平成30年６月議会で予算計上し、協力商店に支払う負担金につきましては、平成31年度の当初予算に計上し、実施したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　町の方針は分かりました。健康ポイント事業が忘れ去られていないことが確認できてよかったと思います。しかしながら、震災から約２年がたとうとしている現在、仮設住宅やみなし仮設住宅に住んでおられる住民の方の健康増進案として、平成30年度に実施していこうという具体的な内容等、考えておられるのであれば、この際、御意見を伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　７番吉村議員の２回目の御質問にお答えをさせていただきます。

平成30年度の健康づくり事業として、まず、現在活動ができておりません、健康づくり推進委員事業を復活させます。平成27年度に28名いらっしゃいました健康づくり推進委員の方に声かけをし、さらには広報紙などで公募予定です。推進委員の方には、健康づくりに関する研修会に参加をいただき、習得した知識を地域への伝達や普及に努めてもらいます。

また、町には保健師、管理栄養士、健康運動指導士などの専門職がそろっております。その他、食生活改善推進員等の協力をいただき、地域や団体で健康教室を実施するなどの出前講座の充実を図ります。老人クラブや地域サロン、またＰＴＡや商工会、ＪＡなど、若い方にも健康づくりに関心を持って利用していただけるよう周知してまいります。

このほかに、保健福祉センターでの講演会、料理教室、健康づくりルームの無料開放等、健康に関する催しを同日開催するなど、町民の方が健康づくりや介護予防に関心を持ってもらえるように意識づけをしていきたいと考えております。自身の体力づくりやましき健診などの受診向上により、医療費の抑制につなげたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　今後とも町民の健康増進のために頑張っていただきたいと思っております。

次に、小中学校のトイレの洋式化についてお伺いいたします。

文部科学省は、学校施設等の整備の推進として約1,183億円を計上。特にその半分以上を公立学校施設の教育環境の改善等の推進に約682億円を充てています。

学校施設は、児童・生徒の学習・生活の場であります。よりよい教育活動を行うためには、そ

の安全性や機能性の確保が不可欠であります。そのため、老朽化対策、空調設置、トイレ改修などを推進するとしております。

また、災害時に避難所として地域住民の命を守る学校施設であります。今国会で成立した2017年度補正予算では、学校施設の防災・減災対策を強化するための予算を手厚くしております。

今回の補正予算で注目したいのは、学校施設の避難所機能の強化を柱にしていることです。実際、地震や台風などの自然災害に見舞われるたびに、避難所としての学校に必要な防災機能について、さまざまな課題が浮き彫りになっております。

例えばトイレの問題があります。熊本地震では避難所で最も不便を感じたのは、トイレだったことが被災者への調査で分かっております。学校のトイレに和式が多いことが理由であり、長期避難者の大半を占めた高齢者の方々は、なおさら大変な思いをされたはずです。学校のトイレの洋式化を進めると同時に、段差を解消し、車椅子でも利用できるバリアフリーのトイレの設置等も検討すべきであると思います。

そこで、益城町では小中学校の校舎内、体育館、屋外トイレにおけるトイレの洋式、和式の比率はどうなっているのでしょうか。また、トイレの洋式化が今後必要になってくると思われますが、町の方針はどうなっているかをお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君）　酒井教育長。

○教育長（酒井博範君）　７番吉村議員の３番目の質問にお答えいたします。

現在、益城町の小中学校の校舎内、体育館、屋外トイレにおけるトイレの洋式、和式の比率はどうなっているのか、また、トイレの洋式化は今後必要になってくると思われるけれども、町の方針はどうなっているのかと、２点についてお答えいたします。

まず、現在の校舎内のトイレの総数、小学校の校舎内のトイレの総数は275室であります。うち洋式が120室になっております。体育館内の総数は15室、うち洋式が12室。屋外トイレの総数は31室、うち洋式が10室でございます。

次に、中学校の校舎内のトイレの総数は73室、うち洋式が23室。体育館内の総数は中学校の場合26室、うち洋式が２室。屋外トイレの総数は13室で、中学校の場合は全て現在のところ和式でございます。

今後の予定としましては、平成30年度に飯野小学校の校舎内トイレ26室、津森小学校の校舎内トイレ10室、木山中学校の校舎内トイレ23室、体育館内のトイレ５室について、洋式化改修工事を計画しているところでございます。

また、現在、益城中学校の建てかえに伴う建設設計を行っているところでございますけれども、トイレにつきましては、職員や生徒の意見等を参考にしながら対応したいと考えております。

なお、今後も洋式トイレの割合の低い学校に対しましては、順次改修工事を行い、洋式化を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　町の小中学校のトイレの現状が分かりました。小学校では、校舎内では43.6％が、体育館では80％、屋外では32％に洋式トイレが設置してあり、中学校では、校舎内で

は31％が、体育館では7.7％、屋外では０％で洋式トイレが設置してあるとのことですね。

そして、今後の予定として、30年度に校舎内トイレが現在の43.6％から56.7％になり、中学校では校舎内トイレが31.5％から63％に、体育館では7.7％から30.4％になるということですね。

私が、なぜ学校のトイレの洋式化を早目に進めなければいけないのかといいますと、２年前の震災のときを思い出すからです。あのときは、たくさんの避難者の方々が小学校に避難され、トイレが和式で使いづらいとの声がたくさんありました。そこで、町としても、仮設トイレを各所に相当数設置して、避難された方々に提供してまいりました。それでも仮設トイレの不便さは皆さんお分かりだと思います。

災害はいつ起こるか分かりません。災害時に避難所として地域住民の命を守る学校施設こそ、防災・減災対策を強化すべきであります。

私も今回、トイレの洋式化についていろいろ勉強してまいりました。全国的に見ると、公立の小中学校の比率は、和式が６、洋式が４でありました。福岡県志免町では80.3％、また、熊本県小国町でも同じ80.3％でトップクラスの比率でありました。福岡県志免町では３年間で全てのトイレを洋式化したそうであります。特にぴかぴかなのが体育館のトイレ。洗浄や暖房機能のある洋式便座にそろえてあります。その学校の教頭先生の話では、「放課後は地域の方が使うし、災害時には避難所になる。障害のある方やお年寄りも来ますから」と。ママさんバレーの練習で使う町民は、「膝の悪い人が多い。みんな喜んでいます」と。

現在、熊本県全体の公立小中学校のトイレの洋式化率は、校舎内が42.4％、体育館が38.6％、屋外トイレが25.9％であります。これからすると、益城町は平成30年度には、校舎内が59.8％、体育館が55.2％、屋外トイレが16％となります。県平均からすると、屋外トイレを除くと上回ることになります。屋外トイレについては、地域住民が参加するスポーツイベントも毎年あるわけですから、その充実を図っていただきたいと思います。

また、災害時に特化することを考えれば、マンホールトイレなどを設置することも検討していただきたいと思います。既に天草市においては、市内の公共施設に災害用マンホールトイレを設置してあります。

答弁にもありましたように、ぜひ小中学校にアンケート調査をしていただきたいと思います。100％洋式トイレにすると、和式を使えない児童が出てくると、遠足や県宿泊研修で洋式トイレがないと困る児童も出てくると思いますので、現場の声を集約して、トイレ事情を改善していただきたいと思います。

それから、今回の質問に当たり、県庁の教育庁教育総務局施設課より、益城町教育委員会の方々は非常にまじめで、真剣に教育行政に取り組んでおられるというお褒めの言葉をいただきましたことを申し添えます。

２回目の質問として、屋外トイレに関して方針等があればお聞きいたします。また、マンホールトイレの設置については、危機管理課が担当になるのではないかと思いますので、所見をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君）　酒井教育長。

○教育長（酒井博範君）　７番吉村議員の２回目の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、今後学校施設が避難所として使用される可能性も当然あるわけでありまして、災害時に使用可能な施設の整備と、その一環として屋外トイレの洋式化やバリアフリー化が求められるものと認識しております。今後は危機管理課と十分協議しながら、また進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　２回目の御質問でのマンホールトイレについてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり他の市町村におきまして、災害時に使用するマンホールトイレの整備が進んでおります。本町においても、整備の必要性を感じております。

しかしながら、本町では熊本地震において下水処理施設等が被災し、下水管渠を使用できなくなりました。よって、マンホール型の貯留式トイレ、いわゆる汲み取り式のトイレの整備について検討をしております。

なお、整備に当たりましては、学校や公民館など災害時において避難所となる施設を優先したいと考えております。今後学校などと協議を重ね、整備方法や設置位置などを決定していこうと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　早急に取り組んでいただきたいと思います。国としても、県が各市町村に取りまとめを行っていただき、毎年６月までに予算請求をしているようであります。その要望が通るかどうかは分からないけども、その要望はぜひやっていただきたいとのことでありました。益城町にとっても、そういった国の予算をうまく利用しつつ、復旧復興に努めてまいりたいと思っております。

次に、災害公営住宅についてお伺いいたします。

先日の熊日新聞では、益城町は災害復興住宅の整備着工について４％と報道しておりましたが、多分益城町買い取り型災害公営住宅30戸分を町が予定している680戸で割ったパーセントと思われますが、現時点での状況をお伺いいたします。ほかの地域でも災害復興住宅の進捗状況が新聞紙上に載ってきております。益城町の住民の方々も気をもんでおられると思いますので、分かる範囲で結構ですので、お知らせください。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　７番吉村議員の四つ目の御質問についてお答えをいたします。

熊本日日新聞の報道での４％という数字につきましては、現時点での680戸の供給方針に対し、砥川、福原、田原の各10戸、計30戸建設する分の割合であります。

現在の状況としましては、この30戸の設計に入っており、協議しながら、６月から土地造成、建物着工、外構工事と移行し、本年末の完成に向け進めており、平成31年１月入居予定としております。市街地部では、馬水と安永に用地を確保しましたので、熊本県及び独立行政法人都市再生機構の支援をいただきながら、整備戸数を検討している段階で、正式な戸数ではないところですが、約180戸程度を検討しており、平成31年度末完成予定を目指して、計画を進めております。

また、益城台地西土地区画整理地内で２区画、約120戸程度の整備検討をしております。区画整理組合側の手続を待っている状況でありましたが、今月仮契約することができる予定となっておりますので、今回の議会において承認をいただければ、組合側で粗造成を行った後に引き渡しとなり、平成31年度末の完成に向け進めてまいります。

木山地区につきましても、この仮設庁舎西側に用地選定し、約6,000平米について地権者２名との仮契約を行いましたので、約50戸分が確保できました。今回の議会において承認いただければ、平成31年度末の完成に向け進めてまいります。

以上の広崎、木山両地区につきましても、今議会終了後に、独立行政法人都市再生機構との買い取り型災害公営住宅建設要請を行い、業務実施契約後に基本設計、積算、建物譲渡契約、実施設計、建築工事、確定契約、引き渡しの工程で進んでいく予定となります。このことから、現在の用地確保の状況としましては、約380戸分となっております。

今後は、仮申し込みの受け付けが２月末で終了しましたので、申し込みいただいた方の収入の状況、入居要件等を検証しながら、自立再建を基本としながら、民間住宅への移行も促しつつ、災害公営住宅建設の最終方針を決定いたします。

決定に当たりましては、災害復興特別委員会及び災害公営住宅検討委員会での協議を経て、最終的な建設戸数を決めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　私が、災害公営住宅について毎回質問させていただいているのは、仮設住宅やみなし仮設住宅に住んでおられる方々の最大の関心事は、まさにそこにあるからであります。町民に寄り添って、住民の声を聞きながら誠実に向き合っていく。そこに信頼関係もでき、町の復旧復興にともに前進していこうと思われるのではないでしょうか。

町の復旧復興に人員が足りないのであれば、もっと積極的に国・県に要望書を持って陳情に行くなり、あらゆる手段を使ってやっていかなければならないと思います。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　７番吉村議員の２回目の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり災害公営住宅につきましては、被災者の皆様の生活再建には最も重要な事業だと認識をしております。災害公営住宅の建設場所等につきましては、１回目の答弁で申し上げましたとおり、現在建設に向かって着実に取り組んでいるところです。今後も住民の皆様の意向などを踏まえ、スピード感を持って取り組んでまいります。

次に、復旧復興事業を推進するに当たっての人員不足の対応についてですが、本町では平成30年度、中長期の派遣職員としまして、全国の自治体へ89名の職員派遣を要請しております。しかし、全国の自治体におきましては、行政改革などにより職員が減少している中、東日本大震災への復興支援も継続されている状況や、新たに発生しました九州北部豪雨災害の影響もあり、本年３月１日現在、本町の派遣要請の半数にも満たない43名の派遣予定となっております。そのため、私も含め、副町長や各課長がこれまで御支援いただいた自治体や民間企業への個別訪問や電話な

どで、支援の継続や新たな支援の実現に向けて、鋭意努力しているところでございます。

また、熊本県におきましても、県内外の自治体を直接御訪問いただき、被災地への職員支援の実現に向けて御尽力をいただいております。

さらに、国におきましても、総務大臣通達により、全国の自治体へ被災地支援の依頼を行っていただいているところです。しかし、厳しい状況にあるのは事実です。

今後は、町としましても、全国の自治体に対し、職員派遣の要望を継続的に行うとともに、専門職の任期つき職員の募集や事業の外部委託等を積極的に行い、復旧復興事業に遅れが生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、国に対しましては、国の強力な指導により、被災地への人的支援のルールづくりをお願いし、いついかなるところで大規模災害が発生しても対処できるような制度づくりを強く要望してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　まだ43名しか派遣予定になっていない現状ですので、あと46名の確保に全力を尽くしていただくことをお願い申し上げます。

最後に、県の復興基金についてお伺いいたします。

12月議会で、平成28年熊本地震復興基金が益城町で設置できたわけですが、その後、具体的な事業は計画を策定されたのでしょうか。熊本市では、県の復興基金の活用事業案等をつくって、さまざまな事業を推進されているようですが、本町ではどのような取り組みをされているのかお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　７番吉村議員の五つ目の御質問、復興基金に係る具体的な事業計画についてお答えをいたします。

この熊本県復興基金に係る創意工夫分につきましては、さきの12月定例会におきまして、基金条例の制定を御承認していただき、益城町平成28年度熊本地震復興基金に全額を積み立て、活用するところでございます。

また、吉村議員には一般質問で、その活用方法等について御質問いただき、町復興基金条例に定める期間の平成38年12月31日を終期とし、該当事業に対してこの基金から取り崩し、充当していく予定であること、そして、該当事業に係る基本的な考え方についてお答えをしたところでございます。

今回、その具体的な事業計画についての御質問ですが、議案第13号、平成30年度一般会計当初予算に被災民間賃貸住宅復旧事業補助金を計上させていただいています。これは平成28年熊本地震により被災しました民間賃貸住宅を解体した所有者が、益城町内で賃貸住宅を再建する建設費の一部を補助することにより、ひいては応急仮設住宅を退去する被災した住民の良好な住まいの受け皿を、早期に確保することを目的とするものです。

補助内容としましては、民間賃貸住宅建設に係る相場が平米当たり約20万円でありますが、その１割の平米当たり２万円を資材高騰分として補助するもので、平成30年度当初予算に３億円を

計上しております。

また、補助対象を、平成28年熊本地震で被災し、解体した棟数に対する建設棟数としております。１戸当たりの限度額を100万円に、さらには１申請者当たりの限度額を1,000万円とする予定でございます。

また、積算根拠としましては、これまでの住まいの意向調査の結果を踏まえ、民間賃貸住宅で再建する可能性が高い世帯の合計が約400世帯になりますことから、１戸当たりの限度額100万円に400戸を乗じた額、４億円を総事業費と見込んでいますが、仮設住宅の退去期間や賃貸住宅の建設期間から逆算しまして、今年度中に300戸程度の建設を促進する必要があるため、今回３億円を計上しているところでございます。

具体的な運用方法につきましては、今後、要項等を制定して実施する予定でございます。

これ以外の事業としましては、災害公営住宅建設に伴う用地取得造成費につきまして、近隣市町村と情報を共有し、理解を得ていることなどの整理ができれば、復興基金のルールに沿って、２分の１まで充当できるとの回答が熊本県から示されており、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　非常にいいですね、今回の益城町は新たに賃貸住宅の補助という形をとられるということは非常にいいことだと思います。

私、先日、ある御夫婦から住民相談を受けました。その方は、現在お姉さんの借家に住んでおられ、もうすぐそこを退去しなければならないため、新しい住居を探さなければならないとのことで、生活再建支援課に相談に行かれました。私も同行したのですが、御夫婦は年齢は70歳を超えておられ、年金生活をされており、ただ益城町が好きで、ついの住みかとして益城町に残りたいと希望されておりました。

住宅再建支援課の職員さんも丁寧に寄り添い、住宅をあっせんしてくれる業者を紹介してくれましたが、いかんせん益城町に現在賃貸住宅が少なく、非常に困っておられました。ぜひこの被災民間賃貸住宅復旧事業補助金制度を実現していただきたいと思っております。

この事業について、２点お伺いいたします。

まず、この事業は、既に建設されている民間賃貸住宅にも適用されるのか。また、家主さんは町外の方も対象となるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　７番吉村議員の２回目の御質問にお答えします。

まず、この事業は既に建設されている民間賃貸住宅にも適用されるのかについてお答えをします。

民間賃貸住宅必要戸数を、これまでの意向調査を踏まえ、合計400戸程度と見込んでいますが、震災後に再建されました民間賃貸住宅は、その必要戸数に相当すると見込まれること及び他の支援策などとの関係から、遡及する予定でございます。

次に、家主さんは町外の方も対象となるのでしょうかについてお答えします。

平成28年熊本地震により被災し、解体した賃貸住宅の家主であることが前提になりますが、町内被災者の恒久的な住まい確保という目的もあり、被災した物件が町外であっても、その家主が益城町内に建設されれば、対象とする予定でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　吉村議員。

○７番（吉村建文君）　熊本地震では、民間賃貸住宅も数多く被災いたしました。義援金から生活再建支援金が支給されましたが、物件が大きく壊れた家主さんには、貸し主さんには、公的支援がほとんどありませんでした。

熊本県は、昨年12月に、住宅を解体した世帯への生活再建支援金として、全壊世帯と同じ80万円の支給を決めましたが、アパートでも入居していた世帯は支給対象になりましたが、家主さんにはその支給はありませんでした。被災者の自立再建を基本としながら、民間賃貸住宅への移行を促しつつ、住まいを確保するためにも、今回の制度は家主さんたちにとっても必要ですし、ぜひ実現していただきたいと思っております。

以上、５点について質問させていただきましたが、さらなる町の復旧復興に全力を挙げて取り組んでいただきたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君）　吉村建文議員の質問が終わりました。午前中はこれで終わります。午後は１時30分から会議を開きます。

休憩　午前11時58分

再開　午後１時30分

○議長（稲田忠則君）　午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

８番野田祐士議員。

○８番（野田祐士君）　皆さん、こんにちは。８番野田祐士です。今回もまた一般質問の機会を与えていただきました。感謝を申し上げます。

また、傍聴席には、多くの町民の皆様方、議会に関心を持っていただき、足元の悪い中、来ていただいております。感謝いたします。

本日は２問、政治を行うに当たり大切なこと、そして、町長の政治姿勢とトップの資質・力量についてを質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

震災から２年が経過しようとしておりますけれども、私も家が全壊し、約３カ月間の間は車中泊を役場の駐車場を中心に行ってまいりました。毎朝、朝６時に大体起きて、役場に入りますと、防災係の方が、総務課に泊まり込みでおられたと。朝から、「おはよう。御苦労さま。家には帰っていますか」との声をかけ、毎日を過ごしておりました。

また、６時過ぎには解体を担当されている責任者の方々も来られていて、その日の段取りや、きょうどこを解体する、どこに向かうというように、毎日大変な思いをされておりました。

大体７時を過ぎますと、町長のほう、来られていたと思うんですけれども、朝から西村町長、来られたときにですね、挨拶をして、話をさせていただいたのを思い出すところです。そのときに、よく町長と話をさせていただいたのが、益城町のため、また住民のため、今すべきこと、せにゃんこと、言ってください。そのためには我々は何でもいたします。全て手伝っていきますというふうに町長とお話をさせていただいたと思っております。その中でまずやったことが、木山仮設団地、あるいは今ここにおる役場、仮設の庁舎の用地の交渉だったと記憶をしております。

今回、政治を行うに当たり大切なことということで、町長のほうに、まず第１の質問をさせてもらうわけですけれども、政治を行うに当たり、町長はどのように考えていらっしゃるか。まず、住民の声を聞いて、意見を政策に反映させ、住民主導型で進めていくことが何よりも重要で、復興の早道だと私は考えております。西村町長が住民の声を聞かないとまでは言いません。本当に聞いていらっしゃるのか、また、独断で進めるようなことはなかったのかということが、少し気がかりな部分が多くありました。そういう意味では、少し残念に考えるところでもありますけれども、今の町長のですね、御意見をまず聞かせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　８番野田議員の一つ目の御質問の１番目、住民の声を聞いて、意見を政策に反映させた住民主導型で進めていくことが何より重要で、復興の早道だと思う。西村町長はなぜ住民の声を聞かないで、独断で進めていこうとするのかが理解できないと。とても残念だが、御自身はどう思っているのかについてお答えをいたします。

私自身、町長に就任以来、この４年間、私のスローガンに掲げていました、町民が主役のまちづくりの実現のため、町民の皆様の声や思いに耳を傾けながら、町政運営に取り組んでまいりました。

特に平成28年熊本地震により本町が甚大な被害を受けた後、復旧復興事業に取り組む中、将来を見据えたまちづくりのため、平成28年の12月に益城町復興計画を策定しました。策定に当たりましては、21回の説明会を開催しますとともに、仮設団地におきましても、説明会を開催し、計画には町民の皆様の意見や思いを取り入れました。また、そのほかにも、木山土地区画整理事業や仮設住宅等の期間延長など、町民の皆様に直接関連する取り組みにつきましては、その都度数多くの説明会や座談会を開催し、町民の皆様の御意見をお聞きしながら、事業に取り組んでいます。

特に木山地区の土地区画整理事業につきましては、県と町が協働で地権者を１軒１軒個別訪問し、その結果、都市計画審議会で承認していただきました。今後とも町民の地権者の皆様方と、丁寧に説明を申し上げ、一緒になってまちづくりを進めてまいります。

あわせて、各種団体の会合や地域の集会などにも時間が許す限り出席し、私自身が直接、震災後困っている点や町政運営に対する意見などを伺っております。さらには、震災を受けて、自分たちの住んでいる地域のことを一から考えてもらおうと、地域ごとにまちづくり協議会の設立をお願いし、その結果、現在では21のまちづくり協議会が設立され、協議会から多くのまちづくり

提案が上がってきています。これは先ほども申し上げましたが、私がスローガンに掲げていました、町民が主役のまちづくりの根幹であり、今後は提出された提案を地域住民と行政が協力しながら、いかに事業化を図ることができるかが、私の大きな使命だと思っております。

また、現在、本町には全国から多くの自治体、各種団体等から視察に来られていますし、私自身、さまざまな講演会に呼ばれ、本町の状況を発表する機会が数多くあります。その視察時や講演会の中で、本町の災害の状況や、先ほど申し上げました住民の意見を伺いながら、復旧復興に取り組んでいるお話をさせていただくと、その取り組みについて、参加者の皆様からは感銘の言葉をいただいております。

一方では、国や県に対し私みずから何度となく出向き、本町の震災の現状や課題を説明し、要望を行っています。要望に当たっては、説明会のとき被災者の皆様から直接伺いました家屋の解体支援、宅地の復旧支援、農地等の復旧支援、自治公民館の支援など、生の声を伝えることで、被災した自治体の長として国や県を動かすことができました。

私自身、今申し上げましたとおり、住民の声に耳を傾けることを心がけながら、町民の生活再建を第一に町政運営に取り組んでおり、議員御指摘のような、住民の声を聞かないで独断で進めているとは考えていません。

震災発生から２年を迎えようとしています。復旧復興を急がなければなりません。町民の皆さんからいただく声が日増しに強まってきているのも事実です。町民の皆様に丁寧に御理解を求めながら、一方でスピード感を持って取り組まなければならないと思っています。しかし、これは一面相反することでもあり、バランスをとって進めなければなりません。

さまざまな困難の中で、復旧復興を進めている状況にある益城町が、国民、県民の皆様から現在の状況をどう思われているのか、全町民一丸となって復旧復興に邁進している姿を今こそごらんいただければなりません。町民から負託を受けた私や議員の皆様が、益城町の姿を体現している、このことを心に刻んで、益城町をつくっていきたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君）　８番野田議員。

○８番（野田祐士君）　１回目の御回答ありがとうございました。住民の声を聞く。難しいことかもしれません。その声がいろいろあるからには、さらにそうなのかもしれません。

先ほど土地区画整理事業のお話が出ました。都市計画審議会が通過をいたしました。都市計画審議会の委員は、町長の諮問機関だと思っておりますが、これは町長が選ばれたということにほかなりません。本当に住民の声を聞くのであれば、審議会の中のメンバー構成については多少考えられたらよかったのかなという思いもあります。というのも、区画整理事業、これは木山地区区画整理事業となっておりました。審議会の委員の中に、木山校区の方は誰一人いません。議会から４人、広崎、惣領、津森ですね、あと、区長会長、婦人会長等も木山の方ではありませんでした。

先ほど、住民の声を聞くというのが難しいというのはですね、住民の声を聞くと、ただ聞くのではなくて、住民の声を反映させるために聞くという観点からすればですね、都市計画審議会のメンバー構成にもですね、多少考えられたほうがよかったのではないかなと思っておるところで

す。

それは差しおいてですね、今回聞きたかったのが、町長、テクノ仮設団地には、今何世帯で何人の方が住んでいらっしゃるか把握していらっしゃいますか。ここで正確な数字を申し上げろと言っているわけではございません。仮設もしくはテクノ仮設団地に行くと、住民の方々によく聞かれることがあります。それは、西村町長はどこにおるとと。町長の顔、見たことないよという声をですね、よく聞いておりました。１軒１軒を回られたわけではないと思っておりますので、全ての方がですね、町長の顔を見られたということではないかと思っております。

ところが、先日、町長のお話を聞いておりましたら、熊本城マラソンに行かれたと。５時間３分で完走されたと、４分だったですかね、完走されたというお話をしていらっしゃいました。すばらしい記録なんでしょうか、私にはちょっと分かりませんが、復旧復興を１日も早くなし遂げなくてはならないこの時期に、益城町の町長として熊本マラソンに行く余裕と時間があるならば、せめてテクノ仮設、木山仮設、その他多くの仮設、あります。その仮設団地をですね、熊本城マラソンで走るかわりに走っていただきたい。そして、住民の不安や心配事を聞いていただきたい。それを政策に反映していただきたいという思いであります。今、益城町のリーダーに必要なことは、そういうことではないでしょうか。

被災者に会って、声を聞いて、そして判断をし、決断をし、実行していく。このことが復興を１日も早くなし遂げるものになっていくのではないかと思っております。住民のためにですね、住民の声を聞き、そして、益城町の復興に反映をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それと、もう１点、仮設団地につきまして、今回、来月には選挙もございますが、テクノ仮設団地には、投票所の設置はないということになっております。私は、町長が先ほど言われた住民の声を大切にし、住民主導でやっていくということであれば、まだ数百世帯あるテクノ仮設団地には、投票所の設置を町長みずから提言をなさる、そういう思いが必要ではなかったのだろうか。１票の重さというのを認識されるべきではないのだろうかと思いますが、その点についていかがでしょうか。２点質問をさせていただきました。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　８番野田議員、２回目の質問にお答えをさせていただきます。

もうちょっとテクノ、それからいろんな仮設を回ってということで、お話をいただいております。私自身もできるだけ回りたいと心がけているところでありますが、実は、先ほどマラソンの話も出たんですが、ほとんどというか、もう３カ月ぐらい休みはありません。ずっともう半年とかですね、土曜日半日ぐらいとかあればいいほうでということで。

そんな中で、これはもう町長が元気でないと、町民の方は守れません。いつ練習しておるかというと、朝５時半ぐらいに起きて、その日の仕事を考えながら、挨拶を考えながらやっていた次第です。その前の年の人間ドックで、やっぱり数値がかなり震災で落ちていたということで、やっぱり自分の健康は自分で守らんとということで。

ただ、熊本城マラソンも、震災、お世話になりましたということで、シャツを着て、益城町と

いう形でお礼を言わせていただきました。そういった思いで、やはり自分自身が健康でないとという思いがありますので、そこあたりは、次の日も朝８時からもう仕事は入れてありましたので、当然休む暇はありません。

そういったことで、そこあたりも、私が健康で引っ張っていこうという決意のあらわれでもありますので、よろしくお願いしたいと。

やはり、それと、仮設住宅も本当にいろんな大臣の方とかいらっしゃいますので、そこに伺って、行くんですが、１軒１軒がなかなか回れていない状況ということもあります。ただ、その一方で、いろんな国に対する要望とかですね、県との調整、それから、さまざまな震災以外の通常の業務も乗っかってきます。今は卒業式、４月になると入学式とか、いろんな土日もほとんど入ってくるということで、そういったことで、一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

それと、投票所の件ですね。投票所の件については、後ほど総務課長のほうから説明をさせますが、やはり一番問題は情報管理の面かなということもあります。重々やっぱりそこでしたほうがというのはありますが、やはり個人情報というのが詰まっていますので、そこをテクノでやった場合どうなのかというのがあるんじゃないかということで、私は感じておりますが、この後、総務課長のほうから、そちらのほうについては、皆さん方に説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君）　総務課長の中桐でございます。

選挙につきましては、選挙管理委員会の所管になりますので、私が選挙管理委員会の書記長を兼ねておりますので、私のほうから答弁のほう申し上げさせていただきたいと思います。

まずは、投票所と選挙管理につきましては、全て町の別組織として、益城町選挙管理委員会があります、配置されています。そちらのほうで決定するというのでございますので、町長がどうかということではございません。まず、それは御理解いただきたいというふうに思います。

投票所につきましてはですね、前回12月に投票の件につきまして、吉村議員のほうからも御質問がございまして、当然その質問を受けまして、テクノばっかりじゃないんですけど、有権者の要するに投票の利便性をどう図っていくかということで、検討をしたのは事実でございます。その中でですね、まず物理的に無理なところがどうしても出てきております。それについて、まず御説明申し上げたいというふうに思います。簡単に御説明申し上げます。

まず、選挙人名簿、投票に当たってはどうしても選挙人名簿というのをつくらなければなりません。これは住民基本台帳がベースになります。要するに住民票ですよね。それに基づいて選挙人名簿をつくると。それと投票をチェックしていくという形になります。

選挙人名簿というのは、当然住民票と連結していますので、これ、なぜ選挙人名簿を使うかといいますと、二重投票あるいは投票権がない人等を即座にそこで判断できるということで、そういう形で選挙人名簿はつくられています。

今回の場合、例えばテクノ、あるいはほかの仮設団地も一緒ですけれども、住民票が要するにばらばらであるということで、なかなかそれが要するに連結ができないという状況にあります。

住民票というと、ただ単に住民票と思われがちだと思いますけど、それには全ての、例えば税、さまざまな情報がつながっています。それを使って、要するに選挙人、投票という形で管理を行っているという状況上、まずできないと、物理的にできないのかなというふうに考えております。

もう一つが、じゃあ、期日前投票等をできるんじゃないかなというような話がありますけども、これはもう今町長が言われたように、情報漏えいの問題です。今の町の情報は、もう二重、三重のセキュリティーをかけて、情報漏えいができないような状況になっております。それを例えば各団地のほうのところに持っていくとなると、その情報を外に一遍出すという形になりますので、非常にそれはセキュリティー上難しいということで、今のところできないと。簡単に申し上げれば、今のところそういう形で、できないということでございます。御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（稲田忠則君）　８番野田議員。

○８番（野田祐士君）　２回目の御回答ありがとうございました。総務課長までですね、丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございました。

私が言いたいのはですね、行政上の手続のお話をですね、させていただいているわけではありません。町長が先ほど言われた、住民の声が一番大事だよと。その中で住民の声を反映させるのは何かといえば選挙じゃないですかというお話をしたところです。

選挙の１票は、行政手続の云々に比べると軽いんですかというお話にしかなりません。行政手続についてですね、今ですね、こうしろああしろと言うつもりももちろんない。ただ、今回、質問に書いているように、行政、つまり益城町、役場というのは、公務員というのは、公僕と言いますけれども、住民や国民のためにあるとするならば、行政手続を簡素化してでもですね、１票の重みを感じていただきたかったと。

それをですね、できるできないは選管が決めるというお話でしたけれども、町長のほうから御提言か何かされましたか。もう選管にお任せ。それもですね、仕方がなかったのかもしれませんけれども、できれば町長のほうから選管のほうにですね、提言書を出すぐらいのことをやっていただきたかったなというふうに思っております。

投票所の件が出ましたので、テクノはどのように住民の声を大切に、票を取りまとめるかというのはいろいろ考えておられるんですね、総務課長。いろいろ考えておられる、バスで送るとかですね。

（「送るまではまだ」と呼ぶ者あり）

送るまではしない。その辺もですね、できれば、今町長も住民の声を大切にするとおっしゃっていますから、行政サイドと言いますか、役場のほうもですね、しっかりと考えていただいて、住民の声を反映させた行政運営をして、１日も早い復興をなし遂げていただきたいというお願いを申し上げて、次の質問へ移りたいと思います。

２番目の質問は、西村町長は、当選された４年前、選挙の際に、行政のプロということで当選をしてこられました。そのことが、行政のプロということが、今回の地震において、益城町にとって、また住民にとってどれだけの重要性、意味、価値があったのかということを少し疑問に思

っております。これは先ほど同僚議員のほうからもありました、地震の際はリーダーシップがとれていなかったんじゃないかという部分もありました。

今後、住民が１日も早い安心した生活を取り戻すことが重要となってまいります。そのためには、復興のスピードを加速させる必要がありますが、今の状態で本当に大丈夫でしょうか。ここは西村町長にさらなるリーダーシップをとっていただけねばならなかった。

多分、先ほどから言われているように、西村町長は３万4,000人のトップであります。首長であります。行政のプロということも大事かもしれませんが、本当に大事だったのは政治のプロ、政治家としてのことではなかったのでしょうか。町長の御見解をお尋ねしてよろしいでしょうか。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　８番野田議員の二つ目の御質問の１番目、西村町長は選挙の際に、行政のプロということで当選されたが、そのことが今回の地震において、益城町にどれだけの重要性、意味があったか本当に疑問だと。今後町民が１日も早い安心した生活を取り戻すことが重要で、新しい町の発展に向けて復興を再起動させ、スピードを加速させなければ、益城町の復興はどんどん遅れ、課題だけが多く残る。益城町のリーダーに本当に必要だったのは行政のプロではなく、政治のプロが必要だったと思うが、どう考えられるかについてお答えします。

まず、御質問の中に、「復興を再起動させ、スピードを加速させなければ、益城町の復興はどんどん遅れ、課題だけが多く残る」との文言がありますが、一般的に再起動の意味は、今行っている事業を中断もしくは終了して、もう一度初めから時間をかけてやり直すことだと解しますが、果たしてそのことが復興のスピードを加速させられるのか。現時点では被災者から本当に求められていることなのか、疑問に感じざるを得ません。

確かに現在、本町が進めている復旧復興事業の進捗度合いに差が出てきているのは事実です。しかし、これは熊本地震により甚大な被害があった本町において、特に大規模あるいは広範囲な復旧復興事業を行うに当たって、その事業に対する住民の理解、財政面の裏づけ、事業を行う人材の三つの課題が解決して初めて円滑な事業推進が図れると考えています。それらの課題から生じるさまざまな問題は、議員が思われているように、一足飛びに解決は見込めません。スピード感という意識を持ちながらも、一つ一つ丁寧に解決しながら、決して後戻りしないよう着実に事業を進めていくほかないことを、まずは御理解いただきたいと思います。

次に、益城町のリーダーに本当に必要だったのは行政のプロではなく、政治のプロが必要だったと思うが、どう考えられるかについてでございます。

まず、今年の１月４日から18日までに、熊本日日新聞に、「あの時何が」益城町役場編として、熊本地震直後からの役場の対応について掲載されたわけですが、その１月４日付新聞の一面に、「激震の体育館　住民守った判断」として、町総合体育館での対応記事が載っていました。これは平成28年４月14日、前震時において、町の指定避難所であります町総合体育館メーンアリーナの天井が一部崩落しましたことについて書かれたものです。

多くの避難者が押し寄せ、メーンアリーナを避難所として開放するよう要望されましたが、余震が頻発している状況であり、二次被害が予期されたため、私自身の判断で開放しませんでした。

その際、避難された方々やマスコミなどに開放するよう強い口調で迫られましたが、皆さん御承知のとおり、平成28年４月16日、本震時において、メーンアリーナのつり天井、照明器具、空調機器が大規模崩落しました。もし避難されていた方々をメーンアリーナに入れていたら、どれほどの犠牲が出ていたか想像もつきません。このような的確な判断ができたのは、職員からの正確な状況報告はもとより、常日ごろから最後の責任は私が持つという、私の行政に対するプロ意識を職員が十分に理解し、私と職員の信頼関係があってこそなし得たものだと考えております。

議員御質問は、行政のプロは必要ないと受け取れますが、特に今回のような大震災時におきましては、さまざまな場面で即断を求められます。そのような場面におきましては、私が役場勤務を通じて積み上げた知識や経験、トップと職員との信頼関係をもとに、行政のプロとしての的確な判断、決断を行ったわけであり、行政のプロの重要性を、そして、その意味をしっかりと発揮できることが、あの非常時におけるかじ取りに生かせたものと思います。

一方で、被災者の皆様の負担を最小限にする、また、財政再建団体に陥らないよう真に持続可能なまちを築き上げることが必要で、その実現のためには政治力、すなわち政治のプロとしての力量が問われることになります。

議員御自身が政治のプロという言葉を出されております。議員自身が政治のプロという言葉の意味合いを、どれだけ理解されているのか、甚だ疑問でありますが、私としましては、政治家はまずは被災者の皆様の声に真摯に耳を傾けることから始め、政治家である私自身しかできないことは何かということを考えて、みずから国へ出向き、国会議員にも幾度となく面会を求め、被災者の皆様の生活再建を第一に、これまで多くの要望を行ってまいりました。その結果、ほとんどの被災者の負担がない公費解体や仮設住宅の入居期限の１年間延長、第五保育所における原則現在地建てかえから、安全面を考慮した移転建てかえの承認を認めてもらうとともに、復興基金を活用した宅地の復旧支援、農地等の復旧支援、自治公民館の支援など、被災者再建に直結する多くの制度の創設について、なし遂げることができました。

また、平成28年度及び平成29年度２カ年にわたる復旧復興事業に係る国補正予算が確保され、その中で防災機能を付加した学校給食センターの移転建てかえが実現しました。そのほかにも、学校施設改善交付金の確保、被災庁舎の復旧に対する熊本地震の特例、災害公営住宅の用地取得費、造成費への復興基金の活用、任期つき職員等の人件費に対する特別交付税措置等、数多くの財政支援措置を認めていただきました。

いずれにしましても、熊本地震により被害が甚大である益城町の長として、被災者の皆様に常に寄り添い、生の声を伝えた結果、国や県を動かし、かち得ることができた、政治のプロとしての成果だと考えております。

以上のように、私は震災後の２年間、行政のプロとして、また同時に政治のプロとして、町政運営を担ってきたとの自負があり、震災のような非常事態におきましては、知識や経験に基づく行政力、政治力の両方が必ず必要であると確信しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　８番野田議員。

○８番（野田祐士君）　１回目の御回答ありがとうございました。町長、何か勘違いしておられ

るようで、行政のプロがですね、必要かと、行政のプロは必要です。あなたの後ろにいっぱいいるじゃないですか。みんな行政のプロじゃないですか。要するに大事なのは、あなたの後ろの課長たちを的確にあなたが判断をして、そして引っ張っていく、きちんと指揮命令系統ができるというのが、町長、リーダーとしての役目じゃないですか。

先ほどの地震発生直後の件について、同僚議員からも言われたと。いなくなったじゃないですか。重要なのはですね、責めるつもりは毛頭ございません、頑張っていただくためにはですね、いろんなことを共有しなければならないでしょうと。もちろん行政のプロはここにいっぱいいらっしゃるんで、西村町長が行政のプロになる必要もなく、それをまとめるリーダーになればいいというのは当然のことであります。

また、先ほど一つ気になったのがですね、仮設延長を１年間したと。じゃあ、お尋ねいたしますけれども、公営住宅はできるんですか。１年間でできますか、全部。仮設住宅を延長するのは当たり前じゃないですか。益城町が少なくとも公営住宅を用意して、住むところがない方々、今仕方なく仮設に入っている方々をですね、こちらに住んでいただきたいと、こちらに移っていただきたいと用意するまではですよ、これは延長するのは当たり前です。１年間延長したからというのをですね、自慢げに言われても、どうにもなりません。仮設についてはですね、公営住宅ができるまでは、これはですね、町・国・県のやっぱ使命としてやるべきことだと思っております。

行政政治について、一つ一つをきちんとやっていくというのは当然のことです。一足飛びに何事もできないというのも分かっております。復興計画についても、ずっと入っておりました、私もですね。これは町長もですね、全て見られていたと思っておりますので、分かっております。

ただ、私が言っているのは、重要なことは、一足飛びにしろとは言わない。ただ、石橋をですね、たたいて渡るのもいいでしょう。でも、たたいて渡らないならいけないですよと。もしかしたらたたき過ぎて、石橋打ち割ったらもっといかんですよというお話なんですよ。石橋をですね、飛んで渡れとは言っていません。少なくともですね、石橋であれば、たたきながらでもですね、逆に言えば、渡りながらたたいてくれませんかと。

今、西村町長、自分でどう思われますか。石橋をたたいて渡っている。それとも、たたきながら渡っている。どういう判断ですか。できればですね、こういう非常時、災害時には、もう渡りながらでも確認していくという姿勢で向かわないと、これは復興が進みません。そういう意味で、西村町長には本当のリーダーになってほしかったというふうに思っております。そのために、先ほども申しましたように、我々にできることは全て手伝うということを言ってきたわけです。

町長がですね、体の心配をされるというのはごもっともかもしれません。私、木山仮設にですね、親等はおりますけれども、毎日救急車が来ると。誰かが運ばれたりするよというようなことも聞きます。町長、自分のですね、体調管理は必要です。益城町のトップとして、リーダーとして、これは町長が健康でなくてはいけません。が、しかし、仮設に住む方々、これはですね、もう気苦労、心がやっぱりだいぶん疲れていらっしゃる方が多い。その辺のケアもですね、やっていただくためにも、ぜひ仮設を回っていただきたい。

それからですね、再起動するということで、また一からやり直して、初めからやり直すのかと

いうふうな御意見をいただきましたけれども、そういうことをですね、考えたこともございません。復興計画にですね、粛々とやっていく。問題はスピード感ということを言っているだけであって、そのためには何が必要か、リーダーとしての資質はどうなのかということを問うているだけでございます。

復興計画についてですね、今まで決まったこと、決めたこと、これをですね、全てひっくり返してやると、そういうことをですね、思ったことは一度もございませんので、そこはですね、ぜひ御安心をしていただきたいと思っております。

行政の今回の質問でですね、町長が自分で行政のプロでもあり、政治のプロでもあると、政治家でもあるというふうにおっしゃるのであれば、そのとおりでしょう。そうであるならば、１日も早い復興に向けて、一つ一つの決断を早くしていただき、先ほど言いましたように、被災者のですね、心に寄り添う政治をやっていただきたい、そう願うところであります。

西村町長に期待はしておりますけれども、スピードがどうかという声が多くありましたので、質問をさせていただきましたが、どうですか、町長、スピード感を持ってやっていける自信はございますか。ちょっと２回目の質問は、やっていけるかいけないかのですね、自信について、いかほどあるかをですね、質問させていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　野田議員、２回目ですかね、お答えさせていただきます。

まず、震災時ですね、いなくなったということは、ちょっと、14日の晩ですね。あのときは、もう照明もついていない、情報も伝達しないということで、これはもう自衛隊とかそこあたりとたしか話をして、保健福祉センターで、向こうで本部機能を果たさないということで、あちらのほうに総務課長を現地対策本部という形でおらせたと思っております。益城全体を見なければならないということで、あちらのほうに行ったということで。

それとですね、リーダーシップですね。リーダーシップで、この震災のときに、たくさんの判断をしてきました。もう毎日が決断の毎日で。ただ、すぐ即断するやつ、そして、これはちょっと待てというのが幾つもありました。ただマスコミさん向けにパフォーマンスで、何も考えませんで、いきなり命じたら、そのときに、それが一番私の中ではまずいと。やっぱり１回見て、即断するにしても、幾つか情報を入れてやらないとというのは、私の中にはありました。

もうこれはリーダーシップ、上からどんどんやれやれというのも、これは昔はあったんですが、それは本当の支配的なリーダー像ということになりますが、私は真のリーダーシップではないと考えております。やはり案件によっては。日本も一緒です。やっぱり今まで日本も時速100キロで経済成長をやってきましたが、その中で、どっかでやはり事故も起こりやすい、危険度も高いということで、ひずみも出てきます。これ30キロ、40キロで行っちゃだめです。やっぱり60キロ、70キロぐらいで行って、ちょっともう一遍立ちどまってみるのも必要かなということで思っております。

やはり震災時、本当に一瞬の判断というのが命取りということで。ただ、スピード感も、議員おっしゃるように大事です。ただ、そこあたりは情報を入れながらやっていかないと、大変な、

町民の皆さん方に迷惑をかける、負の遺産を残すということになりますので、そこあたりはしっかり見分けながら、職員、さっき、行政のプロがいっぱいおります。そこの情報をもらいながら、そして、判断していきたいということで考えております。

特に生命に関するときは、すぐ即断が要ると思いますが、そのときでも、やはり正しい情報を入れて判断したいということで考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君）　８番野田議員。

○８番（野田祐士君）　２回目の御回答ありがとうございました。

最後の質問ということになりますけれども、昔のことをほじくるつもりはありませんけれども、マスコミ対応をしていたのはですね、県の政策審議官だったと思います。これは門﨑さんが全てやっていたと思いますけども。県に、私はですね、応援を願うのは当然だと思います。ましてや国、この大きな震災でですね、益城町単独でやれることはない。ただ、県にお願い、国に対応を願う場合も、ただお願いではだめだと。益城町の住民の声はこうだと。この声を反映させるために、こうしていただきたいというふうに今後はお願いをしていただきたい。

４車線化、区画整理につきましても、町長はすぐ言われました。益城町は、人も金もない。だから、県にお願いをしたと。その結果が、住民の声をどれだけ反映できたものになったのかというのが、やや不安な面もありました。先ほど来言っておりますように、県・国に御支援をいただくのは当然です。ただ、益城町の住民の声を反映した、反映できるような支援を今後はしていただきたいと思っております。

そして、最後に、リーダーシップをとっていらっしゃると、強い言葉をいただきましたので、今後もですね、行政のプロがいっぱい後ろに控えていらっしゃいますので、これをまとめて、情報をいただきながら、精査をし、しっかりとしたリーダーシップをとっていただけなければ、益城町の１日も早い復興は見られない。そして、次の世代の子どもたちに新しい益城町を引き継ぐことはできない。そのことをしっかりと胸に刻んで、トップというのはやっていただかねばならないと思っております。ここはお願いでございます。

以上、２点について町長に御質問をさせていただきました。質問上、やや御無礼なですね、言い回しをしたかもしれません。それについては御容赦をしていただきたい、そう思っております。

益城町は、今後将来に向けて、次の世代につなぐ子どもたちに向けて、急いで復旧復興をなし遂げなくてはなりません。そのためには、皆様たちの力強い御支援も必要になってくると思います。ぜひ町民の声を聞いて、反映させた政策で、１日も早い復興ができるように祈念をいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君）　野田祐士議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会　午後２時19分

平成30年第１回益城町議会定例会会議録

１．平成30年３月６日午前10時00分招集

２．平成30年３月13日午前10時00分開議

３．平成30年３月13日午後０時54分閉会

４．会議の区別　定例会

５．会議の場所　役場仮設庁舎別館２階本会議場

６．議事日程

日程第１　常任委員長報告

日程第２　議案第33号　工事請負契約の締結について

日程第３　議案第34号　工事請負契約の締結について

日程第４　議案第35号　工事請負契約の変更について

日程第５　議案第36号　工事請負契約の変更について

日程第６　議案第37号　工事請負契約の変更について

日程第７　議案第38号　工事請負契約の変更について

日程第８　議案第39号　公有財産の取得について

日程第９　議案第40号　公有財産の取得について

日程第10　議案第41号　固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第11　議員提出第１号　益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議員派遣の件

日程第13　閉会中の継続調査の件

７．出席議員（17名）

１番　上村幸輝君	２番　下田利久雄君	３番　冨田徳弘君
４番　松本昭一君	５番　榮　正敏君	６番　中川公則君
７番　吉村建文君	８番　野田祐士君	９番　宮﨑金次君
10番　坂本　貢君	11番　寺本英孝君	12番　坂田みはる君
13番　石田秀敏君	14番　中村健二君	15番　竹上公也君
16番　渡辺誠男君	18番　稲田忠則君	

８．欠席議員（１名）

17番　荒牧昭博君

９．職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長　　堀部博之

10．地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	永田清道君
会計管理者	髙森修自君	総務課長	中桐智昭君
企画財政課長	藤岡卓雄君	生活再建支援課長	姫野幸徳君
税務課長	緒方潔君	住民保険課長	森部博美君
こども未来課長	坂本祐二君	健康づくり推進課長	後藤奈保子君
福祉課長	木下宗徳君	福祉課審議員	深江健一君
産業振興課長	森本光博君	復旧事業課長	坂本忠一君
復旧事業課審議員	増田充浩君	都市建設課長	西口博文君
復興整備課長	杉浦信正君	危機管理課長補佐	清水祐士君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	安田弘人君
環境衛生課長	河内正明君	水道課長	荒木栄一君
下水道課長	水上眞一君		

開議　午前10時00分

○議長（稲田忠則君）　皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

17番荒牧議員から欠席する旨の届け出が出ております。なお、本日、石田秀敏議員に限り自席からの報告・発言を許可します。

本日の日程は皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員長報告、採決、その他となっております。

日程第１　常任委員長報告

○議長（稲田忠則君）　それでは、日程第１、常任委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員会報告、坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君）　皆さん、おはようございます。総務常任委員長坂田でございます。それでは、総務常任委員会に附託されました案件につきましての報告を、ただいまよりさせていただきたいと思います。

総務常任委員会報告書。平成30年第１回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

１、事件名。議案第７号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）。議案第13号、平成30年度益城町一般会計予算中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）。議案第20号、益城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について。議案第21号、益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第22号、益城町町民

体育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。議案第23号、益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

２、審査経過。①付託年月日。平成30年３月７日。②審査状況。平成30年３月９日午前10時から、役場仮設庁舎総務常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、３月12日午前10時から、全委員出席のもと、袴野体育館及び袴野グラウンドを視察した。

３、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第７号ほか５件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第７号、議案第20号、議案第21号、議案第22号及び議案第23号については、原案のとおり全会一致で可決することに決定した。議案第13号については、原案のとおり賛成多数で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第７号については、町民運動場災害復旧工事費についての質問があり、担当課長からナイター照明工事や地盤工事などの工事費の内訳について説明を受けた。議案第13号については、自治公民館災害復旧費など補助費についての質問があり、担当課長から平成30年度は11カ所の建てかえが予定されているとの説明を受けた。次に、派遣職員の目標管理についての質問があり、担当課長から復旧・復興事業の状況、見通し、事務事業評価及び人事評価についての説明を受けた。また、仮設住宅への投票所設置についての質問があり、担当課長からセキュリティー面などの問題があり設置は難しいとの説明を受けた。議案第23号については、袴野グラウンドの今後の予定についての質問があり、担当課長から現時点では決まっていないとの説明を受けた。議案第20号、議案第21号及び議案第22号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した袴野体育館及び袴野グラウンドについては、現地において担当課長から利用状況及び維持管理費の負担割合についての説明があった。また、今後については地元及び御船町と協議をしていく予定であるとの説明を受けた。以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。

平成30年３月13日、総務常任委員長坂田みはる。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上をもって、総務常任委員会の審査結果の報告を終わらせていただきます。

失礼しました。以上、総務常任委員会報告を終わります。

○議長（稲田忠則君）　総務常任委員長の報告は終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君）　おはようございます。福祉常任委員会の報告をさせていただきます。

福祉常任委員会報告書。平成30年第１回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

１、事件名。議案第７号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案８号、平成29年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）。議案第９号、平成29年度益城町介護保険特別会計補正予算（第４号）。議案第12号、平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第４号）。議案第13号、平成30年度益城町一般会計予算中、歳出（福祉

常任委員会関係）。議案第14号、平成30年度益城町国民健康保険特別会計予算。議案第15号、平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計予算。議案第16号、平成30年度益城町介護保険特別会計予算。議案第19号、平成30年度益城町水道事業会計予算。議案第24号、益城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について。議案第25号、介護保険法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。議案第26号、益城町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。議案第27号、益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。議案第28号、益城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

２、審査経過。①付託年月日。平成30年３月７日。②審査状況。平成30年３月９日午前10時から、益城町役場仮設庁舎福祉常任委員会室において、全委員出席のもと、委員会に付託された議案の審査を行った。また、３月12日午前10時から、全委員出席のもと、介護付有料老人ホームいこいの里、特別養護老人ホーム花へんろを視察した。

３、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第７号ほか13件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第７号については、放課後児童健全育成事業補助金について、放課後児童クラブの月額利用料と補助対象人数について確認した。議案第12号については、熊本地震に伴い新築アパート等の建設により加入分担金が増加し、また水道工事手数料においては、住居の新築に伴う上下水道の宅内検査による手数料であることを確認した。議案第13号については、敬老祝い金について80歳・88歳・99歳・100歳・101歳以上と祝い金があることを確認した。また、高齢者タクシー券交付事業は、一人3,000円で1,500名の計上があることを確認した。遠方からタクシー券を役場に申請に来ることで往復3,000円はかかるという意見もあり、郵送での申請ができないかとの意見が出された。最後に、仮設住宅自治会運営費について１戸当たり700円と基礎額月5,000円を自治会へ助成することを確認した。議案第25号については、介護保険料改定の説明及び保険料値上げの要因とその抑制施策等について説明があった。議案第８号、議案第９号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第19号、議案第24号、議案第26号、議案第27号、議案第28号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。介護付有料老人ホームいこいの里及び特別養護老人ホーム花へんろでは、それぞれにおいて施設長及び担当者から業務内容や利用実態などの詳細な説明を受け、施設内の視察を行った。両施設ともよりよい介護の提供のため、入所者の利便性や施設職員の負担軽減に配慮した設備が整っていることを確認した。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。平成30年３月13日、福祉常任委員長松本昭一。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で、常任委員会の報告いたします。終わります。

○議長（稲田忠則君）　福祉常任委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、石田秀敏副委員長。

○建設経済常任副委員長（石田秀敏君）　こんにちは。建設経済常任委員会報告を行います。

建設経済委員会報告書。平成30年第１回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

１、事件名。議案第７号、平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第10号、平成29年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第４号）。議案第11号、平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）。議案第13号、平成30年度益城町一般会計予算中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第17号、平成30年度益城町公共下水道特別会計予算。議案第18号、平成30年度益城町農業集落排水事業特別会計予算。議案第29号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。議案第30号、訴えの提起について。議案第31号、町道の路線廃止について。議案第32号、町道の路線認定について。

２、審査経過。①付託年月日。平成30年３月７日。②審査状況。平成30年３月９日午前10時から、役場仮設庁舎建設経済常任委員会室において、全委員中５名出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、３月12日午前10時から全委員中５名出席のもと、都市防災総合推進事業避難広場予定地（杉堂地区）、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業予定地（杉堂地区）、土地計画道路（南北線）事業予定地（安永地区）を視察した。

３、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第７号ほか９件、当委員会に付託された議案について執行部から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決・認定することに決定した。

②審査の主な内容。議案第７号については、８款土木費の都市計画総務費19節負担金補助及び交付金について質疑があり、交通量調査負担金は都市計画道路を計上するための調査負担金であるとの説明を受けた。戸建木造住宅耐震診断事業補助金及び戸建木造住宅耐震設計・改修事業補助金については、熊本地震前からの事業であり、住宅耐震の診断と改修をセットで行うものであるとの説明を受けた。また、都市防災総合推進事業及び小規模住宅地区改良事業について質問があり、まちづくり協議会からの提案を受け「まちづくり専門委員会」に諮って事業を進めていくとの説明を受けた。その他、まちづくり協議会の今後の活動についても質疑があり、まちづくり協議会は施設整備のハード事業だけでなく、地域のつながりを強めるためのソフト事業も継続していくとの説明を受けた。11款災害復旧費について、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業及び宅地耐震化復旧工事について、事業の実施内容が分かる資料の提出を要望した。また共同墓地復旧支援事業について質疑があり、補助対象の緩和を検討するよう意見が出され、県との協議が必要との説明を受けた。議案第10号については、公共下水道費の浸水対策工事について質疑があり、雨水総合管理計画に基づき工事を行い、順次事業を進めていくとの説明を受けた。また、下水道復旧の進捗率等について質問があり、災害復旧工事の現況は、被災延長22.4キロメートルに対し16.4キロメートルが契約を締結、うち８キロメートルは復旧工事が完了したとの説明を受けた。議案第13号については、７款商工費について、にぎわいを創出する補助制度について検討するよう要望があった。８款土木費について、町営住宅家賃滞納について質問があり、現在の状況について説明を受け、住宅明け渡しの基準を設けるべきとの意見が出された。また、災害公営住宅の

公有財産購入について質疑があり、用地購入費と住宅購入費について説明を受けた。11款災害復旧費について、公園災害復旧工事について質疑があり、総合体育館の基礎ぐいの変更等当初の災害査定額から増額となった要因の説明を受けた。議案第17号については、公共下水道処理場長寿命化実施工事、整備計画見直し及び浸水対策について質問があり、工事計画及び認可変更について説明を受けた。議案第18号については、公課費について質問があり、使用料に係る消費税との説明を受けた。議案第30号については、滞納世帯の状況等について質疑があり、保証人の状況等も整理し対応するとの説明を受けた。また、住宅使用料の徴収事務については、民間委託も検討するよう意見があった。議案第11号、議案第29号、議案第31号及び議案第32号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。都市防災総合推進事業避難広場予定地（杉堂地区）においては、担当課長から事業概要についての説明を受け、他事業と調整するとともに、進入路等の確保についても早期に整備するよう意見があった。大規模盛土造成地滑動崩落防止事業予定地（杉堂地区）では、担当課長から事業概要の説明を受け、今後詳細な調査を行い、地区住民の生活再建ができるよう一日も早い工事着工を目指すようにとの意見があった。都市計画道路（南北線）事業予定地（安永地区）では、担当課長から事業概要についての説明を受け、農地部と住宅部の状況を確認した。住宅密集地については、地元からの要望も考慮し、十分な意見交換を行いながら事業を進めるよう意見があった。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。平成30年３月13日、建設経済常任委員会副委員長石田秀敏。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君）　建設経済常任副委員長の報告が終わりました。以上で各常任委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑に入ります前に、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、益城町議会会議規則第50条及び益城町議会議会運営に関する申し合わせ先例に従い、審査の経過と結果に対する疑義に限ります。また、発言は簡明にお願いいたします。

質疑はありませんか。

２番下田利久雄議員。

○２番（下田利久雄君）　おはようございます。２番下田です。

総務常任委員長に２点ほどお伺いいたします。

選挙の投票所について、なぜ仮設住宅、特にテクノ仮設団地の投票所が設置できないのか、どのような話がございましたでしょうか。

もう１点ですね、グランメッセ木山線、地方債の補正で2,160万円組んでありますが、防犯灯の話は出ましたでしょうか。

以上２点です。

○議長（稲田忠則君）　坂田みはる総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君）　２番下田議員からの御質問にお答えします。

まずテクノにおける投票所の件についての質問は、委員のほうから出ておりました。今回は、なぜテクノだけということではなく、セキュリティー面の強化ができないということと、それから今回平等性、テクノだけではなく、仮設におられる方が散らばっておられますので、投票の有効性を考えると、そこを今回はできないということで、一番の問題はセキュリティーということでの御答弁をいただいておりました。

ちょっと先ほどの御答弁の内容が少しきちっとできておりませんけれど、申しわけありません。

セキュリティーをはじめ幾つかクリアしなければならない重要なことが、壁が高いという執行部からのお話です。それから、このセキュリティー面に関しまして、現在町が管理している施設以外に個人情報を持っていくのが、特に個人情報を持っていくのに問題があるということ、選挙に使用する選挙人名簿というのが住民票と連動しているということが一番の要因ということで御説明がありました。

それから、現在住民票を移しておらず仮設におられるということ、もとの住所の選挙人名簿に載っているというところで選挙を行うということを重要視、一番大事なことで、本来選挙権のない方に投票をさせてしまったり、二重投票をさせてしまうようなことがあってはならないということが第一。それと、住民票と連動した選挙人名簿を使って選挙を行うということで、とにかく住民票を移していない方たち、元の住所の名簿に載っていますから、そちらの投票でしか行えないというのが限界ということでございました。

それから、済みません。もう１問でしたね。

○２番（下田利久雄君）　防犯灯。

○総務常任委員長（坂田みはる君）　防犯灯、はい。防犯灯の件は、お話が出ております。防犯灯につきましては、高さとか、片側だけはなぜなのかというようなお話も出ておりましたけれども。

ちょっとお待ちくださいませ。

大変失礼いたしました。

防犯灯。グランメッセ木山線の防犯灯の設置状況についてという御質問がありまして、単独で立っているものが50カ所あり、電柱につけているものの22本、合計の72本が工事は済んでいるというお話をいただいております。既に検査待ちということでした。委員のほうからは、その高さのことですとか御質問がありましたけれども、これは設計上できちっとはかってしてあることなのでっていうことでの御納得をいただいたような次第でございます。

大変失礼いたしました。以上です。

○議長（稲田忠則君）　２番下田議員。

○２番（下田利久雄君）　１回目の答弁ありがとうございました。担当課長でも構いませんが、大体１基幾らぐらい、防犯灯というのはするのか、ちょっと教えてもらいたいと思いますが。以上です。

○議長（稲田忠則君）　下田議員、担当課長に対する質疑はですね、委員長にして。

○２番（下田利久雄君）　分からんときは。

○議長（稲田忠則君）　分からん場合は、また後で。

○２番（下田利久雄君）　ああ、そうですか。はい。

どうも失礼しました。じゃあ委員長、１基幾らぐらいすっとか、ちょっと分かれば分かる範囲で教えてもらいたいと思います。

○議長（稲田忠則君）　坂田委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君）　ただいま２番下田議員の２回目の御質問でございましたけれども、委員会のほうでは、その値段までのお話はございませんでした。以上です。

○議長（稲田忠則君）　各議員さんにお願いいたします。委員長報告につきましてですね、質疑をされる場合は、議案第何号に対する質疑ちゅうことでですね、言っていただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君）　14番中村です。

済みませんが、総務委員長に２点ほどお伺いします。

議案第13号、一般会計予算の中でですね、派遣職員について何かいろいろ議論があったと聞いておりますが、できればその内容をちょっとお聞かせ、どういうことがあったのかということでお知らせいただきたいと思います。

もう１点は、視察のほうで袴野グラウンド、体育館のほうを視察されたということで、その中で維持管理の負担割合について説明を受けたということだったんですが、その維持管理の負担割合が分かればちょっと教えていただきたいと思います。以上２点です。

○議長（稲田忠則君）　坂田みはる総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君）　14番中村議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、派遣職員の件についてでございますけれども、今回は目標を立てずに仕事が終わっているような状況ではないのかというような御質問のほうから入りましたけれども、今回一人当たり740万円組まれているというところで御質問が入っていきました。今回執行部のほうからの御答弁につきましては、各部署での進行管理の中で目標を定めているということ。それから、システム化しているという状況ではないものの、30年度から人事評価という中で組み込んでいこうと考えているという御説明がありました。

また、この人事評価について、当然目標管理も一つであって、上司との面談をしながら評価をしていく有効的なものということで、この目標管理をしていきたいという御説明をいただきました。その派遣職員の皆さんに対しての御意見はそのような解になりました。

それから、現場視察の袴野体育館及び袴野グラウンドについての内容なんですけれども、こちらのほうにつきましては益城町の負担率が33.7％、失礼いたしました。現在33％ということになっているということでしたけれども、今後体育館の解体等々についての内容につきましては、御船町と地元の方と打ち合わせをしながら、負担割合のほうもまた御相談をしながらというところ

での御説明を受けております。

ただ、草が伸びておりましたりとか、安全管理のためにこれから草刈りをしたりとか消毒をしたりとか、そういったところをされるという現状での御報告はいただきました。以上です。

○議長（稲田忠則君）　中村議員。

○14番（中村健二君）　派遣職員については、一人当たり740万の予算について、その人事評価とかをして、実際執行するときにはその辺を考えながらやるということなんですかね。その予定がたしか89名ぐらいの予定だったと思いますが、現在四十数名と総会質疑の中ではお答えがあったと思いますが、なかなか集まらない理由として、北部九州豪雨などの災害もあったし、福岡あたりからの派遣職員がなかなか来てもらえないというようなこともあるかもしれませんが、そのほかに何か、そういうふうになかなか集まらないというか、そのようなことについての質疑とか説明は何かありませんでしたか。

それと袴野グラウンドと体育館ですか、これについては管理費は益城町の負担が33％ですか、これからの。33％ということだったですかね。33％、維持管理費は。

○総務常任委員長（坂田みはる君）　今の負担が。

○14番（中村健二君）　あ、今までの負担が。これからのやつはまた話し合うということですかね。

それと解体については、御船町それから地元もと言われたけど、地元にも負担があっとかな。その辺ちょっと、どういうことだったのか。体育館の解体については町と御船町、それから地元の人たちと話し合って云々とあったから、地元にも負担があるのかなと思ってちょっとびっくり。今現在は、袴野は１件だけお住まいになってるかなと思いますけども、そういうことで。じゃあ、これからの負担割合については、これからはまだ話し合われてないってことですかね、負担割合。まだこれからのやつは。その辺またちょっと説明ください。

○議長（稲田忠則君）　坂田総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君）　14番中村議員の２回目の御質問にお答えいたします。

派遣職員の皆さんに関しての内容は、一番最初の御質問の趣旨が、要するに皆さんが意欲をもってお仕事をしていかれる中で、職員の皆さんにですね、していただいている中で、その成果が御自身たちで確認できるようにしてはどうかというような趣旨での御質問等はありましたけれども、それ以上のものに含めてはございませんでした。

それから、先ほどの負担割合については現在の状況を申し上げた中で、住民の方との話し合いというのは、体育館の中にいろんな思い出の品が残っていたり、その活用法ですとか、後々解体をしなければいけないことに対してでも、大事なものを残していくこととか、これから先の予定を住民の方とも御船町と益城町と一緒になって意見を取り入れて考えていこうという、そういう現状であるということの御説明でございました。以上です。

○議長（稲田忠則君）　中村議員。

○14番（中村健二君）　派遣職員については人事評価の面の、その辺の質疑が一番多かったんですかね、答えのほうもそうだったんですかね。ただやっぱり、益城町に派遣されて、これは一般

質問でもしたんですけど、帰っていかれるときにいろんな意見っていうか、あんまりいい評価をして帰られないという人たちの意見も聞くもんですから。派遣職員の方が帰られるときに「自分は何しに来たんだろうか」って。「もうちょっと復旧・復興で頑張るつもりで来たんだけど、そういう仕事をもらえなかった」というような話を聞くもんですから。

そういう人たちは帰ってどのような報告をされてるのか知りませんが、そういう自治体においては、こちらが要請しても次はもう人がおりませんとか言って断られるんじゃなかろうかという、そういうものを危惧してるわけで。そういう募集っていうか、結局派遣職員の要請に行ったときのことなんかは全然質疑はなかったでしょうか。その辺の、他自治体の反応というか、その辺については何も説明はあっておりませんか。その点、最後に伺いたいと思います。

それから、袴野体育館のほうでは、結局その後の中のいろんなものをどうするかとか、その辺についてを地元とも一緒に、まだそのまま。一応解体ということになってるんでしょうけど、その後の残された品物を何を残すとか、そんなことを話し合うというようなことなんですかね。

はい、分かりました。以上です。

○議長（稲田忠則君）　坂田総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君）　14番中村議員の３回目の御質問にお答えします。

要は、委員会の中での質疑をされた内容を特にお知りになりたいということだったのかなと、ちょっと解しましたので。一委員の中からおっしゃいました中身につきましてなんですけれども、今議員がおっしゃいましたように、派遣職員で予算が今上げられているという点についてのお話が御本人からですね、委員の意見としてございました。そこを心配しているということ。それから、そういう職員の人を集めて、非常に苦労されていると思うけれども、来た人が充実感を持って帰って、益城町に行ったら非常に勉強になったと、ぜひ次の人を送り出していただきたいっていうような趣旨のもとで、一応委員の質問が入っておりました。

○14番（中村健二君）　質問って、それに対しての答えがあったはずだから、その点をもっと。

○総務常任委員長（坂田みはる君）　はい。その点につきましては、執行部のほうからはですね、実績などいろいろと皆さんが積み重ねておられますけれども、それぞれ来た場所場所での専門外でも来られてたり、配置がなかなか有効になっていないところもあるかもしれないけれど、一丸となって復興をやっていただいているというような認識のお答えをいただいております。

それから、その目標管理についてのお話を執行部のほうから御答弁をいただいておりますけれども、この派遣職員の皆さんに対してもしっかりと人事評価の中にその目標設定をしていただき、仕事をしていただけるという中身になっていることをきちんとお伝えをしていただきました。はい。この人事評価の中にしっかりとそれぞれ達成率なども皆さんが、職員の方がですね、きちんと何パーセントぐらいできるというような目標を立てられますので、それが上司との面談をもとに頑張る力になるというような内容でのお話を受けております。以上です。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

９番宮﨑金次議員。

○９番（宮﨑金次君）　おはようございます。９番宮﨑でございます。

福祉常任委員長に２問お尋ねをします。

まず、第１点は、議案第13号、ページ87ページになりますけども、３款民生費災害復旧費の中の仮設住宅運営費であります。この中で、仮設住宅自治会運営費として助成金253万円について、どのような話し合いがなされたのか。どういう説明があってどういう話になったのか、これについてまずお尋ねをします。１点目。

それから、２点目は、議案第25号、介護保険法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてという、この項目の中で、この審議された中で、介護保険料の値上げについてどのような説明があったのか、再度分かる範囲で教えていただければと思います。

この２点、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　松本昭一福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君）　９番宮﨑議員の質問にお答えします。

仮設住宅自治会運営費助成金についての質問でございます。これは、１戸当たり700円の助成と、また基礎額として年間６万円を仮設団地に助成をするということでございます。そういう説明がありました。

それと、介護保険の今度5,500円から6,600円ぐらいに上がるということでございます。この値上げの要因といたしましては、熊本地震の影響による要介護認定者数の大幅な増加とか、団塊の世代が75歳となる2025年をピークに高齢者人口の増加に伴う要介護認定者数やサービス利用の増加等により値上げがされるということでございます。

また、熊本地震の影響を大きく受けた市町村は特に値上げ幅が大きくなっているということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君）　宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　福祉常任委員長の１回目の答弁ありがとうございました。

２回目になりますが、今仮設住宅自治会運営費のほうについては１件当たり700円と、それから自治会そのものに年間６万円と、こういうお話でございましたが、ちょっと聞くところによるとですね、一部の自治会長から、この今回の運営費助成金のあり方っていいますかね、つくられた経緯といいますか、ここら当たりも含めてちょっと不満が何か出てるというようなこと聞くんですが、そういう話は出なかったんですか。それについて、分かる範囲でまた教えてください。

それから、介護保険法の改正に伴うやつ、介護保険料の値上げについてなんですが、今説明をいただいたので概要は分かったんですが、ちょっと気になるのは被害を受けたところ、被害が大きかったところ、これがどうしても要介護者が増えたから、だから値上げをすると。こういう方向なのですかね。それに対しては何ら改善っていいますか、そういう流れに、とめるような話とか、そういうのは出なかったんでしょうか。２回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　松本福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君）　９番宮﨑議員の２回目の質問にお答えします。

仮設住宅の自治会運営費について、不満とか出てないかということでございますが、そういう質問はありませんでした。

それと、介護保険料が上がるということでございますが、これはやはり地震で住居の被災により転居、応急仮設住宅での日常生活において支援が必要となった人のサービス利用料の増加が見込まれるということも、その上がる原因ということを説明を受けました。

（「それについて委員からは何も意見はなかったですか」と呼ぶ者あり）

ないです。それについての委員からの意見はありませんでした。以上です。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君）　16番渡辺でございます。

福祉常任委員長に２点ほどお尋ねいたします。まず１点目は、議案第13号の益城町一般会計補正予算ですね。予算書ですね、済みません、補正予算じゃありません。予算書の御報告にありましたように、高齢者のタクシー券ですね、450万。

（「何ページ、ページ数何ページですか」と呼ぶ者あり）

ページは73ページです。73ページ、450万円。これをもう一人3,000円ということで話あったかと思いますが、この一人3,000円は結局年間3,000円ですかね。その辺をちょっとお尋ねいたします。

それから、視察の件でいこいの里と花へんろに視察をされたということでございますが、それぞれ業務内容とか事業本体についての説明があったということでございますが、内容的にもう少しございましたら、お尋ねいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君）　松本福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君）　16番渡辺議員の質問にお答えします。

タクシー券についての質問でございます。これは年間に3,000円ということでございます。

それと、視察の場所の詳細な説明があったということで、花へんろにおきまして、介護ロボットが何か体重の重い人とかをですね、腰に巻いてから、70万か80万ぐらいする介護ロボットみたいな装具をつけて腰の負担を軽くしてから重いものを持ち上げる、そういう装具の説明がありました。それとか、いこいの里では自動の座ったまま入れるお風呂とかですね、そういう説明を受けてまいりました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君）　２回目の質問をいたします。

一人当たり年間3,000円ということですね。そうしますと3,000円で、これは免許を持たない人だろうと思いますが、そういう話はございましたですかね。それと、3,000円では恐らくね、ちょっと不足じゃないかと。隣町の嘉島あたりは１万円、年間ということですが、3,000円では到底どうかなという気はいたしますが、その点について話し合いはなかったですか。それをお伺いいたします。

それから、それぞれの事業内容と業務内容的な話を伺い、ロボットとかですね、そういうとこでいろいろされたということでございます。その点については大体分かりましたけど、もう１点タクシー券についてお伺いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君）　松本福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君）　16番渡辺議員の２回目の質問にお答えします。

タクシー券のことでございますが、これはですね、3,000円の1,500名ということでございます。それと免許、それにまた要件もいろいろあるということでございます。

（「申請しに行くとに3,000円かかるというのは」と呼ぶ者あり）

○福祉常任委員長（松本昭一君）　はい。

○議長（稲田忠則君）　ちょっと自席から黙ってください。

○福祉常任委員長（松本昭一君）　以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君）　質問はなかった。

○議長（稲田忠則君）　なかったらなかったで。

○福祉常任委員長（松本昭一君）　ほかにそういう質問はありませんでした。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君）　御回答ありがとうございました。３回目ちょっと聞きたいと思います。

3,000円の1,500名ということで450万になるということでございますね。それは分かりましたけれども、ほかに3,000円で、これは確かに免許を持たない人にあげるという、60歳以上かな、そういう条件であろうかと思いますが、ほかにそういう人たちからの御意見はなかったのか。恐らく3,000円で不満、先ほど言われましたように、タクシーを3,000円券ならば送っていただきたいという意見も出たということでございますが、恐らく3,000円ならですね、ちょっと行ったり、免許持たない人が一、二回行けばもうそれで終わりということになるが、もっといろいろな要望はなかったのか、それをちょっとお尋ねいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君）　松本福祉常任委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君）　16番渡辺議員の３回目の質問にお答えします。

3,000円のタクシー券の件でございますが、極力とりに来ていただくということにしているが、どうしてでもとりに来られないという場合は郵送することもあるということでございます。ただ、原則はとりに来ていただくということだそうでございます。以上です。

○16番（渡辺誠男君）　ほかにはいろいろ出なかったですか。

○福祉常任委員長（松本昭一君）　はい。ほかにはありませんでした。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君）　11番寺本です。

建設経済副委員長にお尋ねいたします。

平成30年度益城町一般会計予算書の中の114ページです。114ページの２目の、次のページの13節の委託料1,470万。地籍調査です。地籍調査は、何か副委員長の報告にも何もなかったけん、どっからするのかですね、今年は。お尋ねします。

それと、いいですか。同じく116ページ、２目道路新設改良費の中の次のページの19節負担金

補助及び交付金です。３億3,424万5,000円。この３億3,000万の県道の路線ごとの割合ですね、分かれば教えてください。

それと、165ページです。

（「業務内容を。業務内容は何、その項目でしょうが。それを言えばよかと。何々て」と呼ぶ者あり）

だけんページ番号を言ったよ。

（自席より発言する者あり）

○議長（稲田忠則君）　中村議員。

○11番（寺本英孝君）　ページは言いよった。きれいに言いよるじゃなかね。

（「ページじゃないて。ページは要らんて」と呼ぶ者あり）

だけ、１目も言いよるじゃろうが。

（「ページも要らんて」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君）　坂本議員。

○11番（寺本英孝君）　なら、165ページですよ。なら、最初から繰り返しましょうか、副委員長。

（「報告書の中にあるっちゃないとね」と呼ぶ者あり）

いやいや。だけんですたい、あっとらんならあっとらんでよかですよ。

（「報告の116ページの中に）と呼ぶ者あり）

165ページのですね、１目です。そして次のページですよ、166ページの19節負担金補助及び交付金です。私道復旧事業費補助金5,000万。この内容をですね、お願いします。

（「委員長報告に対する質疑でしょう」と呼ぶ者あり）

委員長報告だけに。あっとらんならあっとらんでよかっですよ。

（「さっき聞いた」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君）　ちょっと自席から黙ってください。自分の席から黙ってください。

（「さっき聞いたとに対して言わにゃいかん」と呼ぶ者あり）

○11番（寺本英孝君）　うん。

（「ほかんとは、聞いとらんと」と呼ぶ者あり）

だから、なかったらなかったでよかっでしょう。

（「そらそがんばってん、報告に対して」と呼ぶ者あり）

そうでしょう。いらんこと言いなすんな、自席から。いらんこと言いなすな、渡辺議員。

○議長（稲田忠則君）　自席から黙ってください、自席からは。

○11番（寺本英孝君）　なら、167ページ。６目の宅地災害復旧費。次のページの168ページの委託料。被災宅地復旧対策支援業務委託料１億5,000万。これは合っとうでしょう、話が。そうすっと大規模盛土造成地滑動防止事業測量設計業務委託11億5,000万。これがですね、委員長の報告ば聞いておったばってんが、大規模工事関係はですね、若干分かりますけど、この違いですね、被災宅地復旧対策支援業務委託料と大規模盛土造成地滑動防止事業のですよ、おんなじ測量設計

業務委託料なんですよ。これがどう違うのかですね、もし話があっとればですね、教えてください。以上です。よかですか。終わります。

○議長（稲田忠則君）　石田秀敏建設経済常任副委員長。

○建設経済常任副委員長（石田秀敏君）　質問事項がかなり多うございましたので、再度質問をお尋ねするかも分かりませんが。

まず最初の１番、２番についてはですね、何も話は出ませんで。出ておりませんでした。

大規模のやつね、委託料の設計の違い。それについても何も質問は出ておりませんでした。

あと中盤のやつは何だったですかね。

○11番（寺本英孝君）　5,000万の私道復旧。

○建設経済常任副委員長（石田秀敏君）　私道復旧についても、何も質問はあっておりません。

（「まだ委員長が言うことないと」と呼ぶ者あり）

委員長が聞いてあるんじゃないかという。

○議長（稲田忠則君）　11番寺本議員。

○11番（寺本英孝君）　２回目の質疑します。

地籍調査は何もあってないということですね。

○建設経済常任副委員長（石田秀敏君）　地籍調査についても何も質問はあっておりません。

○11番（寺本英孝君）　あってないですね。はい。ですから、何もあっとらんということでしょう。そん被災宅地と大規模盛土もあっとらんちゅうことでしょう。ただ、この私道のあれはあっとらんですか。私道の5,000万は、これはあっとらんですか。私道をどこまでが私道かというこつ、そのあたりの議論はあっとらんですか。

○建設経済常任副委員長（石田秀敏君）　そういうことも一切問題に上がっておりませんでした。

○11番（寺本英孝君）　だけん、これに私道が5,000万ついとるわけですよ。その私道。なら、極端な話すれば町有道路があるし町道があるし、そうすっとみなし道路とかいろんなとがあるでしょう。だけん、この私道がどこまでかっていうことはあっとうでしょう。あってないですか。

○建設経済常任副委員長（石田秀敏君）　あってないです。

○11番（寺本英孝君）　はあー。

○建設経済常任副委員長（石田秀敏君）　場所がどこどこどこということはありましたけどもね。

○11番（寺本英孝君）　その里道とか町有道路とかみなし道路とか、そういう。

○建設経済常任副委員長（石田秀敏君）　それについての。

○11番（寺本英孝君）　私道復旧事業補助金5,000万ですよ。

○建設経済常任副委員長（石田秀敏君）　境界がどうのこうのというような問題は。

○11番（寺本英孝君）　あ、境界はですね。

○議長（稲田忠則君）　石田議員、質問が終わってから言ってくださいね。

○11番（寺本英孝君）　ていうことは私が質問は何もあってないちゅうことですね。私が質問したことは何もあっとらんちゅうことでしょう。

○建設経済常任副委員長（石田秀敏君）　はい。

○11番（寺本英孝君）　ああ。なら、この166ページのですよ、河川災害復旧費の需用費修繕料3,500万もあっとらんとでしょう。

○建設経済常任副委員長（石田秀敏君）　河川災害。

○11番（寺本英孝君）　うん、河川災害。

○議長（稲田忠則君）　石田議員、石田議員、石田副委員長、こっちが言ってから言ってください。

○11番（寺本英孝君）　こら何も変わっとらん。

○議長（稲田忠則君）　寺本議員も。

○11番（寺本英孝君）　ただですね、委託料関係はですね、地籍調査は。ばってん議長、何もあっとらんて言うけん、質問のしよんなかもん。ただですね、地籍調査はですね、私が何で取り上げたかといいますとですね、地震があって地盤が相当に基準点から持ってきた場合、相当宅地が10センチ、20センチ動いております。ですからですね、やっぱ今後の問題もありますからですね、やっぱ1,400万ばっかついとっからですね、今年はどこばすっとだろうかなという質問だったっです。はい、そういうことです。私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君）　石田建設経済常任副委員長。

○建設経済常任副委員長（石田秀敏君）　一番最後の地籍調査についても、そこら辺は何も話は出ておりませんでした。

○議長（稲田忠則君）　ここで暫時休憩いたします。11時25分から再開いたします。

休憩　午前11時17分

再開　午前11時25分

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。

９番宮﨑金次議員。

○９番（宮﨑金次君）　９番宮﨑でございます。

私は、議案第13号、平成30年度益城町一般会計予算について、これについてのみ反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず平成30年度は熊本地震から３年目として、復旧関連事業は国等から支援の最終年度に当たるわけで、復旧関連経費が増加し一般事業のほうに予算を回しにくい状況で、執行部としても大変苦慮されておられる状況は十分理解できます。私も全般的には多分このような予算になるのではないかと思います。しかしながら、どうしても気になる点が２点ありまして、本予算に賛成することができません。

まず第１点目は、復興業務の増加に対処するための派遣職員受け入れ経費。一人当たり740万円の89人分、約６億5,000万円から関連系を含んで約７億円。これはもちろん80％は国からの交付税ということを聞いておりますが、これを計上されておりますが、これまでの２年間を見ると職員の増員を受けたセクション等の目標管理が必ずしも十分ではなく、言うなればできただけが目標。俗に言うでき上り分の１の管理状態にあり、復旧、復興がやや遅れていると感じていました。総務委員会でもいろいろ今後の改善策について説明を受けましたが、町は今、非常勤、再任用、期限付任用等を含め膨大な人件を使っているのに、もう少し真剣に目標管理をしないと町民に納得してもらえないと反対するものです。

確かに応援や臨時に来てもらっている関係から、強く言えない面もあるのは理解できますが、ただでき上り分の１は迅速な復旧、復興の面からも、また、来ていただいている職員に対しても決してよくないと思います。ぜひ、町長等の町の指導部と各課セクション、これは職員個々を含みますけども、で話し合って、例えば上半期にはこの事業はどこまで進めるか、予算の執行率はどれくらいまで持っていくか等の具体的な目標を定め、それを逐次評価しながら業務を進めていくことによって、効率的・迅速な復旧、復興につながっていくものと思いますし、職員個々のやりがいにも通ずるものと思い、現状では反対せざるを得ません。

２点目は、商工費の件です。皆様も御承知のように、平成32年度以降、町は確実に歳入不足に陥ると見積もられています。このことを考えた場合、平成30年度予算の商工費の中の商工業振興費や企業誘致推進費等について当然増加させるべきで、私は最低でも今予算、商工業振興費は今年は3,000万ですが、それから企業誘致、これは205万、これの２倍くらいは絶対必要と。このことにより次年度以降の歳入増加につなげる努力があってしかるべきだと思い、本予算に反対をします。

私の反対の理由は以上の２点であり、その他については本予算に賛成をいたします。もし、賛成の立場で討論される人があれば、私は反対した２点以外については今予算に賛成でありますので、反対した２点について、特に賛成の理由を明らかにしていただければありがたいと思います。以上で、私の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君）　次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

５番榮正敏議員。

○５番（榮　正敏君）　５番榮です。

議案第13号、平成30年度益城町一般会計予算について、賛成討論を行います。

まず、派遣職員につきましては、平成28年熊本地震で甚大な被害があった本町に対し、本町の復旧、復興の支援のためにと厚い志で本町に来られています。また、派遣していただいている全国の自治体におかれましても、行政改革等による職員の減少や、東日本大震災、九州北部豪雨災害の復興支援も継続されている中、厳しい状況にあるにもかかわらず本町のためにということで、職員の皆様を派遣していただいております。これは、本当に頭が下がる思いで感謝しなければなりません。

派遣職員派遣をいただいている自治体の厚意に反するような行動は、信頼をなくす結果となり、

絶対にしてはなりません。また、現在町では、正規職員をはじめ派遣職員等全職員が一丸となって復旧復興事業に取り組んでおられます。そのような中、復旧復興事業の進捗管理や目標設定については、総務常任委員会時に担当課長から復旧復興事業の状況と今度の見通しについて、四半期ごとの状況を町ホームページに公表している。週１回は震災復興本部会議を開催し、復旧復興事業の進捗状況の情報共有を行っている。週１回はハード事業、ソフト事業の実務者会議を開き業務のすり合わせを行っている。また、今後は事務事業評価等を活用して、復旧復興事業の進行管理や目標設定を行う。との説明があっており、何ら問題はありません。

また、商工費関連予算の企業誘致につきましては、町では現在企業誘致に取り組みやすくするため、国や県とさまざまな土地利用規制がクリアできるよう協議を行っていると伺っており、今後必要な予算が発生した場合は、補正予算等で対応するとの執行部から答弁もあっており、何ら問題はありません。

以上のような理由により、平成30年度益城町一般会計予算については何ら問題はなく、町民全ての願いである本町の復旧、復興をいち早く成し遂げるためにも今議案の承認は絶対に必要であり賛成するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（稲田忠則君）　ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

これより議案第７号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）」から議案第32号「町道の路線認定について」までの提出26議案について採決いたします。

まず初めに、議案第７号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）」から議案第12号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第４号）」までの６議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立全員であります。よって議案第７号「平成29年度益城町一般会計補正予算（第９号）」から議案第12号「平成29年度益城町水道事業会計補正予算（第４号）」までの６議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立多数であります。よって議案第13号については、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立全員であります。よって議案第14号、議案第15号、議案第16号、議

案第17号、議案第18号、議案第19号については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「益城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第32号「町道の路線認定について」までの13議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立全員であります。よって議案第20号「益城町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第32号「町道の路線認定について」までの13議案については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２　議案第33号　工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君）　日程第２、議案第33号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第33号、工事請負契約の締結につきまして御説明申し上げます。

益城町四賢婦人記念館新築工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震で益城町四賢婦人記念館が被害を受けたため、場所を変えて新築工事を行うものです。工事の内容は地上２階建て、延べ床面積226.40平米の記念館建築。電気設備工事、給排水設備工事及び空調設備工事となります。

契約金額は5,788万8,000円で、契約の相手方は益城町古閑497番地６、株式会社坂澤建設でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君）　議案第33号、工事請負契約の締結についての提案理由説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第33号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。議案第33号「工事請負契約の締結について」賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立全員であります。よって、議案第33号「工事請負契約の締結につい

て」は可決されました。

日程第３　議案第34号　工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君）　日程第３、議案第34号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第34号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

第24号、益城町総合運動公園災害復旧工事（その２）につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震で被害を受けた総合運動公園の復旧工事を行うものです。

工事の内容は、駐車場のアスファルト舗装工１万3,848平米、テニスコート６面の砂入り人口芝工3,648平米、陸上競技場の全天候型ウレタン複合舗装工5,464平米、全天候ゴムチップ舗装3,210平米、ロングパイル人工芝工9,181平米及び下水道管布設工241.1メーターとなります。

契約金額は６億4,667万1,600円で、契約の相手方は福岡県久留米市東合川１丁目５番27号、株式会社スポーツテクノ和広九州支店でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君）　議案第34号、工事請負契約の締結についての提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第34号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。議案第34号「工事請負契約の締結について」賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立全員であります。よって、議案第34号「工事請負契約の締結について」は可決されました。

日程第４　議案第35号　工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君）　日程第４、議案第35号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第35号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

平成29年災補営第１号、惣領団地熊本地震災害復旧工事につきましては、平成29年第２回益城町議会臨時会におきまして契約の承認をいただいた工事であります。今回の変更内容につきましては、請負金額の変更であり、当初請負金額３億5,584万7,040円に対し、１億1,994万5,356円を増額するものです。

増額の理由としましては、地震直後に行いました基礎ぐい調査では、建物中央と建物の四隅の計６カ所で調査をし、そのうち３カ所でくいの損傷を確認、その調査結果を踏まえ基礎ぐい全体の半数が健全であると仮定して当初設計を行っておりましたが、工事の進捗に伴い改めて基礎ぐいを確認しましたところ、当初想定した本数以上の損傷が確認されたため、新たに打つくいの本数を増加する必要があり、それに伴い増額するものでございます。

なお、本工事の変更につきましては、平成28年既設公営住宅災害復旧補助金の対象事業となるものです。

これで説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　議案第35号、工事請負契約の変更についての提案理由説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君）　14番中村です。

議案第35号、工事請負契約について質疑をいたしますが、工事の請負の変更ですね、これ価格の変更ですけども、契約の変更。これがですね、最近ちょっと多いんですね。で、これは競争入札で落とすわけですね。予定価格もちゃんと立てるわけですね。その後、これはくいが予定よりもたくさん傷んどったということだから内容的には分かります。でも、本来ならばこの予定価格を立てるときにしっかり調査して積算するわけですから、その辺をですね、どういう形でやってるのか。

どうも、この後のやつもそうなんですけど、余りにも予定価格立てるときの積算の仕方が甘いんじゃないかというふうに受けるんですが。一応競争入札で落札したものが、こんなにも次から次に予定変更で価格が変わってくるならばですね、入札の意味がないようになってくるんじゃないかと思うんですよ。その辺ちょっとお伺いしたいですが。どのようなことで積算してちゃんとしてるのか。これが信頼できなくなってくるってことになりますので、説明をお願いします。

○議長（稲田忠則君）　坂本復旧事業課長。

○復旧事業課長（坂本忠一君）　復旧事業課長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

14番中村議員のですね、惣領団地のですね、災害復旧を今行っております、議案第35号、請負額の今回かなり増えておりますので、どういう調査をして発注しているのかということでございますが、本件に限らずですね、査定の期間っていうのが決まっておりまして、その時期までにはやるということで、調査がですね、なかなかできていないところもございます。

で、この惣領団地の場合は、今団地の地下をですね、全部掘って、156本ございますけども、当初は全部掘るというのはですね、時間的なものがございましてできなかったということで、今回全部掘って、全てのくいに関して調査したところ損傷が当初の予定以上にひどかったというのが原因でございます。

この件についてはですね、いろいろ国のほうともですね、打ち合わせをさせていただきながら、認めていただけるかどうかというのもありますので、この分に関してはですね、調査の結果こういうことでしたっていうことで協議をさせていただいて、補助対象としてですね、作業はできるということなんですけども、落札当時の数量・お金っていうものよりは、はるかに工法であったり数量であったり物が格段に量が増えておりますので、これをお願いしますというわけにはいかないということでですね、今回の場合は、こういうふうな増額の措置をですね、させていただきたいというように考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君）　中村議員。

○14番（中村健二君）　その理由が分からないわけじゃないです。確かに、復旧で一日でも早く復旧せないかんということで急ぐのは分かりますが、ほかにもいろいろ。また次のやつもそうなんですけど、やっぱり積算して出すときにもう少し慎重な調査というか、これはやってもらいたいと。でないと、これ入札がですね、何で入札したのかというのが、これはもう。ただ随契でやったのと同じじゃないかというような感じになってしまうんで。その辺はよろしくお願いして終わります。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第35号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。議案第35号「工事請負契約の変更について」賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立全員であります。よって議案第35号「工事請負契約の変更について」は可決されました。

日程第５　議案第36号　工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君）　日程第５、議案第36号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第36号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

平成29年災公下第３号、益城町益城福富地区他汚水管災害復旧（21-14他）工事につきましては、平成29年６月議会において契約の承認をいただいた工事であります。

今回の契約変更の内容につきましては、請負金額の変更であり、当初の請負金額5,464万8,000円に対し2,985万8,739円を増額するものです。

増額の理由としましては、本工事におきましては施工前に地下埋設物の確認のため試掘したところ、３スパン約130メートルの範囲において地下水位が高く軟弱地盤であるため、開削工で施工すれば掘削内部の崩壊や周辺地盤や家屋への被害を引き起こす可能性があるため、推進工に変更する必要が生じ、増額するものでございます。

なお、本工事の変更につきましては、既に国土交通省との変更協議を終え、変更の承認をいただいているものでございます。

○議長（稲田忠則君）　議案第36号、工事請負契約の変更についての提案理由説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第36号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。議案第36号「工事請負契約の変更について」賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立全員であります。よって議案第36号「工事請負契約の変更について」は可決されました。

日程第６　議案第37号　工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君）　日程第６、議案第37号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第37号、工事請負契約の変更につきまして御説明申し上げます。

平成29年災公下第５号、益城町益城広崎地区他汚水管災害復旧（21-17他）工事につきましては、平成29年６月議会において契約の承認をいただいた工事であります。

今回の変更の内容につきましては、請負金額の変更であり、現在の請負金額7,689万6,000円に対し130万8,264円を減額するものです。

減額の理由としましては、本工事におきましては施工前に地下埋設物の確認のために試掘をしましたところ、推進工の立坑位置の予定場所に既設の水路暗渠が埋設されており、それによりのり線を見直し設置可能な立坑の大きさを直径2,000ミリメーターから1,500ミリメーターに変更する必要があるため、減額するものでございます。

なお、本工事の変更につきましては、既に国土交通省との変更協議を終え、変更の承認をいただいているものでございます。

○議長（稲田忠則君）　議案第37号、工事請負契約の変更についての提案理由説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第37号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。議案第37号「工事請負契約の変更について」賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立全員であります。よって議案第37号「工事請負契約の変更について」は可決されました。

日程第７　議案第38号　工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君）　日程第７、議案第38号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第38号、工事請負契約の変更につきまして御説明申し上げます。

平成28年災公下第15号、益城町益城惣領地区他汚水管災害復旧（21-19他）工事につきましては、平成28年12月議会において契約の承認、また平成29年12月議会において契約変更の承認をいただいた工事であります。

今回の変更の内容につきましては、請負金額の変更であり、現在の請負金額１億3,367万5,312円に対し275万8,087円を増額するものです。

増額の理由としましては、本工事におきましては震災関連工事の本格化に伴い、近隣だけでは労働者の確保ができず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ず、標準的な積算基準を上回って必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費が増額となったためでございます。

なお、本工事の変更につきましては、既に国土交通省との変更協議を終え、変更の承認をいた

だいているものでございます。

○議長（稲田忠則君）　議案第38号、工事請負契約の変更についての提案理由説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君）　15番竹上です。

議案第38号、工事請負契約の変更について、お願いしたいと思います。

先ほども説明のあったとおり内容の変更、いわゆる規定金額を変更しようとするものでございますけれども、内容としては、遠隔地からの労働者で対応せざるを得なかったため、標準的な積算基準を上回って必要となる赴任旅費、宿泊費等の間接費が増額となり請負金額が増加するものであるということでございますが、これの内容についてですね、多少お伺いしたい。何名で何日間、何の費用にそれだけかかるのか。あるいは、過去にこういう状況の中でこういう経費たるものを増額する、変更するということがあったかどうか。その辺のことをお伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君）　水上下水道課長。

○下水道課長（水上眞一君）　15番竹上議員の御質問にお答えいたします。

本工事におきましては、福岡県それから兵庫県から作業員を確保し、赴任旅費及び工事期間中の宿泊費等を計上しておるものでございます。具体的な人数につきましては、正確な資料を今ちょっと持ち合わせませんですから、後日報告させていただきたいと思います。

それから、以前もこのようなことがあったのかどうかということですが、これは熊本地震に限り適用されてるものでございまして、以前はございませんでした。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　15番竹上議員。

○15番（竹上公也君）　設計変更ということであればよく分かるんですね。構造物、その他を変更しなきゃいかんということであれば請負金の変更というふうにつながってまいりますが、例えばこれは直接経費、いわゆる間接経費といったぐあいの、いわゆる経費ですよね。経費をわざわざ請負金額変更して足していくと、プラスしていくということでございますけれども、実際これから体育館や庁舎、あるいは学校等の大型工事が出てまいります。多分ゼネコンあたりが入ってくるんじゃなかろうかと。そういうときにですね、じゃあゼネコンですから県外から来るでしょうし、また下請け関係も県外にいっぱい持ってるでしょう。連れてくるとなった場合は、じゃあ全てこういう形でやっていっていただけるのかどうかという話になります。

まあ、震災の関係で今回許されてるという発言でございましたが、益城町のやはり税金を使っていくということになればですね、ある程度のことはやはり考えていかなきゃいけないんじゃなかろうかと。いわゆる請負契約というのは、全体的に大きいいわゆるゼネコン関係が一式無増減、いわゆるこういう躯体にかかわるものについては増減しますけども、一般的な経費関係っていうのは増減しないんですね。そして、その中で、いわゆる工事金額の全体の中で取り決めしたら、契約をしたら、その中でやはりもうけがある、マイナスもあるということで計算していくということが通常でありましてね、今回はこの分だけ突発的に出るから、この分だけよこせという方向のね、契約じ

ゃなかろうかというふうに思うとですね、こんなのが本当にあっていいのかどうかというふうな思いがするわけですね。

やはり、請負契約というのは、あくまでも頭を決めた額、その中で増減していく。損は損、プラスはプラスと計算していって行くのが当たり前のことじゃなかろうか。それをもって、最初からこういうことじゃなかったと思いますんでね、当初の計画時点においては地元の業者使う予定でやってたんだけども、それが手当できなかったから県外から持ってくる、その中でやはり増減が出てきたんで、ならその分だけ町によこしなさいよというような格好じゃなかろうかと。こういうことがまかり通るならば、本当に工事っていうそのものがですね、なかなか難しくなってくるんじゃなかろうかというふうに思うわけです。

ですから、こういうことのないようにですね、やはり税金を使う以上はあくまでも適正な額を出して、適正な支払いの方法を起こしていくというのが当然のことじゃなかろうかというふうな気がいたします。決してこれをね、災害復旧なんで反対してとめるってわけにはいきませんので、賛成はしたいと思いますけれども、だけどですね、やはりよくよくこの辺のですね、270万もプラスなっとるということでございますんでね、この辺のこともよくやはり考えていただきたい。このように要望して終わりたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

８番野田祐士議員。

○８番（野田祐士君）　８番野田です。

災害で急がれているという部分で、復旧、復興を急がやんという部分も承知しておりますが、先ほどのですね、課長の御答弁の中で１点だけ確認したいんですけども、この今同僚議員から言われた直接工事費部分ですね、について、熊本地震のみの適用であるというふうに言われたんですけども、それは補助対象、要するに国がそういうふうに決めたということをおっしゃったのでしょうか。それが１点目ですね。

それと、あと一つだけですね、これ総務課長にちょっとお尋ねしていいですか。工事費、これ議会案件で全部5,000万以上出されてますけども、これは一度全部通ってきた分で出ておりますけども、これは増減についての議会案件にまた書き直すということではなくて、上がろうが下がろうが5,000万を超えたら全部かけるというのが一般的な考え方ですか。

その２点をちょっと教えてください。

○議長（稲田忠則君）　水上下水道課長。

○下水道課長（水上眞一君）　８番野田議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの直接費の金額の変更等でございますが、国からの通達があったのかどうかという御質問でございますが、私のほうから、これは県のですね、土木技術管理課長宛てから平成28年９月28日付で通達をいただいており、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更ということで、設計変更ができる旨、通達をいただいて対応してるものでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君）　総務課長の中桐でございます。８番野田議員の御質問のほうにお答

えさせていただきます。

議案案件で5,000万円以上ということで、これは条例等で決まっておりますので、5,000万円以上の分については議会にかけるという形になります。当然その内容で１回議決していただいたわけですから、その変更が出た場合は当然また議決を再度、再度というか、議決をもう１回、その内容でまた議決をしていただくという形になると思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　８番野田議員。

○８番（野田祐士君）　１回目の御回答ありがとうございました。これは県からの技術管理課からの通達ということで、これは国の補助事業だと思うんですけど、国のほうも認めてるという考え方でよろしいということですね。

○下水道課長（水上眞一君）　はい。

○８番（野田祐士君）　はい、ありがとうございました。

今、総務課長が言われた分で、私質問の内容が多少違ったのかなと思っておりますけども、増減でかけるべきではなくて、またもともとでかけるのが条例で、益城町の条例でなってるというお答えでよろしいんですかね。

○総務課長（中桐智昭君）　5,000万を超えた場合については必ずかける。

○８番（野田祐士君）　必ずかける。

○総務課長（中桐智昭君）　はい。

○８番（野田祐士君）　一度議会案件で5,000万以上で議決された分についても、増減での部分ではなくて元値でかけるという御回答でよろしいですか。２回目の質問です。

○議長（稲田忠則君）　中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君）　総務課長の中桐でございます。８番野田議員の２回目の御質問のほうにお答えしたいと思います。

5,000万という金額がございます。金額自体が議決案件になりますので、そういう形でこちらのほうは上程をさせていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　野田議員、いいですか。８番野田議員。

○８番（野田祐士君）　２回目の御答弁ありがとうございました。そういうふうに決まってるということであれば、何も問題はないと思いますけども、下がった場合をですね、ちょっと心配したものですから。どうするのかなという質問でしたけれども、5,000万を超える分については全て書き直すという御回答であったようですので、それで承知いたしました。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第38号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。議案第38号「工事請負契約の変更について」賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立全員であります。よって議案第38号「工事請負契約の変更について」は可決されました。

日程第８　議案第39号　公有財産の取得について

○議長（稲田忠則君）　日程第８、議案第39号「公有財産の取得について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第39号、公有財産の取得について御説明を申し上げます。

この議案は、木山地区の災害公営住宅整備事業に伴い、災害公営住宅用地を取得するものであります。

場所につきましては、木山地区の陸上自衛隊熊本送信所の北側、町立益城幼稚園の南側であります。

所在地、益城町大字木山字下辻地内、２筆で5,987平米、予定価格7,304万1,400円となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　議案第39号、公有財産の取得についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君）　16番渡辺でございます。

１点だけお尋ねします。40号で広崎の公有財産取得が出ますけれども、馬水・安永、以前出ておりましたですね。安永についてちょっとこう平米単価で違うようでございますが、どういう理由かなと思って。広崎は当然市街化区域でございますが、安永・馬水。安永・宮園ですね、この宮園ともとの単価がちょっと違うようでございますが、それに対しての御意見を。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　復興整備課長の杉浦でございます。16番渡辺議員の質問にお答えします。

近隣であります馬水・安永のほうとの公有財産の取得価格の単価の部分ということのお尋ねかと思いますが、こちらのほうはですね、私どものほうも、この木山のところも不動産鑑定を行っております。地域的には大分離れておりますので、この部分は不動産鑑定をした部分で評価ということにしておりますので、価格が違うというふうなのは、そのようなことになっております。

○議長（稲田忠則君）　16番渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君）　１回目の質問ありがとうございました。２回目の質問に移らせていただきますが、宮園とですね、安永、余り変わったことはないと思いますけれども、安永部分でもち

ょっと違うとこ。どういうか、ちょっと理由があったようにお尋ねしましたが、その点をもう１回分かり次第お尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　16番渡辺議員の２回目の質問で、安永のところとは単価の部分でどういうところが違うかということになりますと、不動産鑑定の部分の内容に一応なってきますと思いますが、これは私が思うところではございますけれども、安永の部分の接道部分、道路の広さも違います。こちらのほうは平たんでもありますし、すぐ横に６メーターの道路があるという部分でもございます。単価の部分ではですね、いろいろな、さまざまな評価の部分が鑑定士の方からしておりますので、そこが高いのか安いのか。これが同じ農地でありながらこういうふうに違うのかというふうなのは、さまざまな状況によって違ってくると思います。そういうところで鑑定の評価の部分の違いというふうなのはあるかと思っております。

○議長（稲田忠則君）　16番渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君）　はい、２回目の回答ありがとうございました。３回目に移らせていただきます。

何か安永の部分はちょっとこう手前と先のほうで違うというようなお話を聞きましたが、そこは総合的にすると少々安くなっているような状況でございますが宮園と対して。その分は何かこう、ほかに何か理由かなんかあるような感じ、ちょっとお聞きしました。その点お尋ねします。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　16番渡辺議員の３回目の質問、お答えできるかどうかっていうふうなのは、ちょっとあれなんですけども、内容的にはですね、先ほども申したように、あくまでも不動産鑑定の評価の部分で一応出しておりますので、こちらのほうが高い安いというふうなのはですね、いろんな、さまざまな状況のことから考慮してですね、出されたものであるというふうに思っておりますので、これが高いか安いか、多少違うから大体同じような形だろうというふうなことを、渡辺議員はそういうふうに思われているかもしれませんけれども、鑑定評価の部分でですね、こういうふうに一応なっていると。さまざまな要件でもって違ってるということがあろうかと思います。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑はありませんか。

８番野田祐士議員。

○８番（野田祐士君）　８番野田です。

今、議案第39号については、２筆分の公有財産の取得ということですけども、私が知ってる限りはですね、もう１筆、この587の南側まで、多分交渉してたんではないだろうかと思っておりますが、交渉できなかったから外したのか、面積はこの２筆で大丈夫なのか、それと今後、もし大丈夫じゃないようなのであれば、その南側の１番587の南側まで交渉するのか、その３点についてですね、お尋ねしたいと思います。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　８番野田議員の御質問にお答えします。復興整備課長の杉浦で

ございます。

まず１点目、この木山下辻の部分のこの２筆で大丈夫なのかということでございます。合わせて6,000平米ございますので、こちらのほうで大体50戸を予定しております。

当初南側というふうなのもあったのではないかと。確かにそちらの方も考えておりました。今後、災害公営住宅を建てるに当たって、この部分をですね、後ろのほうにまた建てるかというふうなのを、今ちょっと協議してるとこです。そういうところで、今50戸の部分で計算したところ、こちらのほうの２筆のほうで大丈夫であるということでしております。

○８番（野田祐士君）　交渉してるのか。交渉できてるのか、南側。

○復興整備課長（杉浦信正君）　交渉。そちらのほうは２筆目の後ろのほうの、南側の部分についてはですね、今後またこれで数量的に言えばですね、個数を建てるのはここでいいのかというちょっと精査して、行くのであればまた行きたいというふうには思いますが、まだ今ちょっと精査中ということになっております。以上です。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　討論なしと認めます。

これより、議案第39号「公有財産の取得について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第39号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立全員であります。したがって、議案第39号「公有財産の取得について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第９　議案第40号　公有財産の取得について

○議長（稲田忠則君）　日程第９、議案第40号「公有財産の取得について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第40号、公有財産の取得について御説明を申し上げます。

この議案は、広安西地区の災害公営住宅整備事業に伴い、災害公営住宅用地を取得するものであります。

場所につきましては、広崎地区の益城台地西区画整理事業の保留地のうち二つの街区となっております。一つが高速道路の料金所の西側、広崎５町内公民館付近、もう一つがさくら病院西側、熊本市との境付近さくらの森ショッピングセンターの南側であります。

所在地、益城町大字広崎地内２街区で１万4,200平米、予定価格５億6,892万円となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　議案第40号、公有財産の取得についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

９番宮﨑金次議員。

○９番（宮﨑金次君）　９番宮﨑です。

１点だけ確認をさせてください。この広崎の災害復興住宅用地、ここについてはですね、この地元住民が道路の連節、特に第二空港線及び小池竜田線、ここへの連節がないために、もうどんどんこういうふうに復興住宅を建てられると袋小路になってしまうと、非常に不安がってます。これについて、どういうふうな道路行政を考えられてるのか、これについてお伺いをします。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　先ほど数字がちょっと誤っておりましたので、訂正をさせていただきます。５億6,892万円と申しておりましたが、５億6,992万円の誤りですので、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　９番宮﨑議員の御質問にお答えいたします。復興整備課長の杉浦でございます。

この西地区のところで地元住民のほうからは、第二空港線へのアクセスの部分が、あの信号機のところがですね、改良ができてなくて、このようなことでいいのかというふうなことでございます。西地区の、この道路状況といいますのが、今現在熊本県のほうとも協議は終わりまして道路管理者、交通管理者とのですね、この東地区をやったときにあわせて協議をやっております。どうしても、あの交差点の部分の改良というふうなのはですね、なかなかできないということで、しております。で、以前西地区のほうでですね、西側のほうに桜木東小学校のほうにアクセスする道路、９メーター道路のほうをですね、計画しておりました。

しかしながら、今回の協議の中でこれは２年前になりますけれども、協議、震災前になりますが、協議したところ、どうしてもその道路もアクセスできないという形になって、南側のほうに行く７メーター道路、変電所のところに出る道路なんですけども、そこの道路と、あと高速道路の下のほうに行くというふうなことで、宮﨑議員心配されるように、その道路しかございません。

それで、町としてもですね、どうにかその７メーター道路の拡幅というふうなのもですね、検討しながら、今後家が増えたときにですね、どういうふうにするかというふうなのは、非常に私どもも心配しているところではございますが、交差点改良であったり、熊本高森線のほうがですね、27メーター道路の拡幅というふうなことでありますので、そこの交差点の改良はですね、同時に一応やっていくというふうな形にはなろうかと思いますが、第二空港線へのアクセスにつきましては、相当県のほうもですね、熊本市のほうもそこのところがですね、厳しい状況であるというふうなのはあっております。

今後、進みぐあいによってですね、区画整理のほうの住民のほうからの意見等も踏まえながらですね、そこのところは今後また、道路管理者である市及び県のほうとですね、協議していかなければならない大きな課題だというふうに思っております。

これが答えになったかというふうなのはちょっと分かりませんけれども、今そういう状況であるということは認識しながら進めさせていただいております。

○議長（稲田忠則君）　９番宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　今、課長から説明を受けましたけども、ただちょっと心配なのはですね、地元住民が非常に心配してます。先ほど言いましたように。非常に不安がってます。ですから、この復興住宅は当然進めなければなりません。だけど、順調に進むかどうかというのは、今後のですね、道路行政にかかってくると思うんです。ですから、道路行政がきちっとなったとき、この復興住宅を進めるべきなのか、それとも復興住宅は復興住宅でやりながら道路を今後調整して道路行政を進めると。どっちのほうをとられるんですか。

今の説明では、多分後者だろうと思うんですが、それだったらかなり地元の住民は不安がります。それはもう確実ですよ。それを承知して何かいい解決策をしないとですね、この復興住宅そのものがですね、進まなくなっちゃうんじゃないかと。こういうふうに心配します。もう一度答弁よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　９番宮﨑議員の２回目の御質問で、地元住民のほうも相当不安というふうな声が上がっておるので、このまま災害公営住宅のほうを進めていいのかと不安があるということを、こちらのほうも、私どもも十分承知しております。災害公営住宅というふうなのはですね、やはり待ったなしの状況で進まなければならないというふうなのもあります。この２地区のところでですね、約120戸程度を計画するということで進めさせていただいております。

このほか区画整理事業というふうなのはですね、ここに住宅地を、今の畑のところから住宅のほうに変化するものでございます。約400戸ぐらいを予定しているという状況でございますので、住宅が区画整理をするに当たってすぐに建つというわけではないかと思います。徐々には建っていくかというふうに思いますけれども、今後のですね、課題として、その道路のほうはどういうふうなやり方をしなければいけないというふうなのもですね、しっかりと協議をしながら、災害公営住宅はまったなしですので進めさせていただきたいというふうに思っています。

それで、後々区画整理内で建ててくる住宅に当たっての処理をどういうふうにするかというふうなのもですね、早急に考えなければいけないというふうなのは課題があるかと思います。区画整理内の道路につきましては、区画整理内のほうの事業のほうで事業をやっていきますが、それからのアクセスの部分につきましてはですね、協議している内容もございますので、それを災害と含めてどういうふうにやるかというふうなのをですね、今後進めていかなければならないというふうに思っております。

私の答えからするなら、そこまでしか一応できませんので、そういうことで何しろ進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（稲田忠則君）　宮﨑議員いいですか。宮﨑議員。

○９番（宮﨑金次君）　はい。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

８番野田祐士議員。

○８番（野田祐士君）　済みません、８番野田です。

一つは確認をさせてください。まず質問のほうはですね、今宮﨑議員から言われた道路行政のほうについては、まずこれはですね、住民との調整、協議をですね、すぐ行っていただきたいということです。これはもう要望といいますか、お願いをいたしておきます。

それと確認というのがですね、１万4,200平方メートルで５億6,992万。これ平米単価は多分４万135円、坪単価の13万2,446円ですかね。これはでき上り、当初説明を受けた部分については、これはでき上り、造成後の金額だったと思いますけれども、それで間違いないですか。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　復興整備課長の杉浦でございます。８番野田議員の１回目の御質問にお答えさせていただきます。

道路行政のほうに関してというふうなのは、ちょっと私のほうが道路行政のほうではございませんのではっきり今も答えることはちょっとできませんけれども、住民と一緒になってですね、進めていかなければならないというふうなのは、町としてもそういうふうなことで思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

次、２点目のですね、この単価の部分についてのお尋ねですが、まず１万平米の７街区というふうにしてあるところの部分なんですけども、これが不動産鑑定の部分で行きますと、でき上りのところでですね、これが４万3,000円という鑑定評価が出ております。28街区4,200平米のほうがですね、４万5,000円というのが出ております。それで、修正単価というふうなのをこちらのほうが提示したところでございます。

それはどういうものかといいますと、粗造成でしっかりした造成はしなくていいと。一応計画的なものはあるけれども、粗造成でいいということで引き渡しのほうをお願いしたいと。それはどうしてかといいますと、粗造成でいただいて整地のほうはですね、災害公営住宅のほうからの補助に含まれます。４分の３の補助が含まれますので、でき上ってしまった後を買うよりも粗造成でもらって整地をこちらのほうでやりますと。そのほうが補助金がありますので、町の持ち出し分は少なくなります。そちらのほうでですね、やって修正のほうをですね、これは３万9,100円というふうなことでさせていただいております。

あと4,200平米のほうがですね、これも同じような形で修正単価のほうを４万2,600円というふうな形でさせていただいているということでございます。不動産鑑定のほうもですね、させていただいておりますけれども、すぐ100メーターぐらいしか離れてない、これは熊本市側になりますけれども、こちらのほうは坪単価20万円以上のやつで今も売り出されているというふうな状況を聞きますと、そんなに高いというふうな部分ではないかというふうに思っております。

○議長（稲田忠則君）　８番野田議員。

○８番（野田祐士君）　２回目の質問です。１回目の御回答ありがとうございました。

街区番号７番が４万3,000円が３万9,100円でしたね、修正した部分ですね。で、街区番号28番が４万5,000円がちょっと聞き損ねましたけれども幾らかに修正をしていると。それは粗仕上げ

ということだと認識しました。けれども、道路行政についてはですね、担当課長が違うということだったんで、西地区についてお尋ねしますけれども、じゃ西地区の道路行政をいつまでにやられるかによっては周辺住民の意見は反映されることはないということをおっしゃってるのでしょうか。道路行政が益城町担当課が違うということであればですね、これは道路行政の担当者のほうから答えていただける問題だとは思いますけれども、余りにですね、無責任な回答はなされないほうがいいのではないかとも思います。

それとですね、粗仕上げというのをですね、区画整理地内ですので、ほかの対象地、隣接地ですね、との、何ですか、本土地と隣接地との接続部分はですね、いろいろな関連が出てくると思いますけども、その辺はですね、もう計画内で終わっていて、そこまで見越したお話ができているというお考えでよろしいということですかね。はい。以上２点です。

○議長（稲田忠則君）　西口都市建設課長。

○都市建設課長（西口博文君）　８番野田議員の御質問にお答えします。都市建設課長の西口です。

この西地区、こちらのほうからの道路関係といいますか、一番問題になってるのは第二空港線、こちらのほうにタッチする交差点といいますか、こちらのほうがどうしてもその信号機、青の通過できる車両、この辺の台数も少ないといいますか、時間が短いというような声も聞いております。県・警察、この辺ともですね、また改めて協議といいますか、お願いといいますか、この辺のところをですね、引き続きといいますか、続けていきたいというふうに思っております。

また住民の方との意見っていいますか、調整っていいますか、こちら当然西地区の役員会、地権者の皆さん、こういった方とも話をですね、詰めていきたいというふうに思っております。ただ、その辺の許認可といいますか、この辺は県であったり警察であったりとかしますので、この辺も粘り強くといいますか、やっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　復興整備課長の杉浦でございます。８番野田議員の２回目の御質問にお答えしたいと思います。

野田議員がちょっと聞き漏れたということですが、単価的にがですね、28街区のほうが４万2,600円、修正後がですね。

それと、あとこの地図のほうに示しておりますこの色つきの部分でやるということで、こちらのほうは今もうくいも全部打ってあって、この部分というふうなことも一応分かっておりますので、その部分でさせていただきたいと。粗のほうで組合のほうからですね、その分をいただくということになっておりますので、きちんとした形でこうですよというふうなことをですね、示しながらお受けするという形になります。

○８番（野田祐士君）　これ工事どうすっとですか。粗仕上げやけん工事ばせやんでしょう。

○復興整備課長（杉浦信正君）　はい。工事のほうはですね、組合のほうから粗整地してからそのままいただくと。はい。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　野田議員。

○８番（野田祐士君）　２回目の御回答ありがとうございました。

道路行政についてはですね、これはもう新たに建てる分は、今住んでいらっしゃる住民の方はですね、どうにもできない部分がございますので、ぜひですね、道路情勢のほうについては、現在住んでおられる住民の方のですね、意向とか御意見をですね、最大限に参考にしていただいてですね、取り入れてやっていただきたいと思っております。

それからですね、粗仕上げについては区画整理組合ですかね、これは、のほうとですね、しっかりと協議をしていただいて、きちんとした形でやっていただければよいと思っていますんで、ぜひその辺はよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

７番吉村建文議員。

○７番（吉村建文君）　７番吉村です。

１点だけお聞きいたします。

議案第40号で、土地の取得に当たっては、昨年の12月議会でも言いましたけれども、これだけ取得の透明性っていうのをはっきりしなくっちゃいけないってことで、その際不動産鑑定士の評価を得て土地の取得をしますというふうに執行部のほう言われましたけども、じゃあ不動産鑑定士の名前を聞くことはできますか。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　７番吉村議員の１回目の御質問にお答えします。復興整備課の杉浦でございます。

不動産鑑定士の名前を言うことができるかということで、会社としてやっておりますので、九州不動産鑑定所、会社のほうが一応されておりますので、そちらのほうで御容赦願いたいというふうに思います。

○議長（稲田忠則君）　７番吉村議員。

○７番（吉村建文君）　７番吉村です。

ただいま九州不動産鑑定所ということを言われましたけども、その九州不動産鑑定所というのは、全ての益城町が町営住宅を建てるときに不動産鑑定をする会社になるんでしょうか。ほかの不動産鑑定士もいっぱいあると思うんですけども、その点をお聞きいたします。

○議長（稲田忠則君）　杉浦復興整備課長。

○復興整備課長（杉浦信正君）　７番吉村議員の２回目の御質問にお答えします。

この九州不動産鑑定所というのがですね、県内でも大きいところでございます。今ほかのところでも不動産鑑定のほうをいっぱい発注されているという状況であります。熊本県のほうもほかの町村に当たっても、それがあっております。ほかのところに聞きましても、ちょっと手いっぱいでできませんと。やはり大きいところに無理やり今頼んでいるという状況でございます。

そういうところで、まあ大きいところが信用あるのかどうかというふうなのは皆様方の考えもあるかと思いますけれども、九州不動産鑑定所のほうにですね、大きいところがやっぱり仕事的にもメンバー的にも多うございますので、そちらのほうを選んでやったということで。ほかのと

ころも一応聞いてはおりますけれども、そちらのほうは手いっぱいだということで、今回こちらのほうにまた頼んだということになっております。ほかのところも町のほうのですね、不動産鑑定のほうもこの九州不動産鑑定のほうに頼んでいるという状況でございます。

○議長（稲田忠則君）　７番吉村議員。

○７番（吉村建文君）　３回目の質問をさせていただきます。

今からどんどんどんどんこういった形で、不動産取得に関しては公営住宅でいろんな評価があると思うんですけども、例えばその九州不動産鑑定所にお願いするんであれば、それぞれの土地取得に関して不動産鑑定士の、幾らで不動産鑑定士が認定したんだってことを、それぞれの今から取得する土地に関しての資料っていうか、問い合わせをされたときにその資料を出せるような態勢をとっていただかないと、住民の方たちは自分の土地が幾らなのかっていうのが非常に不安だと思いますので、その点執行部のほうにお願いしたいと思います。以上で、質問終わります。

○議長（稲田忠則君）　ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　討論なしと認めます。

これより、議案第40号「公有財産の取得について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。議案第40号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立多数であります。したがって、議案第40号「公有財産の取得について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10　議案第41号　固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（稲田忠則君）　日程第10、議案第41号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君）　議案第41号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明申し上げます。

平成30年５月13日に現行委員の任期が満了することに伴い、新たに後任の委員を選任するもので、地方税法第423条の規定により議会の同意を得る必要があるため今回提案を行うものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、提案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　討論なしと認めます。

これより、議案第41号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立全員であります。よって、議案第41号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」は同意することに決定しました。

日程第11　議員提出第１号　益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君）　日程第11、議員提出第１号「益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

９番宮﨑金次議員。

○９番（宮﨑金次君）　９番宮﨑です。

議員提出第１号、益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、次のように制定することとする。

平成30年３月13日提出をいたしました。

提出者議員は、宮﨑金次。

賛成者議員坂田みはる、賛成者議員石田秀敏、議員であります。

提案理由につきましては、益城町課設置条例の改正に伴い、委員会の所管を改定しようとするもので、そのためには条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

つまり、昨年の12月定例議会で課設置条例が改正されたことに伴い改正するもので、中身としましては、福祉常任委員会の所管でありました環境衛生課を廃止し、新しくできる公営住宅課を建設経済常任委員会の所管にするものです。公布の日から施行するもので、６月定例議会からの適用になります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君）　提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君）　討論なしと認めます。

これより、議員提出第１号「益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君）　起立全員であります。よって議員提出第１号「益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第12　議員派遣の件

○議長（稲田忠則君）　日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君）　異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定いたしました。

（「議長、ちょっといいですか。今の議員派遣、日付ば見てください」と呼ぶ者あり）

（「29年になっとう」と呼ぶ者あり）

済みません。事務局のほうで訂正させます。ありがとうございました。

日程第13　閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君）　日程第13、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君）　異議なしと認めます。よって各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

３月６日から本日まで８日間にわたりまして御協力をいただき、まことにありがとうございました。

これで平成30年第１回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会　午後０時54分

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

平成　　年　　月　　日

益 城 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員